

# 山村經濟機構の研究(Ⅲ)

—栃木縣鹿沼市加蘇森林組合の実態—

昭和 31 年 3 月

農林省林業試験場経営部



# 正 誤 表

## 山村経済機構の研究(Ⅲ)

— 栃木県加藤森林組合の実態 —

### オ 1 章

| 頁 | 行     | 誤       | 正         |
|---|-------|---------|-----------|
| 1 | 下から 4 | 南部の     | 北西部の      |
| 2 | 16    | 森林資源の蓄積 | 森林資源の用材蓄積 |

### オ 3 章

|    |    |             |               |
|----|----|-------------|---------------|
| 20 | 14 | あろう。附図オ…    | あろう。附図には附図オ…  |
| "  | 17 | 2ヶ所馬返       | 2ヶ所が馬返        |
| "  | 24 | 造がある。       | 造が盛んである。      |
| 23 | 13 | 20 年太平洋     | 20 年を中心とする太平洋 |
| 26 | 15 | 300 年前      | 200 年前        |
| 27 | 4  | 大字部落産業      | 大字部落の産業       |
| 28 | 6  | 31,200 円 工産 | 31,200 円、工産   |
| "  | "  | 木製品         | 木製品           |
| 29 | 11 | 農産          | 農業            |
| 32 | 18 | 山林労働        | 林業労働          |

### オ 4 章

|    |    |       |            |
|----|----|-------|------------|
| 31 | 22 | 減少した。 | 減少した(54頁)。 |
| 32 | 18 | 山林労働  | 林業労働       |

### オ 5 章

|    |        |      |      |
|----|--------|------|------|
| 39 | 28, 29 | 収夫   | 収去   |
| 46 | 下から 3  | 戦役   | 戦後   |
| 48 | 2      | 未造立地 | 未立木地 |

### オ 6 章

|    |    |               |                |
|----|----|---------------|----------------|
| 60 | 3  | 圧倒的           | 圧倒的            |
| 62 | 10 | 山林労働          | 林業労働           |
| 64 | 21 | 到底            | 到底             |
| 65 | 4  | 問題があると思うのである。 | 問題があるのではなからうか。 |
| 71 | 6  | 明らかである。       | 明らかであらう。       |



オ 7 章

| 頁  | 行        | 誤          | 正         |
|----|----------|------------|-----------|
| 72 | 5        | 山林         | 森林        |
| ・  | 18       | 大山林所有      | 大森林所有     |
| 74 | 8        | 着左遺割分      | 着左失業人口    |
| 75 | 7        | 4戸である。     | 4戸のA型である。 |
| ・  | 15       | 70% であり    | 70% であるが。 |
| 76 | 15       | 黍帚草、       | 黍、帚草、     |
| 79 | 19       | 願望とは       | 願望は       |
| 79 | 12.14.19 | 堆肥         | 堆肥        |
| 79 | 19       | 賄う 賄う      | 賄う        |
| 84 | 23       | 大森林所有者     | 大林野所有者    |
| 85 | 16       | としては部落では共に | としては2部落共に |

オ 8 章

|     |        |                                   |                                            |
|-----|--------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 89  | 4      | かし先産林業地、例えば -----<br>----- 遙かに低い。 | これは先産林業地 例えは 青梅、西川に較<br>へても 豊穡の度合は 極めて 高い。 |
| 91  | F05 10 | 附表オ51表                            | 附表オ3表                                      |
| 91  | ・ 4    | 附表オ53表                            | 附表オ5表                                      |
| 95  | 2      | (ゆいによる 強制労働)。                     | (落葉採取による 強制労働)。                            |
| 95  | 8      | 患う                                | 買う                                         |
| 95  | F05 8  | 糸歯                                | 糸歯                                         |
| 95  | ・ 1    | 高品化                               | 商品化                                        |
| 103 | ・ 4    | ハ加蘇貯蓄銀行                           | 明治33年加蘇貯蓄銀行                                |
| 107 | 3      | ゆいによる 強制労働                        | 落葉採取による 強制労働                               |
| "   | 9      | 附表オ54表                            | 附表オ6表                                      |

オ 9 章

|     |        |         |          |
|-----|--------|---------|----------|
| 109 | 12     | 多売渡     | 及び売渡     |
| 110 | F05 6  | 政府助成林業  | 政府助成林産   |
| 115 | オ59表左上 | 世帯区分    | 地帯区分     |
| 120 | 6      | (3)事業   | 3 事業     |
| 121 | 14     | 組合施行案   | 組合施業案    |
| 125 | F05 6  | 行政、関連事業 | 行政事務関連事業 |
| 134 | 11     | 農村金融公庫  | 農業漁業金融公庫 |



## まえがき

この調査の対象として加蘇森林組合をえらんだのは栃木県下の優良組合として推奨を受けたことと、東京の近くにあつて持続的な調査をすすめるのに便利であると思つたからである。

加蘇村は林業発展の歴史が新らしく、とくに最近になつて新興林業地としての面目がフローズアップされるに至つたことが注目される。このような背景をもつ森林組合がどのような機能を果しているかという主体的条件は勿論説明を要するけれども、組合の実態分析の方法としては、山村経済機構の研究の一環としてとりあげることに調査の目的をおいた。

現地の調査が1月24日から28日までの5日にわたる短期間で、実態を正確につかんだとはいえないと思われるが、その点は今後の研究にまつものとして、この調査を更に段階的に掘りさげてゆくための資料集という意味でまとめたものである。この結果をもとにしてなるべく早く結論を出す予定である。



調査に際して県の高木林務部長、谷田部技師、県森連の中辻事務、大貫主任、大井林業事務所長、鹿沼市役所をはじめ、地元の大貫森林組合長、湯沢常務、広瀬技術員や組合員の方々に御指導と非常な御援助をえたことを深く感謝致します。

昭和31年3月

農林省林業試験場経営部

江畑奈良男

太田研太郎

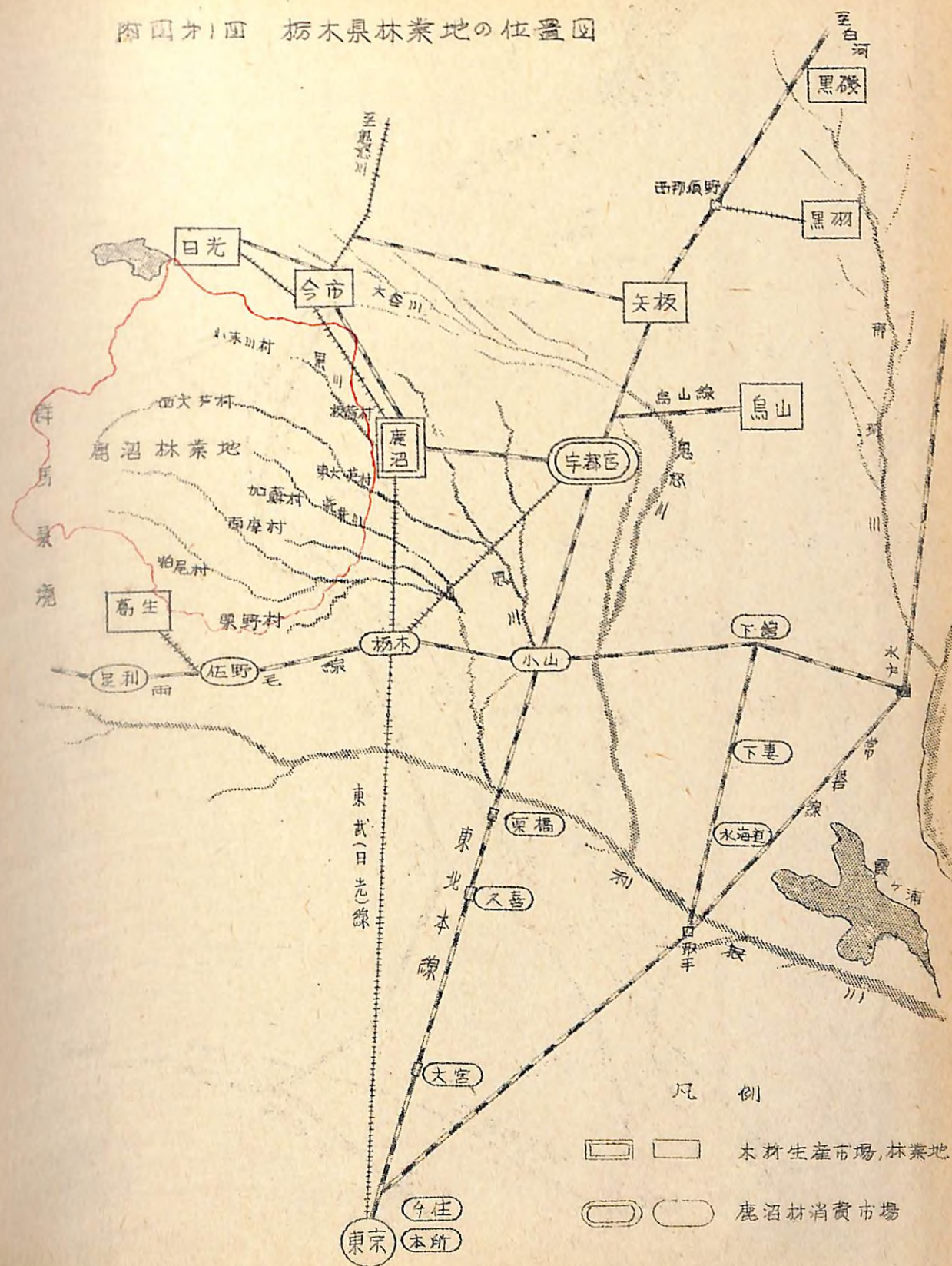
小林裕

大久保昭

全国森林組合連合会

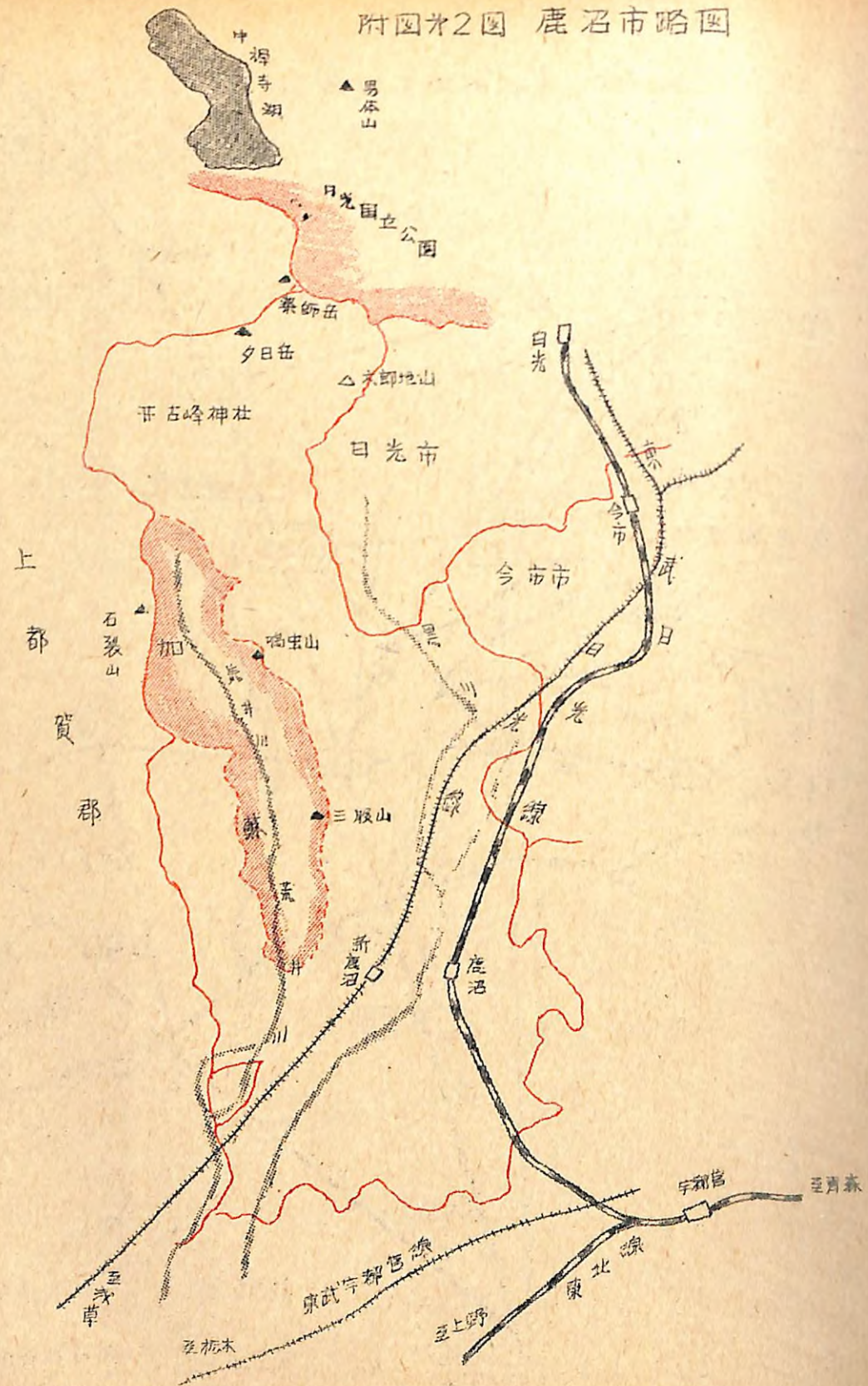
加藤成一

図4 栃木県林業地の位置図





附圖2 鹿沼市略圖





附圖3 加蘇地区人文地図









# 目次

## まえがき

## 第1部

### 第1章 栃木県林業と鹿沼林業の展望

#### 1. 概説

#### 2. 栃木県における鹿沼林業の位置

#### 3. 鹿沼林業概説

#### 4. 鹿沼木材市場

### 第2章 村の自然的環境

#### 1. 地理的、行政的位置

#### 2. 土地、気象の条件

### 第3章 村の社会的環境

#### 1. 一般的生活

#### 2. 部落の構成

#### 3. 人口、戸数

#### 4. 土地利用

#### 5. 産業の構造

### 第4章 農業の姿

#### 1. 概説

#### 2. 土地利用

#### 3. 農家

#### 4. 農業生産

#### 5. 加蘇農業の性格

## 第5章 林業

### 1. 育林過程の展開

### 2. 林業の現況

## 第2部

### 第6章 林業に及ぼす農業条件の検討

#### 1. 概説

#### 2. 農家戸数と経営規模

#### 3. 農地改革の影響

#### 4. 農業経営

#### 5. 加蘇農協の動き

#### 6. 農業経営と林野の関係

### 第7章 部落構造の実態

#### 1. 抽出部落の概況

#### 2. 農民層の区分

#### 3. 部落と林野

#### 4. 林業労働者

#### 5. 部落における育林家

### 第8章 森林所有者の実態

#### 1. 概説

#### 2. 村内森林所有者一般

#### 3. 調査票の検討(1) 一経営主体一



|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ※58表 村内外別森林所有者調       | 113 |
| ※59 役員一覧表             | 115 |
| ※60 職員一覧表             | 117 |
| ※61 出資払込額             | 119 |
| ※62 森林計画、伐採許可及届出件数    | 122 |
| ※63 林道施行状況            | 131 |
| ※64 収支実態表(昭和27~29年度)  | 136 |
| ※65 貸借対照表分析(昭和27~29年) | 138 |
| … 図 …                 |     |
| 附図 鹿沼市場投入産出バランス推計表    | 10  |
| ※2 部落の見取図             | 73  |
| ※3 類型農家別にみた主要産物       | 77  |
| ※4 部落における類型農民層        | 84  |

… 附 図 …

|       |            |    |
|-------|------------|----|
| 附図オ1図 | 栃木県林業地の位置図 | 巻頭 |
| 附図オ2図 | 鹿沼市略図      | 〃  |
| 附図オ3図 | 加蘇地区人文地図   | 〃  |
| 附図オ4図 | 加蘇地区境界図    | 〃  |

(30%以上森林所有者分布図及び林道図)…… 〃

… 附 表 …

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| オ1表 鹿沼市場年表           | 142                 |
| オ2 森林経営実態調査票の様式      | 144                 |
| オ3 森林経営実態調査票の暗層別取まとめ |                     |
| (1) 経営者の性格           | 148                 |
| オ4 〃                 | (2) 森林経営の実態… 150    |
| オ5 〃                 | (3) 立木処分の実態… 152    |
| オ6 〃                 | (4) 森林組合の利用… 154    |
|                      | (5) 森林組合に対する世論… 154 |
| オ7 林業技術研究会々別         | 156                 |
| オ8 昭和27~29年          |                     |
|                      | 貸借対照表と損益計算書… 158    |
| オ9 加蘇森林組合定款          | 167                 |

# 第 1 部



## 第1章 栃木県林業と鹿沼林業の展望

1. 栃木県の林業、特に鹿沼林業の一部として調査村の特色が眺められるわけであり、また加藤地区森林組合の活動は栃木県林政の一環として存在している。

ところで、鹿沼林業を特色づけているものに鹿沼市場があり、このスギ、ヒノキ材市場が中央市場である東京に対して如何なる位置を占めているかを紹介することによつて調査村の日本の林業において占める位置も比較的諒解が付き易いのではあるまいか。また、この調査が組合活動のサンプル調査であると言う意味において、県林政の特色と市場をめぐる利害関係を概観しておくことが爾後の理解を容易にするであろう。

鹿沼林業の位置と特色、鹿沼林業の性格と仕組み、鹿沼木材市場の概要をこゝでは瞥見しておきたいと思う。

### 2. 栃木県における鹿沼林業の位置

栃木県の林業地は宇都宮を中心にして、西に鹿沼林業地、日光、今市林業地、北に黒磯、黒羽（別名、那須）矢板の各林業地があり、東に烏山の林業地を数えることが出来る。宇都宮から南部の平地林には造林技術上産水林業として有名なものがあるが、木材生産地としては大きいものではない。

消費地としてカーに挙げられるのは鹿沼であるが、これは原木の



消化市場であつて、建具材の生産と製材加工による中継市場の性格が強い。これに対し、木材の最終需要地としては宇都宮、足利、佐野、栃木の順になるが、むしろ、県内農村地方の消費も亦大きいものである。全体としての需給関係を見ると、県統計はこの数年、木材の生産が100万石台を少し上回る程度であるのに対して、消費量は150万石程度で消費量が大きく、輸移入量50~60万石に対し移出は10から20万石で、自給自足というより移入県でありこの傾向は戦後、朝鮮事変までとは逆の傾向を示している。用途別に見ると、建築材が約90%で生産消費とも圧倒的な比重を占め、消費としてはパルプ材が約15%で多少の重みを示している。

製材工場は約500工場、内100工場が遊休工場である。すべて100馬力以下の工場で、10~30馬力の工場が250で最も多い。鹿沼林業地には約150の製材工場があり、その多くが市街地に集中している。木工としては鹿沼の建具、栃木の下駄、宇都宮の日本車輛K.K.などが代表的なものであろう。

森林資源の蓄積は約4,000万石。これを樹種別に見るとN86%、S13%、そのうちスギが最も多くて46%、ヒノキが20%、マツが10%、ブナが4%である。これを伐採量で見ると、年間合計103万石のうちスギが52%、ヒノキ15%、マツ16%であつて、これにより生産される木材の種別を窺うことが出来る。

鹿沼林業地は主として旧上都賀郡一円を指すが、東京以北における屈指の原木消化市場をもつことと、特に、スギ、ヒノキ人工造林地として有名である。スギ、ヒノキの人工造林地としては那須林業が鹿沼に匹敵して歴史も古いが、生産力において鹿沼に劣るようである。

ある。

鹿沼林業地において、人工造林地が60~70%に達し、他にアカマツ、ナラ、クリの天然生林をもつに対し、日光、今市を中心とする林業地は一部、鹿沼林業地に接触しながら、他方、奥地天然生林、モミ、クリ、コナラの天然生林が大部分を占める。

黒羽(那須)林業地がスギ、ヒノキ人工造林地を主とするに対し、矢板林業地は人工造林地の外に北部にトウヒ、アカマツ、南部にアカマツの天然生林をもつて構成される。

### 3. 鹿沼林業概説

#### (1) 土地と人

附1図 栃木県林業地の位置図に見られる通り、鹿沼市街を中心として5本指のように南かれた溪流が上都賀郡南半の山岳地を縫っている。一つの産地市場としての鹿沼の立地がこの条件の下に成立し、一方林業地が鹿沼市場故に発展して今日に至っている相関々係を見ることが出来る。

表1 旧上都賀郡(8ヶ町村)全営土地面積

|     | 単位 % |            |           |          |          |           |           |
|-----|------|------------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
|     | 総面積  | 農地用<br>総面積 | 耕地<br>総面積 | 田<br>総面積 | 畑<br>総面積 | 原野<br>総面積 | 山林<br>総面積 |
| 百分比 | 100  | 21.6       | 18.7      | 9.8      | 8.9      | 0.2       | 78.2      |

(1950 農業センサス)

註: 東大林政教室「戦後における林業再生産構造」



(a) カ1表に見られる通り、林野率高く(80%), 耕地度は低い(21%)。しかし、山村としては耕地度も低くはなく、水田率52%という数字は農業条件に恵まれていることを示している。

カ2表 旧上都賀郡(8ヶ町村)業態別人口

(昭和27年10月現在)

|     | 農業     | 林業    | 商業  | 工業  | 其他    | 計      |
|-----|--------|-------|-----|-----|-------|--------|
| 人数  | 14,206 | 2,503 | 954 | 997 | 1,758 | 20,418 |
| 千分比 | 696    | 123   | 46  | 48  | 87    | 1,000  |

註: 8ヶ町村森林組合調。東大林政教室 前掲書

カ3表 旧上都賀郡(8ヶ町村)農業専業及兼業別農家数

|       | 専業農家  | 兼業農家    |         |
|-------|-------|---------|---------|
|       |       | 農業を主とする | 兼業を主とする |
| 調査地平均 | 36%   | 37%     | 27%     |
| 全国平均  | 55.4% | 28.5%   | 16.1%   |

註: 東大林政教室 前掲書

カ4表 旧上都賀郡に於ける耕作規模別農家戸数

|      | 総数    | 3反未満 | 3~5反  | 5反~1町 | 1~1.5町 | 1.5~2町 | 2~3町 | 3~5町 |
|------|-------|------|-------|-------|--------|--------|------|------|
| 戸数   | 3,243 | 502  | 1,115 | 899   | 851    | 413    | 163  | 6    |
| 百分比  | 100   | 15.4 | 13.2  | 27.4  | 26.2   | 12.6   | 5.0  | 0.2  |
| 全国平均 | 100   | 23.9 | 21.4  | 31.1  | 15.1   | 6.2    | 1.0  | 1.3  |

註: 東大教室 前掲書

(b) カ2表人口の産業別構成を見ると、農林業が80%を超えて雇用機会に乏しいことがわかる。またカ3表は兼業特にカ2兼業の多いことを示して山村の特色を示しているが、決して甚しいものではない。

次に農地の保有状況を階層的に見て(カ4表)3反以下が少く、1~3町保有農家が全国平均22%に対し、44%で圧倒的な比重をこの階層に集中していることが注目される。

カ5表 鹿沼林業地各町村森林状況

| 町村名   | 民有林野<br>総面積(A) | 民有林野杉<br>総面積(B) | 用材林<br>率(B)/(A) | 農家戸数<br>(C) | 農家1戸当用材<br>林面積(B)/(C) |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 小 束 川 | 4,659          | 3,020           | 65              | 326         | 9.3                   |
| 板 荷   | 2,454          | 1,459           | 59              | 364         | 4.0                   |
| 西 大 芦 | 7,173          | 3,022           | 42              | 370         | 8.2                   |
| 東 大 芦 | 1,630          | 804             | 49              | 613         | 1.3                   |
| 加 蘇   | 3,922          | 2,558           | 65              | 552         | 4.6                   |
| 南 摩   | 2,178          | 807             | 37              | 539         | 1.5                   |
| 栗 野   | 4,156          | 2,129           | 51              | 479         | 4.5                   |
| 粕 尾   | 5,630          | 2,721           | 49              | 519         | 5.3                   |
| 合 計   | 31,802         | 16,520          | 51              | 3,762       | 4.3                   |

註: 福田輝光「日光林業発展史の社会経済的予察」(下野史学カ6号)  
昭和28.3.現在栃木県造林課資料による。

(c) カ5表は林業地における農家1戸当り所有用材林の比率4.3町、地域内民有用材林比率51%であると云っている。



## (2) 林 地

用材人工林のの比率が高く、スギ64%、ヒノキ16%、合せて80%、スギ、ヒノキの代表的林業地である(オ6表)。

オ6表 鹿沼林業 樹種別占有面積比

| 町 村     | スギ  | ヒノキ | マツ | スギ、ヒノキ |
|---------|-----|-----|----|--------|
| 南 摩 村   | 73% | 18% | 9% | —%     |
| 粕 尾 村   | 67  | 13  | 0  | 20     |
| 加 蘇 村   | 74  | 23  | 3  | —      |
| 東 大 戸 村 | 43  | 11  | 2  | 44     |
| 平 均     | 64  | 16  | 3  | 17     |
| 基本計画区全体 | 75  | 20  | 5  | —      |

註：東大教室前掲書 1. 4ヶ村は施業案説明書より  
2. B基本区は基本計画説明書より

林地の成育条件としては地形において巾100~300m、深さ200mの下降谷で谷密度小さくスギ、ヒノキの成育に適する。その他、優良林業地に共通するものとして秩父古生層の地域で気象、土質共に条件を備えている。

## (3) 森林の取扱ひ方式

植付集約度が疎であり、間伐が戦後やつと導入されていることを挙げることが出来る。

苗木は自家養苗少く、業者からの購入量が組合購入の倍位である。

## (4) 林業の経営

オ7表を見て気付くことは1町以下の所有層が少く、1~5町が多

オ7表 鹿沼林業地における森林所有者の  
所有階層別所有林相の状況

| 規 模<br>階 層 | 戸 数 | %   | 用材林令級別面積(町) |             |             |        | 平均<br>林 令 | 30年生<br>以上占有<br>面積率 |
|------------|-----|-----|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------------|
|            |     |     | 伐跡地         | 30年生<br>未 満 | 30年生<br>以 上 | 計      |           |                     |
| ~1町        | 47  | 23  | 0.5         | 13.6        | 1.4         | 14.1   | 15.0      | 10.4                |
| ~5         | 67  | 34  | 9.2         | 84.9        | 8.3         | 102.4  | 12.6      | 8.4                 |
| ~10        | 36  | 18  | 7.6         | 144.1       | 21.2        | 172.9  | 14.2      | 12.4                |
| ~20        | 22  | 11  | 10.2        | 159.1       | 41.9        | 211.2  | 16.3      | 20.9                |
| 20~        | 25  | 12  | 70.4        | 782.9       | 238.3       | 1091.6 | 19.7      | 23.4                |
| 計          | 197 | 100 | 97.9        | 1184.6      | 311.5       | 1592.2 | 18.1      | 20.8                |

註：東大教室前掲書 巻末附表 オ64表より転用、モノグラフ調査を含む

オ8表 戦前と現在の林況比較表(旧上野原郡、但し県行造林地を除く)

| 項 目<br>町 村 | 昭和26年12月現在                          |                           | 昭和15年現在                             |                           | $a_2 - a_1$ | $b_2 - b_1$ | 30年以上<br>a面積の<br>減少率<br>(c) |
|------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|
|            | 30年以上<br>占有面積率<br>(a <sub>1</sub> ) | 平均林令<br>(b <sub>1</sub> ) | 30年以上<br>占有面積率<br>(a <sub>2</sub> ) | 平均林令<br>(b <sub>2</sub> ) |             |             |                             |
| 粕 尾        | 13.6%                               | 17.3年                     | 35.3%                               | 23.7年                     | 21.7%       | 6.4年        | 61.4                        |
| 栗 野        | 18.5                                | 18.4                      | 30.1                                | 21.9                      | 11.6        | 3.5         | 38.2                        |
| 南 戸        | 6.5                                 | 14.0                      | 44.8                                | 28.1                      | 38.3        | 14.1        | 85.5                        |
| 加 蘇        | 16.4                                | 19.1                      | 30.0                                | 22.0                      | 14.6        | 2.9         | 48.6                        |
| 東 大 戸      | 3.1                                 | 12.7                      | 51.1                                | 27.6                      | 48.0        | 14.9        | 93.9                        |
| 西 大 戸      | 14.0                                | 22.0                      | 45.9                                | 26.6                      | 31.9        | 4.6         | 68.5                        |
| 板 橋        | 13.4                                | 19.6                      | 34.6                                | 22.7                      | 21.2        | 3.1         | 61.2                        |
| 小 来 川      | 13.8                                | 18.0                      | 34.4                                | 22.7                      | 20.6        | 4.7         | 59.9                        |
| 計          | 13.9                                | 17.8                      | 36.4                                | 22.5                      | 22.5        | 4.8         | 61.2                        |



いことであろう。

表8によると戦後30年生以上の令級配置が戦後著るしく低下し、昭和26年までに過伐も限界に達したことである。栃木県全体では昭和23年の生産量はその右の倍量が生産され、24年に一度生産が底をつくと言う姿を物語っている。

表9表A 全営規模別在村・不在村地主数

| 林野規模階層 | 在 村 者   | 不 在 村 者 |
|--------|---------|---------|
| ～ 1 町  | 941 人   | 188 人   |
| ～ 5    | 580     | 291     |
| ～ 10   | 175     | 71      |
| ～ 20   | 122     | 26      |
| 20 ～   | 92      | 51      |
| 計      | 910     | 627     |
| 所有面積   | 8,856 町 | 3,930 町 |

表9表B 不在村地主の居住地

|                    | 計   | 宇都宮 | 鹿沼 | 鉢形 | 栃木 | 群馬  | 群馬 | 県外 | 東京 |
|--------------------|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| (1) 板橋、小栗川の不在地主居住地 | 318 | 17  | 45 | 65 | 9  | 120 | 28 | 10 | 24 |
| (2) 30町以上の不在地主の居住地 | 14  | 2   | 2  | 2  | 1  | 3   | 1  | 3  | —  |

註: 1. 東大林政教室前掲書

2. 町村有林、部落貸付林、果行造林地は除く、

3. 東大寺、南大、粕尾村は除く

次に表9表は林地の流動が比較的激しいことと、不在地主の居住

地が宇都宮、今市、日光との関係を物語っている。

#### 4. 鹿沼木材市場

##### (1) 市場の外観

鹿沼木材市場は鹿代を除いて、東京以北の本州最大の木材市場である。鹿沼はその距離を以て眺めたときに、トラックで東京から1日1往復の圏内にあり、一応、東京の近郊市場としての性格を備えている。また東京から100kmの距離が鹿沼市場を産地市場として確立させている。

伝統的に見て鹿沼は東京、本所市場に対する野州材の供給地であつた。マツ材のうちでも下見板、野地といった量でこなすものが多かった野州材の中で鹿沼材はスギ板材、電柱の供給地として特色を有した。疎植による集約度の低い生産条件から生み出される野州材一般として鹿沼材が発売している点を注目してよい。疎植であり、中目材の供給地としての鹿沼はこの点において、近郊市場と云うより、特産的市場、即ち遠郊市場の性格をもつて来ると考えられる。

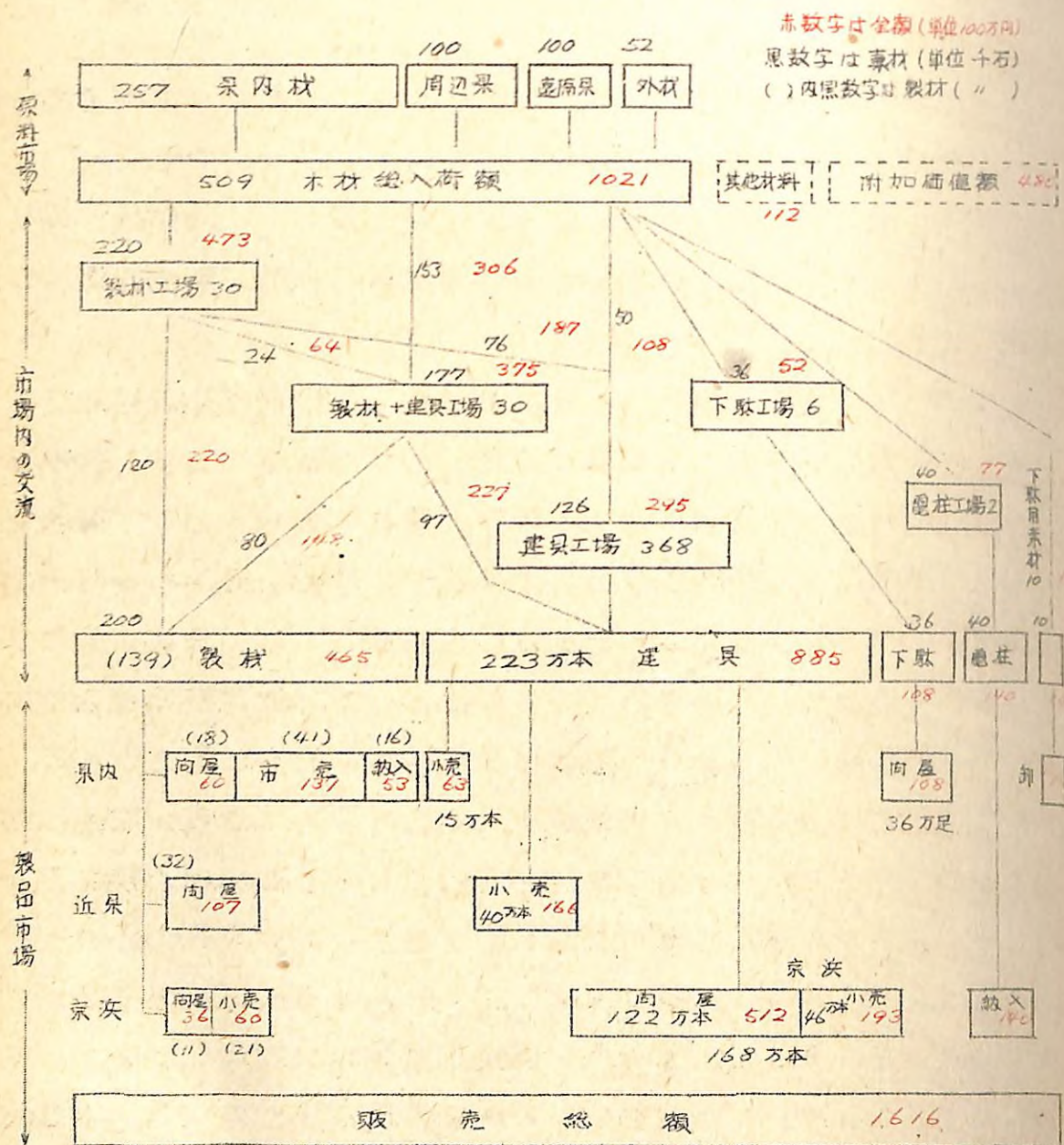
次に 鹿沼は全国最大の産製品建具産地である。建具の生産は明治に遡り、東京に向けて鹿沼建具を有名にしたのは関東大震災であつたが、鹿沼の市場をこれによつて塗り替えたのは今次大戦後のことであつた。性格は次の様に変化した。それは鹿沼を産地市場から原木消化市場に変えた。さらに、全国有数の中目材消化市場としての役割を与えたばかりか、主として周辺消費市場に対して、中目材、建具材需要による全国的な



索引力を具備するに至ったからである。

## (2) 市場の構造

オ1図 鹿沼市場 投入・産出バランス 推計表 (昭和28年度)



註 (林野庁 木材流通実態調査書) 農大 林政研究室編「鹿沼市場」

オ1図は鹿沼市場の構造を端的に示すことに役立つであろう。年間50万石10億円の木材を入れ、製材14万石、建具223万本、下駄36万足、電柱、下駄索材で5万石、全部で約5億の附加価値が市場に落ちる。鹿沼市産業の $\frac{1}{3}$ を占める。工場数437、従業員2,000人から2,500人を擁する大産業であるが、工場数を規模別に見れば、60~100人の従業員を擁する工場が2、4人以下の建具工場が124、季節的な建具取が約200、製材30工場(製材+建具)30工場、下駄6工場、電柱2工場、外に家具30工場となる。

市場は北関東における代表的市場として、スギ中目材の大量消費市場として、常に中目材価格は東京を上廻っており、小角材も東京に対して低くはない。北関東の市場価格は東京—鹿沼—宇都宮を経て伝達される傾向にある。ただ、鹿沼は中継市場であるが、集産市場として周辺地域に卸す役割は昭和28年以後、宇都宮の市売がこの機能を果たしている。昭和26、27年において、売手市場の成立する時代に九州、山陰材集荷の先鞭をつけたのは鹿沼市場であり、当時、東京とは別個の市場圏を鹿沼は形成していたと云われている。

## (3) 市場の発展

附表オ1表は鹿沼市場発展の諸段階を示している。いまこれを略述すると：—

鹿沼はその出発点において、産地市場というよりは産地そのものであった。市場としては栃木があり、流送により利根川を経て荒川から本所に運ばれた。(川辺物時代)

明治中葉、鉄道の開通、製材所の設置、発電所の開設と共に野州



材としての鹿沼材にも追い追い特色が生れて来る。製材所の設置はスギ板材の産地としての特色を高め、発電事業は電柱材としての鹿沼材に高い価値を与える（野州材時代）。

しかし、鹿沼材が東京に対してその真価を発揮するのは第一次大戦以来のことである。ヒノキ、スギ材産地としての鹿沼は東京に印象を与え、ヒンターランドである鹿沼林業は野州材の競争産地である上総、八街、下総、笠間、武州、秩父の各林業地に対し、再生産構造を確立しつゝ産地製材業の街としての地位を確保するに至る（鹿沼材時代）。

戦中戦後の乱伐と需要の増大は鹿沼を製材の市場から木工の街に切り替え、中目材の消費による中継市場として、木材加工業の鹿沼へと発展することが出来た（中目材時代）。

この際、建具製材の市場の70%は京浜であり、京浜の戦災復興需要に対する全国的な生産市場の争奪戦の後、鹿沼が完全なるヘゲモニーを握っている点は注目される。京浜に対する供給市場として今日残っているのは埼玉県小川、新潟県加茂があり、新興産地として秋田と長野が豊富な資材によつて鹿沼の脅威となりつゝある。

## 第2章 村の自然的環境

### 1. 地理的、行政的位置

鹿沼林業資源の中心地といわれる\*栃木県鹿沼市加蘇は昭和29年10月鹿沼市他7ヶ村合併以前は上都賀郡加蘇村と呼ばれ、県の西部、同郡の西北部に位置し、東は元東大芦村に接し、西南は元南摩村及び栗野町に境し、北は元西大芦村に続いている。東経139度34分より43分に至り、北緯36度31分より36分に至っている。東西約18 Km、南北8 Kmの細長い村であり、面積46.41平方 Kmである。

上野駅より2時間余りで東北線宇都宮に着き、こゝより40分バスで鹿沼市街地に至り、更にバスをのりかえて20分で村役場所在地に着く。又浅草より電車で2時間余で新鹿沼につく便もある。

### 2. 土地、気象の条件

日光国立公園山系の1つはこの村と足尾町との境に横根山(1373 m)をもたらし、これより更に東走する支脈は本村最西端において大滝沢(1070 m)となり、これが2条に分岐して起伏し、3面山をもつて囲まれて南部の1部のみが開かれている。海拔高は160

\* 本調査書に於ては以下これを加蘇村と省略して用いることにする。



～1070mに及び、地勢は一般に急傾斜で河川は本村唯一の荒井川が村の中央を東に走り、野尻の南端にて大芦川に注ぐが、これは渡良瀬川の上流である。

地質は大部分古生層に属し、寄栗、石裂の1部は下層に花崗岩を有し、上層は粘板岩の变质が多く、馬込附近に至つて泥板岩が現れ下流に進むに従つて粘板岩の变质したものも多く、各段丘面に角礫をなして散布している。荒井川沿岸にはオ4紀層が発達し、石灰岩の露出を見る。

土壌は上久我、下久我の局所を除き、地被厚く、植樹壌土又は壤土で、概して地味肥沃である。

気象について云えば、水戸海岸より約110 kmで、概して亜大陸性気候の影響を受け、夏季は南東季節風があつて雨が多い。冬季は北西季節風が吹く。210日前後は台風が通り豪雨をもたらすことが多い。

加藤での月別気温の最近のものがないので、鹿沼のものを用いると、1955年はオ10表の如きである。

オ10表 鹿沼市平均気温

| 月    | 1   | 2   | 3   | 4   | 5    | 6    | 7    | 8    | 9    | 10   | 11   | 12   |
|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均気温 | 6.1 | 2.3 | 4.2 | 8.8 | 13.4 | 18.1 | 21.1 | 24.0 | 22.5 | 10.8 | 18.4 | 11.8 |

同じく鹿沼市のものであるが、月別降水量はオ11表のようであるが、加藤にあつては、川の南は北より一般に量が多い。馬込より奥地に入るにつれてその量も日数も多くなる。

初霜は同年は10月27日、初雪は12月2日、降雪日は12月

オ11表 鹿沼市月別降水量

| 月   | 1    | 2    | 3     | 4     | 5    | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11   | 12   | 計      |
|-----|------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 降水量 | 33.1 | 32.3 | 176.3 | 124.1 | 83.6 | 247.0 | 116.3 | 181.5 | 153.6 | 144.0 | 67.6 | 29.3 | 1388.7 |

より3月まで11日あつた。風向は3月より10月まで南風が吹き、1年を通じて各年とも南風である。雷は割に多いが、森林に対するその害は殆んどない。

これらの地質、土壌、気象条件は林木——ことにスギ——の生育に適し、天与の林業発展の要因を知るのである。また後にのべるが本村の一貫した主要商品作物としてあげられる大麻の<sup>\*</sup>直合気候、直合土質は温暖にして成長中には相当の降雨のあるのがよく、播種後は特に6～7月の伸長期に降雨が頻繁で空気の湿润なのがよく、又古成層及びこれが分解によって形成された壤土又は砂質壤土がよいとされており、この地の土壌については最直地とは云えないが、大体において大麻栽培に適している。

\* 徳田重雄「工業作物・上」(明文堂) p. 112



## 才3章 村の社会的環境

### 1. 一般的沿革

石くよりの領有関係をみると、この村はもと安蘇郡に属し、佐野左加蘇野郷といつていた。元禄年間(1688~703)には上加園村と下加園村とに分れており、明治4年6月に両村が合して加園村になった。古い昔加園と云つたのは久我式部大輔常真加蘇の上郷に城を築き同上御を領していたが、上御を久我村とし下御を加蘇郷と改めて加園とした。上久我は天正代(1573~91)久物式部大輔の領有から鹿沼の城主、土生上總介が一時領し、結城氏の領地となつた。その後奥平大膳太夫家昌等が領有し、寛文代(1661~73)日光神領になつた。下久我は旧石高827石であり、上久我は660石である。野尻は徳川時代には吹上領であつたが、明治22年町村制実施前は東大芦村、加園村何れにも属さなかつたが、古事は詳かでない。惟新後栃木県に属して才1大区才11小区に編入された。かくの如く本村の行政的政治的沿革を見るに、村の経済的社会的発展は非常に古く、10世紀前にさかのぼるわけであるが、徳川氏の奉行的比較的長期に亘る統治を除いては、領有の移転は激しかつたのである。かかる点は村の盛衰、村民の心にも影響を与えずにはおかないものであり、例えば、かつては古峰原神社への参詣路として、下久我石裂部落は栄えたが、現代ではこの路は全くすたれている有様である。

またこの地方の民情を示すものとして、或いは聖済的社会性格の一端を示すものとして、野尻騒動がある。徳川幕府の末期においては、諸侯はその力おとろえ、加うるに外患内憂の外交的政治的背景は、農民の経済的負担に重圧を加えていつた。のみならず、幕府の鎖国政策は多くの官民をして世界情勢に暗からしめ、官はその権力を濫用して民を抑圧し、民は又表に恭順を装いつゝ、裏に廻つて姑息的手段を弄して己の慾望を充さんとしている状態であつた。

当時野尻村は田畑よく開け、産業も豊かであつたが、東西の村界に大芦川荒井川があつて交通の便悪く、加園村に通ずる道路のみしかなかつた為に、橋梁を架けようとした。しかし4季により河水の増減の差甚だしく、架橋技術の困難と聖賞の賜大により仲々着工できないで数年を経た。安政5年(1858)柏荷神社の神木を伐つて板橋を渡したが翌年流失したので、再び架さんとして名主が発起人となつて村民の会合を用いて協議したが、その結果無尽講によつて工事を持續することになり、20の面をえて架橋した。竣工後協力した人々のために地芝居を催してその労に報んじした。当時幕府より検約令が出ていたので、関係筋に賄賂してその内諾をえていた。然るに、何かの手違いか時期が悪かつた為か、その筋の手入れが急にあつた。名主太市は強気も手伝つてか役人に手向つたが、村民もこれに和し舞台は修羅場と化した。村民は1団となつて反抗し、その夜は捕吏に痛手を負わせて追い返したが、結局村民は多数召喚せられ、舞台は取払いとなつた。これは\*検約令取締の御用聞は当局



の先鋒となつて取締方針を厳重に農民に示さんとし、又村民は慰安  
 娛樂のノ位は当局の情にすがらんとし、この両者の考え方の相違  
 によつて騒動が起つたものといわれている。

一般に百姓一揆は当時頻繁に起つていたが、大体に重組に対する  
 不満から起るものが最も多く、或いは直接的動機が他にあつても、  
 結局それに帰着するものが多いと云われている。又形態も強訴、越  
 訴、逃散などあるが、とにかく封建社会を崩壊せしめる役に沿つて  
 進展した。この野尻騒動が果して一揆に該当するか否かはこゝでは  
 追及しないとしても、単に原因が他にあつたから一揆ではないとし  
 て簡単には片付けてしまわれたいと思われるのである。稻を採し得  
 ない村の全済的諸事情、それを黙認する役人、にもかゝらず、あ  
 たかも自らの弱さを権力によつてカバーし、更に節約をもつて重圧  
 せんとする幕府の無力、多年の懸案がやつとかなえられ、芝居まで  
 して喜ぶ村民や村の幹部、何とかして喜びたく役人に贈賄してまで  
 万端ととのえたいにもかゝらず、手違いか既定方針が何れにしても  
 それを抑圧せんとする役人、圧力を自らの手で阻止せんとする村の  
 上、下層、あらゆる因子が複雑にからみあわさっている。この村は  
 先にも述べた如く、2, 3の村が集つて1村を成しており、従つて  
 村の性格も部落により相当違ふのであるが、とにかく、かゝる事件  
 を維新直前に致したことは村乃至村民の性格を示す一端とならう。  
 神社についていれると、農漁、火水防の神を祭つて昔より有名な古峰神社  
 への通路としてこの村の御社加蘇山神社は、1,100年前より用かれて境内に  
 ある千本桂や夫婦杉は有名であり、現在ではこの直路がすたれてし  
 まつたが、なお例祭には多くの人を集めている。

## 2. 部落の構成

才12表 大字・部落別戸口、農家戸数、林野所有者数

| 大字 | 部落 | 区分 | 人 口  | 戸 数 (A) | 農家戸数 (B) | 1町歩以上<br>林野所有者 (C) | 農家率 (%) | 林野所有者率 (%) |
|----|----|----|------|---------|----------|--------------------|---------|------------|
| 野  | 野尻 | 東  | 104  | 15      | 12       |                    |         |            |
|    | 野尻 | 下  | 83   | 13      | 11       |                    |         |            |
|    | 野尻 | 西  | 69   | 11      | 11       |                    |         |            |
|    | 野尻 | 同計 | 256  | 39      | 34       |                    |         |            |
| 加  | 加  | 妻  | 212  | 32      | 26       |                    |         |            |
|    | 加  | 下  | 240  | 45      | 17       |                    |         |            |
|    | 加  | 下  | 217  | 44      | 18       |                    |         |            |
|    | 加  | 下  | 78   | 12      | 9        |                    |         |            |
|    | 加  | 下  | 23   | 3       | 3        |                    |         |            |
|    | 加  | 下  | 39   | 6       | 6        |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 196  | 32      | 16       |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 100  | 14      | 14       |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 168  | 27      | 24       |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 113  | 22      | 13       |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 58   | 9       | 7        |                    |         |            |
|    | 加  | 上  | 80   | 16      | 9        |                    |         |            |
| 久  | 久  | 中  | 80   | 14      | 11       |                    |         |            |
|    | 久  | 中  | 95   | 12      | 11       |                    |         |            |
|    | 久  | 中  | 45   | 7       | 6        |                    |         |            |
|    | 久  | 小  | 1744 | 295     | 190      | 70                 | 64      | 24         |
| 下  | 下  | 日  | 63   | 10      | 15       |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 46   | 8       | 15       |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 123  | 19      | 13       |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 113  | 22      | 13       |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 74   | 12      | 9        |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 78   | 13      | 10       |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 85   | 16      | 8        |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 79   | 15      | 4        |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 43   | 8       | 7        |                    |         |            |
|    | 下  | 下  | 704  | 123     | 81       | 46                 | 59      | 37         |
| 上  | 上  | 上  | 194  | 34      | 20       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 140  | 29      | 13       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 141  | 21      | 12       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 109  | 19      | 13       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 55   | 9       | 8        |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 127  | 25      | 8        |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 54   | 11      | 10       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 60   | 9       | 12       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 103  | 21      | 11       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 228  | 62      | 11       |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 207  | 40      | 2        |                    |         |            |
|    | 上  | 上  | 75   | 12      | 2        |                    |         |            |
| 村  | 計  | 計  | 1493 | 282     | 101      | 63                 | 36      | 22         |
| 村  | 計  | 計  | 4277 | 752     | 418      | 192                |         |            |



部落の構成を見る場合、或いは部落の行政的側面から、或いは経済的側面から、或いは社会的側面から等々種々の視点よりの俯瞰がなされ得るが、こゝでは前二者について大字別に一瞥したい。

オノ2表大字部落別戸口、農家戸数、林野所有者数をみると、本村は4大字よりなり、夫々の成立過程、従つてその性格も異なるわけであるが、大字野尻では4部落、大字加園では15部落、大字下久我では9部落、大字上久我では12部落、計40部落である。戸数の割合は野尻7%、加園34%、下久我16%、上久我38%であるが、面積より見ると、上久我が他の3大字に比する程大きい。しかし上久我は大部が林野にて覆われ、下の野尻とは地形的にも対蹠的なところである。農家戸数割合にあつては、野尻11%、加園45%、下久我19%、上久我25%であり、平坦平野地方の野尻の農家割合が少いが、これは戸数が少いためのものであり、相対的にはむしろ多いことが後の農家率より分るであろう。附図オ3図より分るように、役場、農協、森林組合、郵便局などの主要公共施設がある。又加園後沢には石灰鉱山がある。野尻、下久我には諸施設なく、上久我にはマンガン鉱山2ヶ所馬込と寄栗にあり、石裂には加蘇山神社があるが、本村の政治的中心地は加園とみることが出来る。

今各大字を特徴づける産業についてみるに、野尻においては田麻、その東部においては殊に水田が盛んであり、又農耕用馬も多少飼育している。部落中に占める農家の割合は88%で極めて大きい。林野所有規模は小乃至零細である。加園においては水田、馬、菓子製造がある。農家率は野尻に次いで64%である。後沢における加園

石灰会社の設立は古く詳かではないが、凡そ現在より600年以前に発見されたといわれている。明治30年薪の不足により一時不振におちいつたが、その後改良を加えて現在に至らしめた。現在3,200トンの生産量をもち、東京方面へ供給している。下久我にあつては水田が少しあり、主に畑作が多く又農耕馬も多少飼育している。又若しく林業労働者の数が増加している。森林所有者の割合は最も大きく、37%を占め、質的にみれば、30町歩以上所有者は2戸あるが、上久我よりみればその力は未だ弱いものである。最も奥地の上久我にあつては、傾斜稍急になり、水田は極めて僅かであり、畑作も僅かであるが、大麻、黍、蕎麦、菊芋等の栽培に直しており、大麻は良質なものがとれる。その他乳牛が僅かいるし、又製材工場がある。馬込と寄栗部落にはマンガン鉱山が夫々1ヶ所づつあり、この鉱山は大正5〜6年頃開かれたが、その後順調な産出がなされ現在5860トンの年産高である。

富沢部落においては大正10年に優れた共同農業組合を作り、又かつてこの附近の荒井川で筏の編成が行われた。耕地面積の狭少は従つて農家率を最も小たらしめ、又予想外に林野所有者率も小さい。しかし乍ら全村における30町歩以上の林野所有者15名の中12名は上久我在住者であることと、林業労働者190名の中の133名の存在はこの大字の特色を示すものである。

以上の部落構成の概要から、もし大字別の類型化を行うならば、野尻、加園は農村型、上下久我は山村型と云えよう。そして更に仔細にみるならば、加園は稍山村型的農村型であり、下久我は稍農村的山村型であろう。こゝに云う農村型とは主として生活の資を農業の



聖堂又は労働等により得ているものをいい、山村型とは同じく林業の地主又は聖堂者乃至は労働により得ているものをいう。然して山村型的農村である加園には旧家のK家があり、未だこの村における財力、政治力はゆるがぬが、大局としてみる場合、村の支配階級は上久我在任者に多くみることができる。

### 3. 人口、戸数

オ13表 戸数、人口の変遷

| 年 月         | 戸 数              | 人                  |                    |                    | 1戸当<br>世帯員数 |
|-------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
|             |                  | 男                  | 女                  | 計                  |             |
| 1910(明43)12 | 670 <sup>戸</sup> | 2,466 <sup>人</sup> | 2,361 <sup>人</sup> | 4,827 <sup>人</sup> | 7.2         |
| 1920(大9)    | —                | —                  | —                  | 3,910              | —           |
| 1925(大14)   | 680              | 1,928              | 1,953              | 3,881              | 5.8         |
| 1930(昭5)    | 685              | 1,983              | 1,984              | 3,967              | 5.8         |
| 1935(昭10)   | —                | —                  | —                  | 3,825              | —           |
| 1940(昭15)   | —                | —                  | —                  | 3,769              | —           |
| 1947(昭22)   | —                | —                  | —                  | 4,603              | —           |
| 1950(昭25)   | 772              | 2,248              | 2,277              | 4,525              | 5.9         |
| 1953(昭28)6  | 761              | 2,135              | 2,216              | 4,351              | 5.7         |
| 1954(昭29)5  | 764              | —                  | —                  | 4,363              | 5.7         |

註：郷土史、村勢要覧、鹿沼市合併資料、県統計署による。

加蘇村における昭和28年6月現在の戸数、人口はオ13表の通りである。即ち761戸、4351人、1戸当人口は5.7人、女

100人に対し男の割合は96.3人であり、1Km<sup>2</sup>当り93.8人である。大字別にみると、野尻54戸343人、加園298戸1778人、下久我121戸708人、上久我288戸1,522人である。これは上都賀郡の人口密度1Km<sup>2</sup>当り134.5人より極めて少く、非常に下位に属するものであり、山地の存在を示すものである。又人口総数並びに世帯当り人口は郡中中位にある。

明治末期以来の戸口の変遷をみると、明治43年より大正14年までは戸数は大体同じであるにもかかわらず、人口は1,000人近くの増減をみている。しかもこれは男の率の方が多いことである。これは当時急速に発展した\*京浜地区の重工業や流通商業に関連づけられるのである。ことに大字野尻では山地の上久我と異なり、世帯員数は1戸当り8.4人を数えていたが、10年間で5.8人に急激に減じている。それ以降昭和20年太平洋戦争前後は都市人口の農山村遷流で戸数、人口共に増えたが、また引潮の如く減少し、大体770戸台におちつき、世帯員数も5.7人である。しかしこれは加蘇の人口がもはやこの村に停滞したわけではなく、オ14表に物語るごとく、ジグジグと他に流動して行っている。

オ14表 昭和27年人口流動

|    | 県 外             |                 |                 | 県 内             |                 |                  | 計                |                  |                  |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|    | 男               | 女               | 小計              | 男               | 女               | 小計               | 男                | 女                | 小計               |
| 転入 | 37 <sup>人</sup> | 28 <sup>人</sup> | 65 <sup>人</sup> | 81 <sup>人</sup> | 79 <sup>人</sup> | 160 <sup>人</sup> | 118 <sup>人</sup> | 107 <sup>人</sup> | 225 <sup>人</sup> |
| 転出 | 72              | 54              | 126             | 65              | 79              | 144              | 137              | 133              | 270              |

\*「農村人口問題研究」第2集 p178



即ち昭和27年中にあつては、転入出の差45名の流出超過がある。男の県外へ行く割合が多いことは注意を要する。これは栃木県における人口の流出入の<sup>\*</sup>一般的型を辿るものである。即ち年毎に栃木県の、殊にその農山村での人口が県下乃至県外の諸都市に向つて流出しているのである。加蘇村にあつて排出される人口は主として宇都宮、旧鹿沼市又東京、横浜がその大部を占め、近時とみに2、3男層が流出してゆくが、これは明らかに農山村における潜在失業人口を示すものであろう。

先にのべたところであるが、加蘇村の4大字を類別して野尻を農村型、上久我を山村型とした

オ15表 野尻、上久我世帯員数の変遷

| 年次    | 野尻   | 上久我  |
|-------|------|------|
| 1910年 | 8.4人 | 6.5人 |
| 1925" | 5.8  | 5.7  |
| 1930" | 6.2  | 5.6  |
| 1953" | 6.4  | 5.3  |

が、この両者の1戸当り構成員数の変遷をみるとオ15表の通りである。これによると平場の農村型地域では世帯員数が激しく減じており山地の山村型地域に比し、1戸当りの員数も非常に大きいことが知れる。このことは農村型の位置が県内都市に近く、過剰人口を排出し易い自然的条件下におかれていたこと、並びに山村型は奥地のために他に転を求めるに不便なためと、又そうしなくとも一方の極に安定した育林家が居り、他方の極にプロレタリア化した農民が居ても、林業労働という仕事があつたことを意味している。

\* 「農村人口問題研究・オ2集」 P.186

#### 4. 土地利用

オ16表 地目別土地所有形態

| 所有形態 | 地目 | 森林     | 原野    | 田     | 畑     | 宅地その他 | 計      | 備考      |
|------|----|--------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 私有   |    | 3560.5 | 147.2 | 203.2 | 235.2 | 48.6  | 4194.7 | 私有森林    |
| 公有   |    | 289.0  |       |       |       | 132.0 | 421.0  | 台帳面積    |
| 社寺有  |    | 64.0   |       |       |       |       | 64.0   | 2771.5町 |
| 計    |    | 3913.5 | 147.2 | 203.2 | 235.2 | 180.6 | 4679.7 |         |
| 割合   |    | 83.6%  | 3.0%  | 4.3%  | 5.0%  | 4.1%  |        |         |

最近の地目別の所有形態はオ16表にかゝけた通りである。村総面積4679.7町の中、森林原野は86.5%で林野率<sup>\*</sup>からみるならば、普通の山村である。田畑は9.3%であり、稍大きい。公有林は村有林のことであるが、この中245町歩は県行造林地であり、残りは学校林及び現鹿沼市の財産区となつてゐるが、これについては後に述べる。社寺有林64町歩は石裂神社のものであるが、明治期には250町歩を有していたという。田畑については農業のところでのべるが、明治末期と殆んど大差はないが田が多少増え、その分、畑が減つた。後で述べるであろうが、私有林における保安林、竹林その他を除く普通林の用材林と薪炭林の割合は65.4%：34.6%であるが、一応この割合から集約林業地、疎放林業地に分けて考える<sup>\*\*</sup>ならば、前者に属するであろう。

\* 林野庁「国有林野地元利用状況調査の論議分析」 P.70

\*\* 大田研太郎「わが国経済的 林業の担い手」 P.15



農地については殆んど亀並びはないが、森林については村全体では1.3倍の差があるが、各戸については約2倍位の差が台帳面積と実面積とについてある場合もあるといわれている。

## 5. 産業の構造

部落の構成においても述べたが、村の主産業は農業、林業、鉱業工業である。今これらの概略を部門別にみる前に産業の多少の変遷を知っておいたなら便利である。

現下久我馬場及び坂丸と又加園壺ヶ谷に夫々城跡があること、或いは1000年も前に石裂加蘇山神社があり、源頼家が奥州平定の折に寄つたと云うことなどよりして、この村は昔は現在より交通も盛んであり、従つて商業も盛んであつたことが推測される。古く600年以前より石灰山が採掘されていたことは既に述べたが、遠くは越中、近くは同郡の近在より人夫が働きに来て、やがて定着するものも出来たと云う。本村の商品化作物として重要な意味をもつ大麻は300年前に初めて栽培されたといわれている。現在果ではこの鹿沼林業地を採して新興林業地としていることから理解されようが林業の育林技術においてそれ程高度なものを有し、又研究し更に林産物の販路拡張に熱意をもつて求めなかつたであらう。

明治44年8月においては「郷土史」によると、農業専業455戸であつたが、この中には林業も含まれているし、専業の概念も明

確ではないが、野尻は部落内の農業専業の割合が多く、他の職業は商兼2、工兼1のみであり、これに対し上久我では農業専業の他の振業として工専7、商専21、商専農兼5、車夫専2、労役雑業専11、神祇専農兼3となつており、かつての大字部落産業的特色を衰付けるものである。主要農産物生産額は米30,825円、大麻33,750円、大麦20,537円、蕎麥5,850円、材木7,000円、木炭1,150円であり、副業は養蚕を最とし機業、養鶏、木炭製造、薪炭、木材運搬がそれに次ぎ、他に草履作り、畳糸燃りも行われた。鉱工業は石灰採取と製杖業であり、前者は工夫の数は季節により一定しなかつたが、最盛期の春にあつては300人、閑散時は20~30名であつたということである。年生産額は20,000円であり近村乃至奥州まで販売された。後者は4ヶ所にあり、何れも雇工4~5名を用いていた。ここでその当時注意すべき2つのことについていれると、その1はこの村に明治中期より村の大森林所有者であり全済的実権者によつて設立された金融機関が2つあつた。1は加蘇貯蓄銀行であり、これは後鹿沼興業銀行に発展的解消をとげたが他は上久我信用組合であつた。当時前者は40,000円、後者は、10,000円の貸付金があり、既に農山村にあつて種々なる形を通じて形成された産業乃至金融資本家が、活発に動いていたことが窺われる。これは大部分は彼等資本家の拡大のためであるが、中~小規模の農民や林野所有者にとつても何程かの便益が与えられたであらうことは想像に難くない。その2は明治末期既に村富有の方策を考え、それが為には共同組合制をとり、仲買人を排さんとしたことであり、大正10年10月こういう考えの具体的なあらわれともみる



べき富沢に小規模ながらも共同農業組合が作られたことである。これらのことは本村が東京より100kmの、大消費都市に近い特殊な条件下にあるため、経済体制、経済思想も近代化とざるをえないものであつたことを物語るであろう。

昭和28年における村の総生産額は農産102,390千円、畜産1,250千円、林産31,200千円、工産は木材及び木製品であるが、18,100千円、鉱産25,600千円、計178,540千円である。産業としての林業は林産や工産と考えられるから、本村にあつては林業のもつウエイトは農業に次ぐ大きなものである。農業については後に詳しくのべるので省略するが、既にのべた通りに村の主要な商品作物は大麻であり、又供出米もある。養蚕は明治から漸減し、現在12戸である。林産物生産量はオノフ表の如きである。木材は概ね本村乃至鹿沼の仲介業者に渡される。木炭は僅少であるが、新は奥地まで鹿沼新炭商が求めに来て状況を呈している。鉱業はマンガン

オノフ表 昭和29年林産物生産量

| 製品別 | 生産量      |
|-----|----------|
| 素 材 | 28,150 石 |
| 製 材 | 4,800 石  |
| 新   | 46,500 束 |
| 木 炭 | 3,000 貫  |
| 樹 皮 | 7,800 束  |
| いたけ | 50 貫     |

註：新以下は昭和27年

オノフ表 明治末～現在生産物別生産額割合の推移

| 千 次<br>主要産物 | 明治43年 | 大正14年 | 昭和5年  | 昭和28年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 農産物         | 76.8% | 63.2% | 56.7% | 57.3% |
| 畜産物         | 0.2   | 3.4   | 3.9   | 0.7   |
| 林産物         | 7.7   | 26.5  | 16.2  | 17.5  |
| 工産物         | 3.9   | 6.6   | 14.9  | 10.2  |
| 鉱産物         | 11.4  | 0     | 2.0   | 14.3  |
| 水産物         | 0     | 0.3   | 0.3   | 0     |

5860トン、石灰3,200トンであるが最近又少し縮小の方向にある。

オノフ表はこれらの産業の推移をみんとするものである。すぐれた適当な資料が得られなかつた為、十分とは言えないが、明治43年より2,3の時点における産業構成をみて分るように、農産物にその中核をなす大麻は栄えては来たが、戦時中急速にぶとろえ又少しく上昇を始めたが、とにかく農産額は明治時代は非常に高かったが、現在では総生産額の約半数を上回る程度に下向したのに対し、工産物を林業とみて考察する場合、大震災後の木材界の活発化以来、ウエイトは下つてない現状である。鉱業は大正年間に一時ぶとろえしたが、生産額においてはやゝ上昇してきたことがわかる。即ち農産のウエイトの減退は林業のウエイトの増進にあるかにみえ、本村産業構成の重要な意味を見出すものである。

これらの産業にいかに就労されているかがオノフ表に示されている。これは余り正確な分類ではないが、しかし一応の指標とはなろう。これから理解されうることは農業にまつわる者が実に6割5分も居ることである。この中には林業家も含まれているが、後に見るように相対的過剰人口の存することが窺い知られるのである。林業就業人口は略々林業労働者と考えられるが、これが約1割も居る。鉱業の就業人口が少く、潜在失業人口はいさおい農林業労働者より村外に販を求めて排出されざるをえない。

オノフ表 産業別就業人口

| 産業   | 農業   | 林業  | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 卸売及び小売業 | サービス業 | その他 | 計    |
|------|------|-----|----|-----|-----|---------|-------|-----|------|
| 就業人員 | 1347 | 188 | 83 | 62  | 124 | 124     | 62    | 83  | 2079 |
| 割合   | 65%  | 9   | 4  | 3   | 6   | 6       | 3     | 4   | 100  |



## 第4章 農業の姿

### 1. 概 説

一般に栃木県の農業は、東南部に展開する干熱地帯と西部山麓地帯にみられる大麻作とによつて極めて異色あるものとなつてゐる。

西部の山間に発する荒井川の流れは東南に下つてやがて関東平野の比限へ出るが、その上流に細長い耕地が形成される。こゝが大麻の生産地——加蘇農業の舞台である。加蘇の農業も多くの例にもれず狭隘な耕地と低位な生産力と云う山村農業の宿命を背負つてはいるが、常に村の経済における唯一の産業部門となつてゐる。

### 2. 土 地 利 用

既に述べたように、村の總面積 4,680 町歩のうち林野が約 87% を占め、耕地面積は 439 町歩、耕地率 9% にすぎない。これは栃木県全体の耕地率 43%、合併前加蘇村の位置した上都賀郡の 26% と比較しても著るしく低い比率である。

耕地面積 439 町歩のうち水田は 204 町歩で水田率は 46% である。この点では県の水田率 52%、上都賀郡の 46% と相似た比率を示しているが、山村としては一応高い方と考えられる。つまり耕地率は低いが水田率は比較的高いというのが特徴と云えよう。

水田では又毛田率が 55% で、勿論平場の農村とは比肩し得べく

もないが、休閑率は割合に低いようである。

畑は普通畑が大部分で、果樹園、桑園は極めて少い。

資料が少ないので多少大まかな観察になるが、耕地面積の変化は割合に少く、明治末期から現在までの増加率は約 6% である（第 3 章第 32 表参照）

### 3. 農 家

農家戸数は現在 451 戸で、同じく明治末期に比較すると約 1% の減少である。これと見合う農家人口は現在 2,571 人で、明治末期からでは約 25% の減少になつてゐる（第 32 表）。

このように、耕地面積、農家戸数及び人口においてあまり増減がみられず、むしろ固定的な形を示していることが知られる。

従つて既に述べたような総戸数及び総人口の増加はすべて他産業によるものと考えられるが、他産業への進出発展も基礎産業としての農業に支えられる面が大きく、労働力の構成において特にその傾向があつたと言わなければならない。

以上から 1 戸当りの経営面積にもさしたる変化のなかつたことが推察されるが、現在 1 戸平均 9.7 町歩で、明治末期からの増加率は約 7% である。しかし内容においてはこの間に水田率の顕著な上昇が認められる（第 32 表）。これは一つには水田耕作の技術的發展が、かかる山村にまで影響したものとみていゝであらう。

農家の専業兼業についてみると、昭和の初期には農家戸数の 82% が専業農家であつたが、現在では 44% に減少した。このような激しい兼業化傾向は、資本主義経済がより深く浸透するにつれて、



脆弱な生産関係を形づくる山村農家のまぬがれ得ない姿であつた。特に、山村としては比較的恵まれたところに過剰労力のはけ口が存在したこと（例えば林業労働、マンガン鉱、石灰山の労働、近郊都市への賃労働等）が、本村農家の人口流出、兼業化に一層の拍車をかけたのであろう。

#### 4. 農業生産

このように固定化した規模において展開される加蘇の農業は、荒井川の上流から下流へかけて順次山間部、準山間部、平坦部の三地区に大別して考えることが出来る。極めて常識的であるが、耕地面積は平坦部に多く、山間部においてはずっと少くなっている。従つて山間部では農業外労働が農家経済の重要な支えとなつており、むしろ農業は副業的性格に止まつている。

現在本村の農業経営をリードするのはノ町〜ノ々町層であつて、全農家数の28%を占める。ノ町歩以上の農地を経営する農家は一応農業生産のみで生計を営むことが可能であり、これらは殆んど準山間部、平坦部に位置している。ノ町歩以下の農家は全体の54%であるが、これらの階層では農産物の商品化は概してあまり高くないので、山林労働その他の賃労働が重要な現金収入源である。

自然条件の大きな制約を受ける本村の農業経営では必然的に生産力は低位に止まつているが、地域的にかなりの差があるようである。主な生産物としては米、大麦、小麦、裸麦、小豆、大麻（畑麻）、蓴草、紫煙草等であるが、これは明治末頃から現在に至るまでこれ

程度化していないと考えられる。たゞその中であつて稗の減退のみが著しい。これは資本主義経済の波が外部から及ぶにつれて、その商品性の乏しきの故に経営外へ排除されてしまったものと推察される。

限られた耕地と生産力のために穀作物の商品化は、一部の農家を除いてはあまり期待出来ず、重要な換金作物として立地条件に恵まれた大麻をオーにあげることが出来る。本村における大麻作の歴史はかなり古く、明治末期には既に村内総生額（全産業）中のトップを占め、安定した市場を維持しつつ今日に及んでいる。

従つて畑作の作物構成は大麻を中心に組立てられており、労働配分においても他作物のピークと競合せず、一応合理的な形態を示している。

また大麻の栽培には落葉が極めて重要なものとなつていたので、本村における農業経営と林野の関係は、他の山村農業の場合よりも更に緊密度を加えている。

#### 5. 加蘇農業の性格

一般に、経営規模の恵細な山村の農業経営にあつては、労働力再生産のための穀米自給に耕地面積のかなりの部分がさかれるので、残された僅かな面積には勢い労働集約的な作物が作付されることになる。

大麻作に強い依存度を示す本村の農業経営もこの例外ではなく、水田主体の農業へと言うよりは、むしろ大麻作主体の畑作農業へ志



向する傾向があると言えるようである。

だが残された問題が無いわけではない。例えば大麻の市場性と言うこともその一つであろう。古くから下駄の芯縄原料として安定した市場をもつ大麻も、将来において現状以上の需要増は期待出来ないのではないだろうか。下駄の需要そのものがさして弾力性あるものでないし、逆に最近では化学繊維の攻勢も考えられるからである。

何れにしてもこの辺に特殊化した農業経営が多角化の道を辿る萌芽があると言えようである。

## 第5章 林 業

### 1. 育林過程の展開

林業の発展をみるうえで、村の経済の歴史をさかのぼって考察しようとしたが、このたびの調査では十分な資料をつかめなかった。当地の座談会、郷土誌や古老の談話などを中心として記述してみよう。

まず明治44年に発行された郷土誌があるので、これをもとにして当時の事情をのべる。村の総戸数は670戸とあり、職業別戸数をみると農業455戸、工業19戸、商業54戸、公務自由業12戸、労務者27戸、その他3戸で、これを合計してみると570戸となる。この間に100戸のちがいがある。全戸数670戸は他の統計数字から推して信頼をおくと、結局職業別戸数の合計がまちがっているのではないかと思われる。しかしその頃の一応の村勢を知るうえから使うならば、農家455戸が当時田159町、畑253町平均1戸では田3反5畝、畑5反6畝を耕していたわけである。当時の村の生産額を摘記すると表20表のようになる。

この表でみると、米麦をはじめ、神や芋類、蔬菜を自給しながら大麻、葉煙草、林産物等の商品生産を行っていた。ことに農業戸数の内容をみると自作農82戸、自作兼小作222戸、小作農148戸となっていて、のちにのべるように、大面積の耕地の集中がみられ、農民層の分解がかなり進行していたことを示している。このこ



とから一方の極では自給作物として、さきにとりあげた米の商品化が当然行われていたし、他方の極では零細な飯米小作農家が存在していて、労働力の供給源をなしていたのではないと思われる。

また上久我のマンガンやアンチモンの採掘はあまり振わなかった。

表20 生産額調 (明治44年)

| 産業別                   | 種 類              | 金 額     | 小 計              |
|-----------------------|------------------|---------|------------------|
| 農<br>業<br>生<br>産<br>物 | 自<br>給<br>作<br>物 | 米 類     | 34,755 円         |
|                       |                  | 麦 類     | 23,785           |
|                       |                  | 稗 類     | 8,640            |
|                       |                  | ソ バ     | 3,650            |
|                       |                  | 雑 穀 類   | 1,025            |
|                       |                  | 芋       | 10,280           |
|                       | 工<br>藝<br>作<br>物 | 蔬 菜     | 2,358            |
|                       |                  | 大 麻     | 35,750           |
|                       |                  | 葉 煙 草   | 1,150            |
| 林<br>産<br>物           | 木 材              | 7,000   | 94,493 (54.7%)   |
|                       | 木 炭              | 5,610   |                  |
|                       | 薪                | 150     |                  |
| 工<br>産<br>物           | 石 灰              | 19,700  | 42,750 (24.7%)   |
|                       | 家 内 工 業          | 600     |                  |
| そ の 他                 |                  | 1,660   | 1,660 (1.0%)     |
| 合 計                   |                  | 172,782 | 172,782 (100.0%) |

石灰製造は古くから行われて、明治中葉になつて燃料薪の不足から一時おとろえたが、その後製造方法をつぼ焼から七輪焼に改良、燃料を石炭にきりかえたので、もりかえし、そのころ30人程度の労務者が立ち働いて村の重要産業として発展し、地方的に販路を広めていた。

林業の歴史については、K氏の話によると、寛永年間に自分の山に植林した記録を保存しているとのことであるが、古いことは資料を集める機会がなかった。明治以前は大したことはなかったようである。明治初年の地租改正で林野の私有化が促進された。木材の需要が急速に増加し積極的な植林が拡大して来たのは日清戦争の前後からであつたという。

明治28年、学区の設置によつて部落有林野233町4反は学区有財産として管理経営されることになった。更に日露戦争当時材価が高騰し、筏流によつて東京方面への出荷が増加し急速な展開を促した。明治39年「樹苗下付規則」の公布があり、明治43年には「林業補助規程」が制定されて林政上からも造林奨励政策がとられた。隣接の栗野村に果行造林が明治40年代から実行されたことは地元への造林熱を更に高めたといわれている。こうして明治44年当時には全村森林の2割にあたる400町歩(台帳面積)及び公有林40町歩の人工造林地が現出した。このような人工植栽への傾向は明治中葉以降商品経済の発展とともに、農民の分解が進み、伝承地主や新興の商業的地主の勃興によつて、森林が集中化の傾向を辿り材価の高騰によつて森林が急速に投資の対象として表われたものにほかならない。たとえば後述するように造林の先覚者としては立志



伝中の人といわれる M. O. 氏は明治から大正にかけて雑木を切つて跡地を造林地に転換していつたが、寒害や不適地に対しても毎年補植をくりかえし、5〜6年にわたつて遂に不成績地を放逐したという不撓の努力が逸話として伝えられている。

更に大正8、9年並びに関東大震災当時は材価が高騰して大量の伐採が行われて東京方面に輸送され本村の黄金時代をつくつたが、同時に造林も拡大して用材林経営が支配的になつていつた。大正13年には部落有林野の整理統一をして、旧村有林220町に県行造林契約を結び昭和2年より10ヶ年に亘り植林した。その植林の経過を見ると次の通りである。

表21 県行造林の推移

| 年 度  | 昭和2年 | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8 | 9 | 10  | 11  | 計    |
|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|---|-----|-----|------|
| 植栽面積 | 160  | 245 | 382 | 387 | 240 | 270 | — | — | 200 | 300 | 2084 |

この県行造林は上久我1,899番地の森林で俗に火打石沢と呼ばれ、本村でも有数の植林の適地であり、大正15年9月20日、当時の栃木県知事大塚惟精殿と加藤村長金子晴三郎殿の間に公有林野県行造林契約がなされたものである。契約の内容は次の通りである。

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 植栽予定樹種 | 杉扁柏                         |
| 植栽予定期間 | 昭和2年より昭和8年に至る7年間            |
| 伐採予定期間 | 昭和27年より昭和58年に至る21年間         |
| 収益交付割合 | 100分の50                     |
| 存続期間   | 昭和2年4月1日より昭和58年3月31日に至る55年間 |

## 条 件

1. 植栽予定樹種は実行に際し知事において必要の変更を加えることあるべきこと。
2. 植栽予定期間及び伐採予定期間は施業上の必要により実行に際し多少延長又は短縮するも町村において異議なきこと。
3. 町村において造林地保護の義務履行に付き知事の指揮に従ふときは果は町村に代り必要と認むる事項を施行し、その費用を町村より徴収するも異議なきこと。
4. 造林地の産物採取につき期間を定めたる場合において町村がその期間内に産物の採取をなさざるときは、その権利を放棄したるものと看做さるゝことあるも異議なきこと。
5. 公有林野県行造林規則第13条の規定に依り契約を解除したるときは町村は第14条の規定による収益の交付を受くるの他果に対し何等の補償の請求せざること。
6. 将来公有林野県行造林規則又は公有林野県行造林施行規定の改正あるときは町村はこれを遵守すべきこと。
7. 造林地に存在する在来樹は知事の指定する期間内に之を収夫すべきこと、若し之を収夫せざるときは放棄したるものと看做し果において処分するも異議なきこと。
8. 公有林野県行造林規則第13条に依る造林契約の解除若しくは期間満了の際果は土地を原状に復することなく返還することあるも町村において異議なきこと。



## 県行造林地の概況 (昭和29年4月現在)

| 土地  |           |                       | 立木  |    |         |                     |
|-----|-----------|-----------------------|-----|----|---------|---------------------|
| 字名  | 地番        | 面積                    | 樹種  | 樹令 | 本数      | 材積                  |
| 川口沢 | 上久我 3,504 | 83 <sup>町</sup> 3,309 | 杉   | 24 | 75,000  | (推定<br>85,000<br>石) |
|     |           |                       | ヒノキ | 24 | 23,000  |                     |
| 生竹  | " 3,500   | 41.6.6.18             | 杉   | 26 | 71,000  |                     |
|     |           |                       | ヒノキ | 26 | 30,000  |                     |
| 大滝沢 | " 3,505   | 50.0.0.00             | 杉   | 27 | 251,000 |                     |
|     | " 3,506   | 39.1.6.18             | ヒノキ | 27 | 39,000  |                     |
| 川口沢 | " 3,503   | 6.0.0.00              | 杉   | 22 | 49,000  |                     |
|     |           |                       | ヒノキ | 25 | 21,000  |                     |
|     |           |                       | 杉   | 25 | 446,000 |                     |
|     |           |                       | ヒノキ | 25 | 163,000 |                     |
| 合計  |           | 220.1.6.15            | 計   | 25 | 610,000 |                     |

昭和初期には財界の不況と過度の伐採により生産額は衰退し造林不振時代であつた。日支事変から大東亜戦争の進展によつて森林組合が木材炭出の責任を負わされて過伐を強行させた。戦後財産税の徴集や農地改革の影響を受けて農家経済の山林収入への依存度が高

表22 年度別木材生産量

| 年度   | 素材                  | 製材                 |
|------|---------------------|--------------------|
| 昭和24 | 24,960 <sup>石</sup> | 1,920 <sup>石</sup> |
| 25   | 32,827              | 1,069              |
| 26   | 42,270              | 4,850              |
| 28   | 31,300              | 4,400              |
| 29   | 28,150              | 4,800              |

(鹿沼地方事務所調)

まり、立木の伐採や土地ぐるみの売買が大量に行われた。この時期には森林が伐出業者製材業者の手に渡り他町村への移動がみられたのである。しかし一方では材価の高騰によつて村民の森林への認識が深められ、「適期に伐つて植える」という合理的な営への意識が喚起された。

戦後における造林面積の推移を掲げると

表23 戦後造林面積の推移

| 年度   | 昭和21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 植栽面積 | 49町   | 32  | 35  | 85  | 87  | 195 | 126 | 100 | 93  | 98  |
| 累積面積 | 49町   | 81  | 116 | 201 | 288 | 483 | 609 | 709 | 802 | 900 |

昭和22年23年における造林の後退は山林解放の声とインフレの波におひやかされたからであり、26年以後このような不安の解消や学校造林、林種転換への結果として造林が伸びて来た。

前にのべたように一般に村民の生活の基盤が農業や有価証券にあつたのが戦後森林は財産林の造成や5年に一回の不作の備荒貯蓄的な考え方から脱却して合理的な経営にすすもうという動きが強くなりあらわれた。こうして植林が戦後に盛んになった。戦後の経済的変動が山に依存せざるを得なくなつて真鍮に造林意欲が盛上つて来たからである。資産としての植林が産業としての植林に前進した。このことは一方では育林過程の集約化に注目されるようになった。戦前全く顧みられなかつた撫育間伐がとりあげられ、もつともこれには間伐木の処分が採算可能となつた理由にもよるが、年伐採量の6割を占めるようになった。材積向上のための枝打や除伐がとりいれられた。経済条件の変化にもよるか戦後の県地方事務所の啓蒙指導の力にまつところ大きく、ことに普及員の努力によつて森林組合を通じて実地指導がくりかえされた結果によることが多いといわれている。又森林所有者の若い層の間に林業技術研究会が設立されて技術の講習や先達地への視察が大きな力をあたえた事にあると思う。



## 加蘇村部落有財産整理統一案

上郡真部加蘇村部落有財産は明治26年学区設置当時より学区有基本財産として管理至管を爲し各学区ともえれが増殖の方法を講じたるものなれども世運の進展に鑑み茲に学区制の徹底を期し以て本村自治発展を図るを主眼とし本案により整理するものとす。

## オノ 加園学区

ノ 左記箇所は無償條件を以て之れを村に提供するものとす。

| 大字 | 字   | 地番   | 地目 | 面積     | 備考 |
|----|-----|------|----|--------|----|
| 野尻 | 台   | 331  | 畑  | 0.026  |    |
| 加園 | 富士山 | 3327 | 山林 | 17.206 |    |
| 計  |     |      |    | 23.302 |    |

又、オノ学区に於て従来蓄積せる基本金ノ3,636円68銭(大正ノ3年6月ノ日現在にして之に小依料及大正ノ3年度の積立金並に同年6月以降の利子の加算を要す)は左記の通り加園学校の設備費に充当する條件を以て之を村に提供するものとす。但設備費に不足を生じたる場合は大正ノ3年度の戸数割負担額に準じ従来ノ学区民に於て之が負担の義務あるものとす。

## 加園学校に対する設備の概要

- イ 教室(附属とも約60坪)の新築
- ロ 敷地の拡張 約ノ反5畝歩の拡張並に埋立

## オノ 久我学区

ノ 左記箇所は無償無條件を以て之を村に提供するものとす。

| 大字  | 字   | 地番   | 地目 | 面積        | 備考 |
|-----|-----|------|----|-----------|----|
| 上久我 | 川口駅 | 3504 | 山林 | 833.309   |    |
| "   | 生所  | 3500 | "  | 416.618   |    |
| "   | 大滝沢 | 355  | "  | 500.000   |    |
| "   | "   | 356  | "  | 391.618   |    |
| "   | 川口  | 353  | "  | 60.000    |    |
| 計   |     |      |    | 2,201.615 |    |

2. 左記箇所は部落民の造成せる造林地なるを以て左記の條件を付し関係部落民に地上権を設定し土地は無償を以て村に提供するものとす。

| 大字  | 字  | 地番    | 地目 | 面積      | 備考 |
|-----|----|-------|----|---------|----|
| 上久我 |    | 1,853 | 山林 | 20.000  |    |
| "   | 石裂 | 3468  | 原野 | 90.109  |    |
| 計   |    |       |    | 110.109 |    |

## 条件

- (1) 地上権の目的 樹木を所有育成の爲使用するものとす。
  - (2) 地上権の存続期間 大正23年ノ2月31日限り。
  - (3) 地代 無料
  - (4) 地上権者 別紙の通り(調査の上依頼す)
3. 左記箇所はオノ学区有林野の管理至管及松下並に造林等の爲関係区民の投入したる労費の代償として之れを部落民に譲渡するものとす。



| 大字  | 字   | 地番     | 地目 | 面積      | 備考 |
|-----|-----|--------|----|---------|----|
| 上久我 | 松平  | 197801 | 山林 | 92,818  |    |
| "   | "   | 197802 | "  | 1,618   |    |
| "   | 曲平沢 | 1985   | "  | 83,809  |    |
| "   | 小水沢 | 3400   | "  | 148,660 |    |
| "   | 大曾  | 3307   | 原野 | 151,219 |    |
| "   | 大出沢 | 3191   | 山林 | 471,207 |    |
| "   | 大水沢 | 3481   | 原野 | 259,112 |    |
| 計   |     |        |    | 769,012 |    |

又、オノ学区に於て従来蓄積せる基本金4486円5角(大正ノ3年ノ月現在高にして之に運用金利息100円加算を要す)は左記の通り石裂学校の設備費に充当する條件を以て之を村に提供するものとす。但本設備費に不足を注じたる場合は大正ノ3年度の戸数割当負担額に準じ従来ノ学区民に於て之が負担の義務あるものとす。

#### 石裂学校に対する設備の概要

- イ、教育住宅の新築
  - ロ、教室の改築及修繕
  - ハ、敷地の拡張(坪数は調査の上決定すること)
- 又、大正ノ3年度に於て運用せる基本金9000円也は全部学校新築の爲め使用したるものを有るを以てそれが戻入を解除するものとす
- 又、左記箇所は民有地ノ種として大字上久我の所有に属し無格社明恵神社の境内なるを以て之を同神社に寄進するものとす。

| 大字  | 字   | 地番  | 地目 | 面積  | 備考 |
|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 上久我 | 寺部沢 | 259 | 宅地 | 24坪 |    |

大正ノ3年ノ2月ノ7日 村長 金子晴三郎  
委員 石川 熊次 外74人

## 2. 林業の現況

村勢要覧によると山林面積は台帳で277町歩をしめ、総面積449町歩の59%にあたる。これを昭和27年調査の森林区現況表によると

オ24表 森林現況表 (昭和27年) 実測面積による

|     |     | 普通林      | 施策制限地  | 計        | %     |
|-----|-----|----------|--------|----------|-------|
| 針葉樹 | 公有林 | 50.20    | 211.20 | 261.40   |       |
|     | 私有林 | 2,240.33 | 142.13 | 2,382.46 |       |
|     | 計   | 2,290.53 | 353.33 | 2,643.86 | 67.4% |
| 広葉樹 | 公有林 | 9.36     | —      | 9.36     |       |
|     | 私有林 | 1,199.00 | 70.12  | 1,269.12 |       |
|     | 計   | 1,208.36 | 70.12  | 1,278.48 | 32.6% |
| 合計  | 公有林 | 59.56    | 211.20 | 270.76   |       |
|     | 私有林 | 3,439.33 | 212.25 | 3,651.58 |       |
|     | 計   | 3,498.89 | 423.45 | 3,922.34 | 100%  |

この表でみると、台帳と実測面積3,922町歩とは41%の差がある。奥地に行く程この差が著しい。植物帯上では暖帯北部に属しており、一部は峯筋にわすかにアカマツの奥在する樺木林と大部分はスギ、ヒノキを主とする人工林で蔽われている。森林蓄積は隣接町村に比較すると大きく、第一位を示し



ている。ノ町当りについて比較すると、

表25 隣接町村の森林蓄積 (ノ町当り)

| 町村名     | 東大戸  | 西大戸  | 南 摩  | 加 蘇   |
|---------|------|------|------|-------|
| 一町当平均蓄積 | 232石 | 290  | 290  | 384石  |
| 比 率     | 60.4 | 75.5 | 75.5 | 100.0 |

(鹿沼地方事務所調査)

また森林蓄積を樹種別にみると

表26 樹種別森林蓄積

|     | 面 積   |      | 蓄 積        |      | ノ町当蓄積 |
|-----|-------|------|------------|------|-------|
| 総 数 | 3903町 | 100% | 1,510,100石 | 100% | 387石  |
| ス キ | 2166  | 56   | 1,135,151  | 75   | 524   |
| ヒノキ | 422   | 11   | 228,407    | 15   | 541   |
| マ ツ | 36    | 1    | 26,103     | 2    | 725   |
| サクラ | 1     | —    | 754        | —    | 754   |
| モミ  | 1     | —    | 158        | —    | 158   |
| 計   | 2626  | 67   | 1,390,573  | 92   | 530   |
| アスナ | 9     | —    | 346        | —    | 38    |
| サ ツ | 1,268 | 33   | 119,181    | 8    | 94    |
| 計   | 1,277 | 33   | 119,627    | 8    | 94    |

(昭和27年調査、除地を除いた施業地のみ)

上表によると針葉樹林の割合が全体の67%をしめる人工林でこのうちスギが56%をしめくいる。これは気象、土壌ともにスギの生育にめぐまれてその生長率がたかいために、スギの人工林が支配的であるからで、中腹以上の不適地にヒノキ、マツを植林した。針葉人工林面積の大きい事は主として、薪炭林の伐採跡地における人工植栽、戦後も用材林への転換が顕著に行われた結果である。雑木林は昭和27年度現在で33%に縮少した。このことは前にのべたように県の指導が大きく作用した結果にもよるか、針葉樹の方を推

本林で放置するよりも遙かに有利であるという計算にもとづくもので反当で比較すると次のようである。

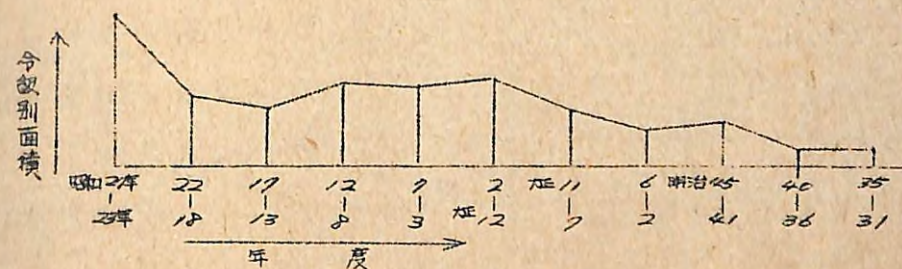
| 種 別                  | 蓄 積  | 石当単価  | 価 格     |
|----------------------|------|-------|---------|
| 雑木20年生               | 30石  | 200円  | 6,000円  |
| スギ40年生<br>(総材中200本植) | 120石 | 1,300 | 156,000 |

この表で生長量はスギの方が2倍で原価が1/5倍になつてゐる。スギの造林費、保育費を控除してもスギ人工林に切り

かえた方が遙かに有利であるという単純な計算にもとづく。マツの植林は最近のバルア原木の騰貴で注目されているが29年度4000本、30年度2000本を植栽された程度にすぎない。用材林への転換は平坦地よりも農地の少ない奥の部落に向う程増加しているのは奥地経山林が大面積所有者に集中的であること、林野の利用が農業とかなり密接な関係をもっていることを示すものと思われ特徴的である。この村の所有形態をみると国有林が皆無でわずかに旧村有林270町歩がある外は全部私有林である。私有林の令級別面積をみると針葉樹人工林では伐採跡地が23町歩で次のような令級配置をしている。

表27 人工林令級別面積

| 令 級 | 伐採跡地 | I    | II  | III | IV   | V    | VI   | VII | VIII | IX  | XI  | 計               |
|-----|------|------|-----|-----|------|------|------|-----|------|-----|-----|-----------------|
| 面 積 | 23町  | 488  | 217 | 190 | 264  | 249  | 285  | 195 | 108  | 116 | 43  | 40 <sup>町</sup> |
| 比 率 | 1.0% | 20.2 | 9.0 | 7.9 | 10.9 | 10.3 | 11.8 | 8.1 | 4.5  | 4.8 | 1.8 | 1.7             |





すなわち戦時中における過伐としかも戦時中といえどもかなり跡地造林が行われて来た事が示されている。未立地が23町歩に止まっていることが注目される。戦後の造林が飛躍的に行われたことは前にのべた。

次に地区内森林所有者の階層別所有者数を示す。

表28 森林所有者階層区分

| 区分 | 5反未満  | 5反~1町 | 1町~5町 | 5町~10町 | 10町~50町 | 50町~100町 | 100町以上 | 計      |
|----|-------|-------|-------|--------|---------|----------|--------|--------|
| 人数 | 210人  | 112   | 157   | 47     | 61      | 7        | 2      | 596    |
| 比率 | 35.3% | 18.8  | 26.3  | 7.9    | 10.2    | 1.2      | 0.3    | 100.0% |
| 面積 | 37町   | 87    | 503   | 428    | 1,829   | 631      | 407    | 3,922  |
| 比率 | 0.9町  | 2.2   | 12.8  | 10.9   | 46.6    | 16.1     | 10.4   | 100.0% |

この表でみると5町未満層は所有者数において80.4%、面積においては15.9%である。戦時中の強制伐採で適正伐期以上の面積が少なくなっているため森林経営は20町以上の規模でないとも連年収入が得られないといわれている。かりに20町以上層をとるとその人数は村内で28人、村外で7人計35人で全村戸数の5%に相当する。更に森林所有者の実態を詳しく知るために、1町歩以上層の殆んど全部を包含している森林組合員について村内、村外の所有者の割合をしらべてみると

表29 森林所有者の村内外別人員

|          | 村内所有者 | 村外所有者 | 計   |
|----------|-------|-------|-----|
| 5反以上~1町  | 49人   | 26    | 75  |
| 1町~5町    | 101   | 32    | 133 |
| 5町~10町   | 30    | 11    | 41  |
| 10町~20町  | 30    | 5     | 35  |
| 20町~50町  | 21    | 5     | 26  |
| 50町~100町 | 5     | 2     | 7   |
| 100町以上   | 2     | 0     | 2   |
| 計        | 238   | 81    | 319 |

20町歩以下の層に旭町村の所有者が比較的多く、これらの所有者は旧鹿沼市に最も多く栗野町宇都宮市日光葛生町に散在している。村内所有者について耕地の経営規模と

の関係を表に収載すると

表30 耕地、森林の相関

| 森林所有規模  | 耕地經營規模 | 耕地なし | 3反未満 | 3反~5反 | 5反~1町 | 1町~15町 | 15町~2町 | 2町~3町 | 計 |
|---------|--------|------|------|-------|-------|--------|--------|-------|---|
| 計       | 24     | 6    | 10   | 52    | 79    | 44     | 9      | 224   |   |
| 100町以上  | 1      | -    | -    | 1     | -     | -      | -      | 2     |   |
| 100町~50 | 2      | -    | -    | 1     | 2     | -      | -      | 5     |   |
| 50町~20  | 2      | 1    | -    | 7     | 6     | 3      | 2      | 19    |   |
| 20町~10  | 3      | -    | 1    | 6     | 11    | 7      | -      | 30    |   |
| 10町~5町  | 1      | -    | 1    | 2     | 15    | 6      | 4      | 29    |   |
| 5町~1町   | 9      | 3    | 5    | 21    | 31    | 23     | -      | 95    |   |
| 1町~5反   | 6      | 2    | 3    | 14    | 14    | 5      | -      | 44    |   |

農地持は山持であるということは多くの山村調査の場合に見られる事例であり、まゝにのべたようにこの村においても農地改革前にはそのようなことが正しかつたと思われる。経営耕地との関係でみると前表でつかむことができるのは農業経営が5反~1町5反層に集中していること及び森林の所有規模と農業経営規模の間には独立の関係に立っていることを示している。但しこれは森林組合員について述べたが農業の概況でのべたように村一般の資料とも一致する。この村の造林樹種は針葉樹としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、サワラ、広葉樹ではクヌギであることはさきにのべた。地質が古生層でスギの生育に最も適し29年度では造林本数スギ64%ヒノキ35%をしめている。中腹以上の乾燥地帯にヒノキが植えられる。スギの生長の盛んなことは年輪巾が過大となる結果板材としては不向きで角材、電柱材を目標とした生産が古くから盛んであつた。そしてスギを主体とした人工林面積は昭和27年において67%を占めている。



造林用の苗木は明治時代は地元で養成していたがその後交通がひらけて他町村や茨城県から大量購入するようになった。戦前ノ名内外の生産者取扱業者があつた。

現在は森林組合が幼苗、山出苗木を一年に買入れて希望者に配給している。例えば昭和29年度において、山出苗木28,900本（スキ107,100本 ヒノキ29,000本 クヌギ、ハンキ、サハラ、アカマツ10,800本）は村内で生産された111,020本（スキ82,720本、ヒノキ28,300本）茨城県下の業者からの購入スキ40,000本 残部135,880本は県森連から入手している。

表31 苗木の価格

|     | 種 別  | 販売価格 | 仕入価格 |
|-----|------|------|------|
| スキ  | 2R5寸 | 6.90 | 6.30 |
|     | 2R   | 5.90 | 5.30 |
|     | 1R5寸 | 4.80 | 4.30 |
| ヒノキ | 2R5寸 | 6.50 | 5.40 |
|     | 2R   | 5.50 | 4.90 |
|     | 1R5寸 | 4.30 | 3.70 |

計202,850本を購入して村内26名に払下げた。苗圃経営は組合で指導する。

硫酸銅の無償貸付、幼苗床替時季の指導、消毒の個別指導、見廻り、徒長防止のための根切り講習を行い選苗及び梱包には立会のうえ、買上げる。

植栽本数は現在2,500本から3,000本が標準となつている。以前は疎植で2,000本から2,500本であつたが吉野地方その他の視察によつて密植の影響を受けたが現在では大苗主義で疎植にもとつてきた。

苗木は3年生で大苗が好まれる。何故ならば下刈の回数を節約できるし、雑草に圧倒されて枯れる苗それがないからである。下刈は年1回4年～5年行うが最近はや／＼年目の下刈を年2回、時季を早めて6月中旬及び9月以降に行う傾向がある。

枝打は戦後はじめて、行われるようになった。先進地の視察で刺戟されたことや、やつた場合とやらない場合では経済的に非常に大きなちがいがあることが認識された結果である。従来古老の見解では枝打をすると抜け節が出来ると思ひ込まれたこともよくれた原因の一つであつた。

いまでは7～8年頃から徹底的に行われている。戦後の傾向は間伐についてもしられる。間伐材が小径木でも縮掛材として大量に販売されるようになった。最近組合が山形県経済連と契約して5万本を斡旋し長さ7尺5寸元口2寸末口1寸の小丸太を県道渡ノ本20円で買いつつた。間伐の技術は現在のところ県の指導によるので、村の特色をもっていない。又間伐は税金問題とからんで盛んに採用されるようになった。この村の伐採量の8割は間伐材といわれている。主伐は30年前後が普通である。適正伐期令はスキ41年ヒノキ46年アカマツ36年 薪炭雑木林21年となつている。電柱材は末口8cm～10cm 長さ5.5m、6m、7mの小電柱の需要が多く40年生以下で伐採される。立木は地元伐出業者、加工業者のほか多くは直接産出業者に販売されるがこの点は後に述べる。用途別に仕訳すると電柱材3割角材5割板材1割（7寸以上）製材1割である。



第 2 部



## 第6章 林業に及ぼす農業条件の検討

1. 土地産業としての林業をみる上において、その支柱となる農業の諸条件を検討することにしよう。これによつて村の実態がよりよく把握出来ることになるからである。

まず、村の森林所有の性格を知る爲に農地改革を中心として検討を加えた。土地所有に基礎を置く農業条件が解明されることによつて、土地利用としての農林業の關係が分析されるわけであるし、これが村の部落構成に關しても一つの意味を提供することになる。

更に、林野依存度の高い農業経営の状態と、農業生産の条件としての市場活動を農協について眺め、森林組合と対比的な組合活動の一端にふれてみた。

### 2. 農家戸数と経営規模

第4章に述べた概要を補足する意味で、限られた資料で許される範囲内において農家構成をも少し見ることにしよう。

第32表 経営耕地面積・農家戸数・農家人口

| 項目<br>年             | 経営耕地面積 |       |       | 農家戸数及び農家人口        |                    |       | 1戸当経営耕地面積 |     |      |
|---------------------|--------|-------|-------|-------------------|--------------------|-------|-----------|-----|------|
|                     | 田      | 畑     | 田畑計   | 戸数                | 人口                 | 1戸当人口 | 田         | 畑   | 田畑計  |
| 明治44年 <sup>1)</sup> | 1527   | 253.7 | 413.4 | 455 <sup>2)</sup> | 3230 <sup>2)</sup> | 7.1   | 3.25      | 6.6 | 9.7  |
| 昭和4年 <sup>2)</sup>  | 1981   | 244.2 | 442.3 | 413               | 2395               | 5.8   | 4.8       | 5.9 | 10.7 |
| 昭和28年 <sup>3)</sup> | 2038   | 235.2 | 439.0 | 451               | 2571               | 5.7   | 4.5       | 5.2 | 9.7  |

1) 上野賀郡加蘇村郷土誌(明治44年)

2) 加蘇郷土誌(昭和4年) 3) 加蘇村勢要覧(昭和28年)

第32表に現われる変化については、既に第4章で簡単にふれて



あひちが、経営耕地面積、農家戸数及び農家人口の推移は概して固定的と言つてよいようである。詳細なデータが無いので多少大まかな観察になるが、この中で昭和4年に現われるノ戸当り経営面積の増加は、大正末期から昭和へかけて京浜工業地帯を中心とする工業関係への顕著な人口流出に起因するものと考えられる。

専業兼業別農家数をみると、昭和4年には農家数4ノ3戸のうち339戸(82.1%)が専業で、兼業は74戸(17.9%)にすぎなかった(資料の不備でオ一種、オ二種の区別は判然としない)<sup>(註1)</sup> 昭和25年の世界農業センサス結果によれば、農家数4ノ3戸のうち、専業は199戸(43.5%)に減っており、兼業はオ一種兼業ノ5ノ8戸(34.6%)、オ二種兼業ノ0ノ8戸(21.9%)と増加している(オ33表)。

オ33表 経営規模別専業兼業農家数

|       | 3反未満 | 3反5反 | 5反10町 | 10町15町 | 15町20町 | 20町30町 | 30町以上 | 計    | 農家数に対する比率 |
|-------|------|------|-------|--------|--------|--------|-------|------|-----------|
| 農家数   | 61戸  | 63戸  | 122戸  | 126戸   | 61戸    | 24戸    | 0戸    | 457戸 | 100.0%    |
| 専業    | 6    | 9    | 46    | 73     | 45     | 20     | 0     | 199  | 43.5      |
| オ一種兼業 | 3    | 27   | 60    | 49     | 15     | 4      | 0     | 158  | 34.6      |
| オ二種兼業 | 52   | 27   | 16    | 4      | 1      | 0      | 0     | 100  | 21.9      |

(昭和25年世界農業センサス)

このような激しい兼業化の傾向は、既に述べた通り、商品経済の急速な浸透によつて進められたものと考えられる。

農家戸数を更に経営規模別にみるとオ33表のようにノ町～15町層が最も多く、126戸(27.6%)を占め、次いで5反～10町層が122戸(26.7%)で両者合せて全体の54.3%を占める。従つて現在の

(註1) 昭和7年 加蘇郷土誌

加蘇の農業はこの5反～15町層を中心として展開されていることになる。

オ34表 経営規模別農家数 (比率)

|            | 3反未満 | 3反5反 | 5反10町 | 10町15町 | 15町20町 | 20町30町 | 30町以上 | 計     |
|------------|------|------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 全国(北海道を除く) | 24.1 | 17.4 | 32.9  | 15.9   | 6.1    | 3.0    | 0.6   | 100.0 |
| 加蘇         | 13.3 | 13.8 | 26.7  | 27.6   | 13.3   | 5.2    | 0.0   | 100.0 |

(昭和25年世界農業センサスより作成)

こゝで注目したいのは加蘇農業をリードするノ町～15町層の比重が、全国(北海道を除く)の16%を遙かに上回る28%を示していることである(オ34表)。全国では5反～10町層が最も多く33%、次いで3反未満の層細層が続いているが、本村ではノ町～15町層を中心として上層、下層から盛り上つた形となっている。中農層と層細層へ分化する全国的な傾向とはやや異なり、むしろ両極からの中農型への集中化傾向が認められると言つてよいであろう。

また、当然のことながら専業農家はノ町～15町層に多く、オ一種兼業は5反～10町層に、オ二種兼業は3反未満の層細層に最も多く現われる。

### 3. 農地改革の影響

次に土地所有の变化を農地改革を中心として検討してみよう。

昭和24年の農地センサスによれば、農地改革前においては村の耕地面積439町歩のうち貸付地がノ53町歩(34.9%)で、自作地率は65.1%であつた。貸付地、自作地の比率がほぼ折半していた全国(内地)平均と比較すると、自作地率はやゝ高い数値を示



していた。ということは農民層の分解が比較的進んでいなかったと言えるかも知れない。農地改革によつて貸付地のうちノ〇六町歩が解放の対象となり貸付地率は47町歩ノ97%に減少、自作地率は823%に上昇した。

表35 農地改革前後の貸付者数及び貸付面積  
(ノ内はノ人当り面積)

|     | 3反未満 |       | 3反~5反 |        | 5反~1町 |       | 1町~1.5町 |        | 1.5町~2町 |        | 非農家  |      | 計    |        |
|-----|------|-------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|--------|------|------|------|--------|
|     | 貸付者数 | 貸付面積  | 貸付者数  | 貸付面積   | 貸付者数  | 貸付面積  | 貸付者数    | 貸付面積   | 貸付者数    | 貸付面積   | 貸付者数 | 貸付面積 | 貸付者数 | 貸付面積   |
| 改革前 | 18人  | 72.3  | 16人   | 275.8  | 40人   | 261.0 | 44人     | 72.8   | 15人     | 19.8   | 1人   | 1    | 135人 | 520.5  |
|     |      | (4.0) |       | (17.2) |       | (6.5) |         | (16.4) |         | (13.0) |      |      |      | 115    |
| 改革後 | 18   | 43.8  | 12    | 61.9   | 38    | 128.7 | 39      | 172.4  | 15      | 62.4   | -    | -    | 122  | 469.2  |
|     |      | (2.4) |       | (5.2)  |       | (3.5) |         | (4.4)  |         | (4.2)  |      |      |      | 38     |
| 移動  |      | 28.7  |       | 213.7  |       | 132.3 |         | 550.2  |         | 132.4  | -    | -    |      | 1059.3 |
|     |      | (1.6) |       | (12.8) |       | (3.0) |         | (12.0) |         | (8.8)  |      |      |      | 27     |

(昭和24年農地センサスによる)

表35表は農業経営規模別にみた貸付者数及び貸付面積の変化であるが、これによると本村においては不耕作地主がノ人もなかったこと、貸付地は減少したか貸付地主数はノ33人かノ22人になつただけで殆んど変化のなかったことが知られる。

更にその内容をみれば、農地改革前後を通じて貸付地主数はノ町~ノ1.5町層と5反~ノ町層に最も多く集中しているが、ノ人当りの解放面積ではノ町~ノ1.5町層と3反~5反層が最も大きい。このように3反~5反という小経営規模の地主層が最も広い農地を解放したということは、一面農業経営以外の性格を持つた地主の農業からの後退を物語るものである。

表36 農地改革前後の自小作別農家数の関係

| 前        | 後              | 改革後の自小作別       |     |     |     |    |
|----------|----------------|----------------|-----|-----|-----|----|
|          |                | 保有限度の貸付地を有する農家 | 自作  | 自小作 | 小自作 | 小作 |
| 改革前の自小作別 | 保有限度の貸付地を有する農家 | 3              | 22  |     |     |    |
|          | 自作             | 3              | 133 | 1   |     |    |
|          | 自小作            |                | 46  | 36  | 1   |    |
|          | 小自作            |                | 34  | 68  | 11  |    |
|          | 小作             |                | 27  | 50  | 26  | 79 |
|          | 改革前農家でなくなったもの  |                | 6   |     |     | 6  |
|          | 計              | 6              | 268 | 155 | 38  | 85 |

(昭和24年農地センサス)

改革前後の自小作別農家数の関係を示したものが表36表であるがこれによると自依層は改革前のノ37戸(25.4%)から268戸(48.6%)と約2倍に増加している。次いで自小作層が83戸(15.4%)からノ55戸(28.1%)とこれも約2倍に急増、当然の結果ながら小自作、小作層は半数以下に減少した。又改革によつて自依化したノ35戸のうちわけは自小作層が最も多く、次いで小自作、小作層の順になっている。改革前小作層だつたもののみにつて言えば、上層へ転化し得たものノ3戸のうち自小作層へが最も多く50戸を数え、自作、小自作層への転化は両者同様な比率を示している。しかしなおノ5.4%の小作層が残つたということは、自依層が比較的低い率を

表37 農地改革前後の自小作別農家比率

(ノ内は改革前)

|        | 保有限度の貸付地を有する農家 | 自作             | 自小作            | 小自作           | 小作             | 計                |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------------|
| 加 蘇    | 1.1<br>(2.6)   | 48.6<br>(25.4) | 38.1<br>(15.4) | 8.9<br>(20.9) | 15.4<br>(33.7) | 100.0<br>(100.0) |
| 栃 本 県  | 2.4<br>(4.4)   | 48.3<br>(23.5) | 32.1<br>(18.7) | 8.4<br>(20.2) | 8.8<br>(33.1)  | 100.0<br>(100.0) |
| 全国(内地) | 2.1<br>(4.2)   | 54.5<br>(30.4) | 28.5<br>(20.7) | 7.5<br>(18.8) | 7.4<br>(25.8)  | 100.0<br>(100.0) |

(昭和24年農地センサスより作成)



示すことと相俟つて、本村における階層構成の一つの特徴をなしていると思われる。(オヨク表)。

オヨク表 終戦後の経営田畑面積増減農家数

A. 増加面積広狭別農家数

|            |           | 増加面積 |       |       |       |       |       |        | 計  |
|------------|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
|            |           | 1反未満 | 1反~2反 | 2反~3反 | 3反~4反 | 4反~5反 | 5反~7反 | 7反~10町 |    |
| 終戦時の経営田畑面積 | 3反未満      | 8戸   | 3戸    | 1戸    | 1戸    | 1戸    | 1戸    | 1戸     | 13 |
|            | 3反~5反     | 1    | 3     |       | 1     |       |       |        | 5  |
|            | 5反~1町     | 8    | 7     | 1     | 2     | 2     | 1     | 1      | 23 |
|            | 1町~1.5町   | 1    | 2     |       | 1     | 1     |       |        | 5  |
|            | 1.5町~2.0町 | 2    | 3     |       |       |       |       |        | 5  |
|            | 2.0町~3.0町 |      |       |       |       |       |       |        |    |
|            | 計         | 20   | 18    | 3     | 4     | 4     | 1     | 1      | 51 |

B. 減少面積広狭別農家数

|            |       | 減少面積 |       |       |       |       |       |        | 計  |
|------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
|            |       | 1反未満 | 1反~2反 | 2反~3反 | 3反~4反 | 4反~5反 | 5反~7反 | 7反~10町 |    |
| 終戦時の経営田畑面積 | 3反未満  | 12   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1      | 12 |
|            | 3~5   | 7    | 3     |       |       |       |       |        | 10 |
|            | 5~10  | 11   | 10    | 2     | 1     |       |       |        | 24 |
|            | 10~15 | 10   | 9     | 5     |       |       |       |        | 24 |
|            | 15~20 | 8    | 1     | 1     | 3     | 1     |       |        | 14 |
|            | 20~30 | 2    | 1     |       | 2     |       |       |        | 5  |
|            | 計     | 50   | 24    | 8     | 6     | 1     |       |        | 89 |

(昭和24年農地センサス)

戦後経営規模を拡大及び縮小した農家数はオヨク表の通りであるが、経営面積を縮小した農家数の多いことは、「農地改革による経営規模の縮小化」と一般に言われる通りである。終戦後経営面積を減少した89件(このうち農地改革によるものは66件)のうち

けは、

小作地を地主に返還して.....63件  
 終戦右田畑でなくなつた為.....8件  
 又借りしていた小作地を返還して.....7件  
 その他.....11件

となつてゐる。一方増加の理由としては51件(農地改革によるもの11件)のうち、

貸付地の返還を受けて.....29件  
 終戦後新しく他から借入れた.....14件  
 その他.....8件

が内容である。

以上から推察されることとしては、経営面積減少の形が地主自依化の犠牲において現われたということ、農地改革の基本的性格を示しているところの、土地は自作農として見込みのあるものへいつた精神から貧農の土地が上層の農家の手に移つたこと、或いは逆に、スケールの大きい農家の土地が比較的経営規模の小さい農家に移つたこと等が考えられるが、詳細な調査結果を持ちぬかれわれとしてはこれに対する断定は避けねばならない。

また、本村においては山村の一般的傾向として大農地地主即大森林所有者という型が多く、解放面積106町歩のうち森林所有50町歩以上の地主4人で45町歩の農地を解放している。先に述べたような農地地主の数が改革前後において殆んど変化がなかつたということ、森林所有の地主が多かつたということが後述するような地主勢力の残存を裏書きする。



要するに農地改革は、加蘇の農業にも自依農創設の一応の形は示した（オヨク表、オヨク表）。しかしこのことは平場の農村の多くを示すような自作農の圧力的な増加ではなかつたし、小作農の抹消的減少でもなかつたのである。

水田面積の少ない山村にありがちな例として、農地改革前における本村の小作料が収穫量の殆にも達せんとする高率であつたということは、<sup>(註2)</sup>改革後旧地主と旧小作人間に山林利用その他をめぐって一部に対立関係を生ぜしめたようである。<sup>(註3)</sup>

このように解決し得ない問題は残っているが何れにしても農地改革は、本村の如き特に恵まれなかつた山村の小作層を小作料の桎梏から解放した点において、更に又、小作料に依存し得なくなつた地主階級の眼を山林経営に向けさせ、それが単なる備荒林としての存在から経済林としての活用に転ずる明快な契機を与えた点において、特に意義があつたと言わなければならない。

<sup>(註2)</sup>：昭和7年の加蘇郷土誌によれば、南部においては3〜5%、中部では2.5〜3%の小作料になつてゐる。われわれの聴取調査の例でも、中部において、反収5俵のうち、3俵という例があつた。農地改革顛末概要によると、全国平均が3.9%、関東区が4.0%となつてゐるが、これによつても本村の小作料が如何に高率であつたかということがわかるであらう。

<sup>(註3)</sup>：例えば、われわれの調査で次のような例があつた。農地改革によつて10町近くの農地を解放した地主（大森林所有者）と、3人の地主から1町2反（水田6反と、畑3反と）の解放を受けた小作人との関係である。この地主から解放を受けたのは6反（水田2反と、畑3反と）であつたが、従来耕作していた水田と地主の耕作していた水田の交換を地主側の強要によつて余儀なくされた。交換した水田が生産力において劣つてゐることは言うまでもない。問題はそれだけに止まらず、今まで浚はせていた林野の落葉を浚はせないという方向へ発展した。林野を全く所有せず、大麻の収入が大きなカビヒトを占めるこの農家は、落葉なしでは大麻生産に支障を来すのでかなり難攻したようである。仕方ないので現在は他の森林所有者の落葉を浚はせてもらつてゐるという。そして現在大か200の落葉浚は代賃は年々50日の森林の植栽労力である。この50日の労力が高いとか安いとか言うことは向題でなく、これほど貴重な落葉というものの性格の陰に旧来の地主小作人関係が残されてゐるのではないか、ということに向題なのである。

## 4. 農業経営

既に述べた如く加蘇の農業は、村を貫流する小川沿いの約400町歩に展開されるが、山村農業の不利な条件は大体において揃えてあり、これが土地所有制とからんで停滞性を濃くしている。

オヨク表 主要農産物（昭和27年度）

|        | 收穫面積  | 收穫高              | 反当收穫高 |
|--------|-------|------------------|-------|
| 水 稲    | 191.8 | 4,220石           | 2.2   |
| 陸 稲    | 6.9   | 83               | 1.2   |
| 大 麦    | 56.2  | 1,012            | 1.8   |
| 小 麦    | 52.4  | 629              | 1.2   |
| 裸 麦    | 12.0  | 156              | 1.3   |
| その他の穀類 | 44.9  | 124              | —     |
| 大 豆    | 8.3   | 83               | 1.0   |
| 小 豆    | 44.4  | 444              | 1.0   |
| その他の豆類 | 3.1   | 25               | —     |
| 葉 煙 草  | 1.9   | 117 <sup>x</sup> | 6.2   |
| 常 草    | 23.7  | 4,740            | 20.0  |
| 大 麻    | 62.9  | 4,806            | 14.0  |

（加蘇村勢要覧、昭和28年）

主な生産物はオヨク表の如きものであるが、特に重要な商品作物として大麻、葉煙草、小豆、常草があげられる。

本村における経営規模の拡大は極めて微々たるものであり、特に戦後は山林の経済林としてのあり方が重要視されて來てゐるので、農業部門への資本投下よりはまず林業部門へといった傾向がある。低位な生産力段階にある山村の農業としては、林業をバックとした農業、農業を基盤とした林業という形で相互の生産力向上を計るこ



とが肝要であらう。

地域的に本村の農業経営を大略次の三地区に分けて考えることが出来る。

- 北部 山間地帯 (上久我の山間部)
- 中部 準山間地帯 (上久我・下久我)
- 南部 平坦地帯 (加園・野尻)

北部の山間地帯においては耕地面積が極めて少く、農業生産は概して自給生産の範囲内に止まり、水田は殆んどない。僅かに唯一の商品作物としてこんにやくが栽培される程度である。従つて農家構成においても才二種農業が最も多く、農業外労働——山林労働、石灰山の労働等——が農家経済の重要な支えとなつてゐる。

中部は水田、畑がそれぞれ40町、70町位の割合で存在するが、穀作は自給生産的色彩が強く、こゝでの農業生産は大麻、葉煙草、小豆によつて代表されるであらう。

南部は本村農業経営の中核的存在であり、水田約160町歩、畑約120町歩が経営される。水田は約60町歩が裏作可能で前記二地域に比較して遙かに恵まれた立地条件にある。従つて本村の専業農家は殆んど南部に属しており、畑作の大麻、葉煙草、蕎麦の他に主穀作の一部も商品化が可能である。

農業生産の態をなさない北部山間地帯は例外として、一応農業生産の成立し得る中部、南部の作付方式をみると、

#### 水田部門

- 大麦——水稲——大麦 30%
- 小麦——水稲——小麦 10%

- 菜種——水稲——菜種 5%
- 紫雲英——水稲——紫雲英 10%
- 休閑——水稲——休閑 45%

となつており、約70町歩の裏作可能地のうち殆んどが南部に位置することは前述した通りである。

#### 畑作部門

- 大麻→蕎麦→小麦→大麻→小豆→麦類 15% 南部
- 大麻→小豆→大麦→大麻→蕎麦→麦類 15% 中部
- 大麻→蔬菜類→大麦→大麻 2% 中南部
- 大麻——→大麦→陸稻 20% 中部
- 大麻——→小麦→甘藷 7% 中南部
- 大麻→蕎麦→麦類→大麻 13% 南部
- 大麻——→麦類→雑穀 8% 中南部
- 雑作——→<sup>麦類蔬菜  
苗木(杉)</sup>雑作 20% 中南部

これをみてすぐに感ずることは、中南部を向わず大麻の作付比重が極めて大きいということである。山村の宿命たる経営規模の零細性と低価な生産力段階が主穀作のみに依存することを許さない現状では、本村の如き特殊体にかたよつた経営形態になるのも決して例外ではない。

本村における大麻作の歴史はかなり古く、約200年前頃入つて来たと考えられる。明治44年の郷土誌によれば、当時大麻が村内の総生産物中に占める生産額の割合は20%であり、才二種の米の15%と共に最も重要な地位を占めていた。大麻作の適地は植壤土もしくは壤土で、砂礫が多く排水のよい土地とされているが——



これは一般の農作物栽培にはむしろ不良地である。——本村の畑地はかなりそれを満足せしめる状態にある。しかも大麻作の労力のピークは他作物のそれと競合せず、労力の配分においてはるかに葉煙草作を凌駕する。

また強靱な品質が下駄の芯繩に好適とされ、栃木、鹿沼市を中心とする安定した市場を控えていたという点で、明治以降現在に至るまで最大の現金収入源となつている<sup>(註4)</sup>、このように特殊化した傾向は、水田の少い中部においてより強度に現われているといえるであろう。

一般に本村の如き山村農業が安定化の傾向を辿るためには、経営の多角化もしくは特殊化の何れかであると考え、経営安定化の限界をどこに求めるかということは詳細な分析結果をもたぬわれわれの言い得べきところではないが、何れにしても本村の農業経営は大麻作という極めて特殊化した方向を示していると考え、従つて南部において可能性ありとする水田主体の平坦地農業へ発展する型よりは、むしろ大麻作を中心とする畑作農業へ志向する傾向が多いと見られるわけである。

この場合問題になるのは大麻の市場性についてである。なるほど下駄の芯繩の原料としての大麻は一応安定した市場をもっている。だがあくまでも下駄の芯繩の原料としてであつて、本村の大麻が麻織物に不適であることと合せて考えれば、需要の増加は到底望み得ない。しかも最近における化学繊維の隆出は、村内の麻業者にさえ

(註4) 本村における大麻の生産は、一反平均約60人年、16×20×の生産量で、農協大麻業者によつて若干価格が異なるが現在×当1400、反当23000~25000円位の粗収益である。  
西に水田は反当5-6俵、20,000~24,000円、麦類が大体5-6俵、9,000~11,000円位である。

将来の暗影を明言させる状態である。このような停滞的な市場條件に依存して来たのが大麻であり、大麻生産に唯一の活路を求めた本村の農業経営が足踏みした状態を続けるのも当然のことであつた。ここに加蘇農業の将来を卜する重大な問題があると思うのである。

## 5. 加蘇農協の動き

こゝで加蘇農協についてふれておこう。現在、組合員450名、資本金は177万円、昭和26年度から始まつた500万円増資5カ年計画の計画途上にある。昭和29年度の各事業内容をみると、信用、購買、販売各事業とも若干の黒字を出しており、当期利益金は47,000円となつている。

現在力点をあいている事業内容を述べる。

1) 指導事業として、(1)耕種改善と病虫害対策、(2)農家経済助長策として優良家畜の導入と飼育技術の指導。

2) 信用事業として、(1)営農貯金、購買貯金の奨励、(2)確実な償還計画を講じて再生産資金に重点を置く融資を行うこと。

3) 購買事業では、(1)農業生産に直接必要な再生産資材に重点をおき、肥料、飼料、農枝具等を取扱う、(2)購買事業を合理的に運営出来るように現金売りの励行と売掛金の迅速な回収に努力する。

4) 販売事業としては、農業生産の実態を把握し農産物市場をよくみきわめて販売計画を立て販売組織の強化を計る。そのためには組合員のための農協であることを考慮して、全員加入の共同販売体制にもつていく。又米穀管理制度の改正に対して迅速適切な対策を講じ、組合員の協力体制化に努力する。特に業者と激しい競争を展



断している大森については、県販連や問屋から月3回位相場をもらって農家へ通知し、希望をつのつて農協から問屋収めをするという形をとっている。この場合県販連は1%、農協は1.5~2.5%のマーヂンをとることになっている。大体以上のような線に沿って動いていると思われる。

昭和30年度(31年ノ月現在まで)において農協で取扱った農産物数量はオノ表の通りである。農協扱いの比率は、米が90%、

オノ表 農協扱い農産物数量(昭和30年4月31日)

| 農 産 物  | 取扱数量   | 金 額                    |
|--------|--------|------------------------|
| 水稻・陸稻  | 4200俵  | 16,800 <sup>(44)</sup> |
| 麦類     | 4200俵  | 7,560                  |
| 大麻     | 6,500x | 9,100                  |
| 小豆(不作) | 100俵   | 400                    |
| 蕎麦     | 3000x  | 1,800                  |
| こんにやく  | 300俵   | 600                    |
| そば     | 400俵   | 800                    |
| 葉煙草    |        | 1,400                  |
| その他    |        | 2,000                  |
| 計      |        | 44,360                 |

麦類も同じく90%、大麻が65%位と推定される。<sup>(45)</sup>又、農機具は90%、金肥は99%までが農協扱いで業者の入る余地は殆んどない。<sup>(46)</sup>取年始めてこんにやく組合を作りオ一回の販売を行ったが好成績を収めたので、生産増加を叫びかけたい意向のようである。従来組合長の地位には大森林所有者がなっていたが、農地改革以

(45) 現在本村に入っている大麻の仲買人は6人であり、彼等は昔ながらの古い関係で問屋と結んでいる。彼等の目標は主に中以下の農民層にもけられているようであり農協を通じての一括販売を待ち切れぬ農民の一種の窮乏販売につけ入ろうとする。

(46) 加蘇近辺の農協の肥料扱いは70~80%位であろうという。(加蘇農協調べ)

来このような慣習は打破されて来ている。現在の役員は概して中農、大農の出身であるが、このうち森林所有者は3人である。

農協と森林組合の関係については、資金面ではスムーズに選んでいるようである。森林所有者がもう少し金融面における協力を惜しまなかつたら更によい結果を生むことが出来るだろう、との声もあつた。

加蘇農協の立地条件は、鹿沼市内に近いということと、山村の脆弱な農業構造に立脚するということのためにあまり恵まれているとは言えない。このように経営活動が制約される条件下にあつてなお一応の成果をあげつ、あるということは強調されてよい事であろう。

## 6. 農業経営と林野の関係

農業経営と林野が結びついた場合、それが農業経営にとって好ましい状態であるのはいうまでもないが、だからといって今日の日本農業の如き化学肥料に強い依存度を示す経営にあつては、必ずしもそれは不可欠の条件ではなくなつて来ている。たか一方、限界まで来ている農業生産力を高めるために現在の金肥農業が強い壁になつているという声にも耳を傾ける必要がある。有機質肥料の投下による土壌の改良——これが生産力向上への近道であることは誰しも認めるところであろう。有畜経営の叫ばれる所似も勿論こゝにあるが、この場合林野との繋りは一層の緊密さを加える。

殊に本村のような自然条件によつて著るしく制約される山村の農業経営にあつては、草肥、落葉、或いは家畜の糞を通した有機質肥料の投下か、地温の低下をやわらげ、湧水の害、秋落ち現象を防ぐ最良の手段となる。特に大麻の生産には落葉が不可欠の要素である。



従つて林野に囲まれた本村の農業経営において、林野を利用しない経営の合理化は絶対にあり得ないと言つてよいであろう。

以上は林野利用が農業生産を高める利点であるが、林野の存在は農業のみで生計を立て得ない零細農に労力の場を提供することによつて、更に重要なものとなつている。本村北部の農家は林業労力による依存度が極めて大きく、農業経営は自給生産の段階を出ていないのが普通の状態である。一方農業経営を主体におく南部の農家は、生草、茅簀、薪の採取が主な林野利用の形態となる。たが果して農業経営に十分な林野利用が出来ているだろうか、甚だ疑問をと言わざるを得ない。例えば水稻、大麻には反当300×の堆肥が必要と言われている。しかし実際には200×程度の投入がせいせいで、それも青草は畦畔、道端からの採取が多いようである。

このような林野の利用は勿論その所有形態に関連して考えなければならぬ。そこでまず、森林所有と農業経営規模の関係についてみよう。

表4 農業経営規模と森林所有の関係 (単位人)

|             |    |               |       |               |               |                |         |         |   |
|-------------|----|---------------|-------|---------------|---------------|----------------|---------|---------|---|
| 計           | 24 | 6             | 10    | 52            | 79            | 44             | 9       | 224     |   |
| 100町以上      | 1  |               |       | 1             |               |                |         | 2       |   |
| 50町~100町    | 2  |               |       | 1             | 2             |                |         | 5       |   |
| 20町~50町     | 2  | 1             |       | 7             | 6             | 3              |         | 19      |   |
| 10町~20町     | 3  |               | 1     | 6             | 11            | 7              | 2       | 30      |   |
| 5町~10町      | 1  |               | 1     | 2             | 15            | 6              | 4       | 29      |   |
| 1町~5町       | 9  | 3             | 5     | 21            | 31            | 23             | 3       | 256     |   |
| 5反~1町       | 6  | 2             | 3     | 14            | 12            | 5              |         | 44      |   |
| 山林所有<br>規模別 | 新地 | 3反未満<br>←零細農→ | 3反~5反 | 5反~1町<br>←小農→ | 1町~5町<br>←中農→ | 5町~10町<br>←大農→ | 10町~20町 | 20町~30町 | 計 |

表4/表は5反以上の在村森林所有者について、森林所有規模と農業経営規模の関係を示したものである。

5反未満の森林所有者が切られているのと、農業経営のみで森林を所有せぬ層が除外してあるので詳細な検討を加えることは出来ないが、これによつて森林所有と農業経営の関係をある程度把握することが出来る。

先ず、森林所有者224人のうち不耕作者は24人で11%、経営面積5反未満は18人で7%、5反-1町層は52人23%となつている。また1町-5町層は最も多く79人35%であり、5町以上の層は53人24%である。

これによると不耕作層を除けば中農層をピークとして上下両極へ展開している傾向があると言える。

また森林所有規模別にみると、最も多いのは森林所有1町-5町層で95人42%を占め、次いで5反-1町層44人20%、10町-20町層30人13%、5町-10町層29人13%となつており、これらの層は何れも中農層でピークを作つている。

これを更に所得構成において林業所得の割合の強いと考えられる20町以上の森林所有者層と、農業経営として向蹊になり得ない零細農を除いて考えてみよう。この場合表中に斜線で示したように、森林所有1町-5町層の層と中農層の層が交わる位置の31人を中心として上下左右に集中をみせているのが明らかである。つまり農業経営と林業所有の関係は山林所有1町-5町の中農層において最も強く出ており、こゝにも本村農業を擔う中農層の重要な性格が現われていると言えよう。



村全体としてみると森林面積のよ3%が私有林という恵まれた形になつてゐる。しかし自己の山林を持たず山林地主の林野を利用させてもらつてゐる農民は、何をあいても林野の利用権を確保せねばならない。その歪められた例が農地改革後における旧地主と旧小作人間の対立関係である。先にも述べた通り改革前本村の小作料は收穫量の殆どにも達する程高率であつた。小作地が解放の対象となり小作人の所有となつた場合に、地主の不満が農業政策そのものに対するより、直接小作人の方へ向けられたのはやむをえないことゝもつたかも知れない。こうなると、従来たち同様にさらわされてゐた落葉が急に価値あるものとして地主の眼に映つてくるのも当然であつた。落葉さらいの代償として労働地代を要求する、というケースが生じることにもなる。この場合農地改革の影響は、森林所有というバックグラウンドを有する本村の大中地主階級に対しては従来の社会的地位を一転させる程の打撃を与えなかつたものとみてよいから、改革後も地主の勢力は依然として強力であつた。従つて地主と旧小作人の関係は、古い形がそのまま田畑から林野へ転化されたにすぎないと言えようである。林野を持たぬ農家の林野利用にはこのような制約もある。

こゝで耕地面積の拡大ということと関連させながら、本村には何故棚田や段々畑が少いかということを考えてみよう。理由の主なものとしては、

- (1) 開墾可能な緩傾斜地を大森林所有者が所有していること。
- (2) 開墾可能地であつても小所有の林野は、青草、落葉等の堆肥源、燃料源として自給自足体制にあること。

(3) 過重な労働力を費して不利な農業生産を行うよりは、落葉等の賃労働の方が有利である。

等が考えられる。

このように農地が林地に喰ひ込んで面積を拡大するためには種々の問題があるが、現在鹿沼木材市場を控えて発展途上にある林業に逆に停滞的色彩を濃くする農業では結果は明らかである。

要するに加蘇の農業経営が旧態依然たる殻を破るためには、第一に生産力の増進が鍵であり、そのためには林野利用の合理化がなされなければならないが、その阻害因子を林野の所有形態にのみ押しつけることは出来ない。なぜならば林野利用に関する農民の意識が果して十分であつたかという点でも多少の疑問が残るからである。



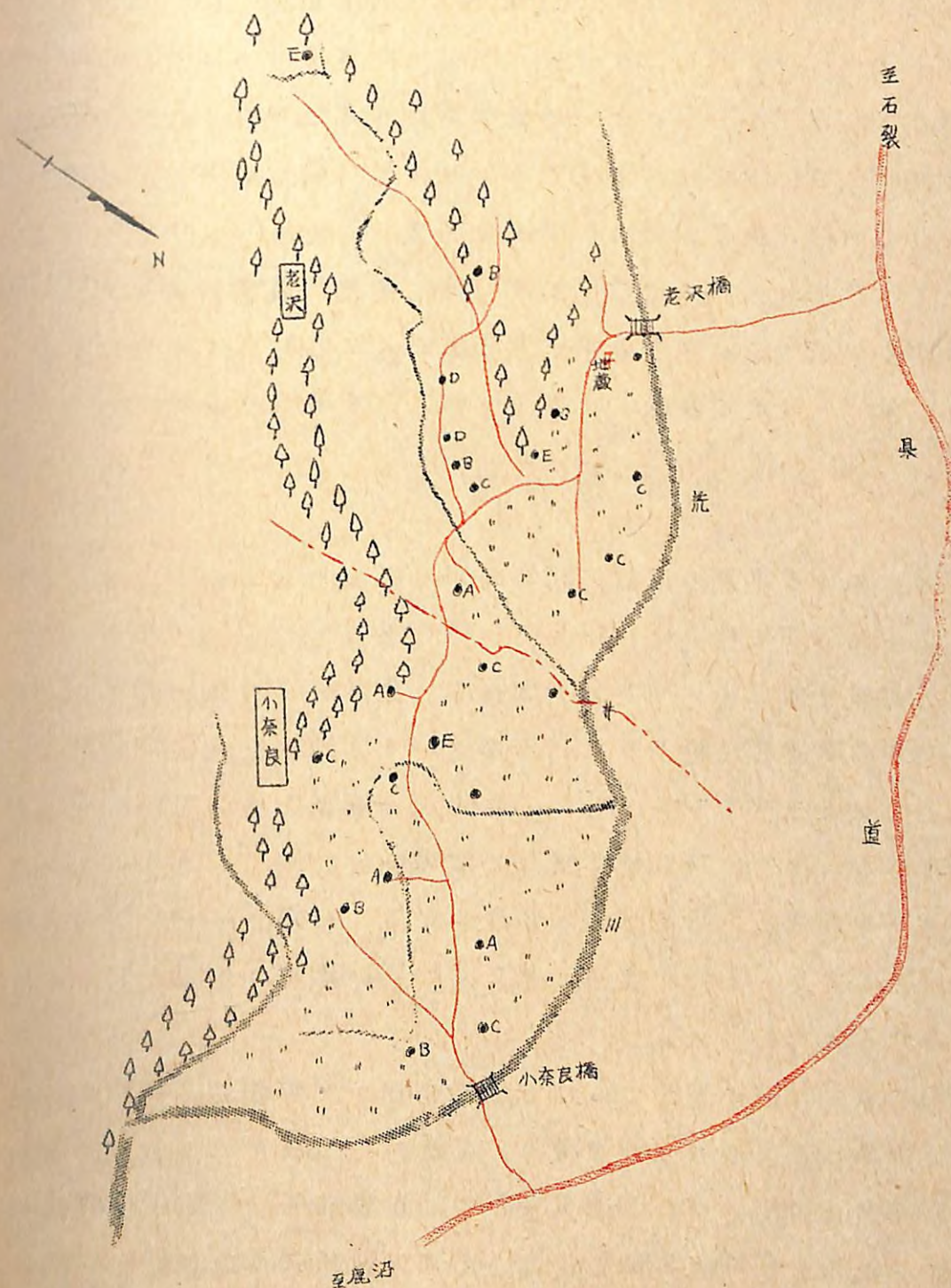
## 才7章 部落構造の実態

## 1 抽出部落の概況

本抽出部落は上久我と下久我の境にある大字下久我の小奈良及び老沢の2部落である。これらは村の略々中央に位し隣り合っているが、才2図の如く荒井川と山林により囲まれ、家々は県道からわかれた小道によつて連絡されており、田畑が多い。2部落を选定した理由は既に述べた加蘇村の経済的乃至社会的の種々なる條件を鑑み、したものゝ抽出部落に見出される爲である。即ち本村は森林所有者、農業経営者、林業労働者並にそれらを兼業するもの等々色々な階層により構成されているが、この2部落の中にあつても、全くそれと同じ各要素と各層より構成されているのである。

この部落の発生については明瞭ではないが、明治の初めより凡そ現在と同じ世帯数で構成されており、際立つた変化はない。小奈良部落の名称はかつてこの部落にナラの木が多かつた爲にかゝる名が生じたとも云われているが、老沢については明かでない。

戸数は小奈良ノ2、老沢ノ3戸であり、人口は小奈良男43、女36、老沢男39、女44人である。農家戸数ノ2、林業のみ3、生活保護者3となつてゐるが、森林所有者は大山林所有ノ、その面積43町歩、零細所有者は僅かに6反歩しかもつていない。森林所有者は全部でノ0戸ある。農地経営規模は田ノ9ヘヨノ反でヨ反未満は3戸、畑26ヘ25反でヨ反未満は6戸であり、山村としては農業のところで述べたように概して大きい。農家の大部分は大森を





産し、僅かな量であるが米も出している。しかし林業労働者はノコ名もいる。これらの中には僅かな土地も耕作していないものがある。下久我には先に述べたように見るべき産業施設も公共施設もないが、かくの如くこの2部落にも商工業なく、僅かにノコの耕作地主或いは大山持があるが、その他以前に農業学校の教師をしていた世帯の息子が最近洋服屋を開業し、他のノ人の息子は大工をしているのがノ戸あるに過ぎず、専ら林業、農業のみで糊して差支えなく、従つて毎年累積する潜在過剰人口は村外や都市に、男子を先頭に立たせて農家より排出されている現状である。

## 2. 農民層の区分

部落における産業の構造が以上の如くであるとすれば、その農民層はこれにいかに関係し対応しているであろうか。この結合、対応を一応部落生活と名付けておくならば、農民層の部落生活を知ることとは部落の構造を理解することである。では部落生活をいかにしたら知ることができるであろうか。各個別の農家の生活を述べても意味をなさないので、農民層を幾つかの類型に分け、しかも何か一定の基準から理解したならばよいと思われる。一定の基準を、単位農家の生活が主としてどの産業に属し又はこの産業の所得により維持されるかにおきたいと思う。

オ42表は以上の基準によつて世帯を5つに類型化したものである。2部落25戸の中生活保護3戸を除いた22戸は、8戸の農業経営と林業労働によつて生活を支えている農家層のC型を両部落中に36%の最多を占めさせている。C型は部落構成の上からは重要

である。次に農業経営と育林と労働によつて生計を維持している

オ42表 農民層の類型

| 類 型        | 戸 数 |
|------------|-----|
| A 農業+林業    | 4   |
| B 農業+林業+労働 | 5   |
| C 農業+林業    | 8   |
| D 農業       | 2   |
| E 林業       | 3   |

B型がある。この労働には林業によるものが2戸、その他の労働即ち職員労働等によるものが3戸ある。そして最も安定した農家の類型は農業経営を副次的なものとしている中へ大林野所有者の4戸である。これに対し現在農業のみにしか依存していない特異な型がDである。Eは土地より全く離れた農村プロレタリアである林業労働者である。

オ43表 類型農家の至管耕地、貸付地、米出、分配、森林所有状況

|   | 田     |      |      |      |          | 畑     |     |      |       |          | 貸付地 |    | 米出 |    | 森林所有  |    |
|---|-------|------|------|------|----------|-------|-----|------|-------|----------|-----|----|----|----|-------|----|
|   | 自作(A) | 小作   | 計(B) | %    | ノ戸当主管理面積 | 自作(C) | 小作  | 計(D) | %     | ノ戸当主管理面積 | 面積  | 戸数 | 米出 | 分配 | 面積    | 戸数 |
| A | 22.1  | 1.0  | 23.1 | 96.9 | 5.35     | 23.5  | 0   | 23.5 | 100.0 | 23.2     | 4.5 | 27 | 47 | 0  | 16.58 | 4  |
| B | 23.0  | 2.6  | 25.6 | 99.8 | 5.12     | 23.8  | 4.8 | 28.6 | 95.3  | 6.52     | 4.3 | 2  | 5  | 0  | 48.26 | 5  |
| C | 12.1  | 10.1 | 22.2 | 64.5 | 2.78     | 22.1  | 9.6 | 31.7 | 99.3  | 4.04     | 0   | 0  | 3  | 5  | 6.5   | 1  |
| D | 2.3   | 3.2  | 5.5  | 69.5 | 5.25     | 5.2   | 1.8 | 7.0  | 99.3  | 3.50     | 0   | 0  | 2  | 0  | 0     | 0  |
| E | 0     | 0    | 0    | 0    | 0        | 0     | 0   | 0    | 0     | 0        | 0   | 0  | 0  | 3  | 0     | 0  |

類型農家の田畑経営面積をオ43表に掲げたが、Aに於ては田に僅かノ反歩の小作地があるだけで凡て自作地であり、しかもノ戸当り経営面積は他の4型より何れも大きい。BはAに次ぐのであるがこの部落においては中核的階層である農業と林業労働に従事しているCにあつては、農業のみに依存するDよりも自作地率も低く田が54%畑が46%であり、殊に田にあつてはノ戸当り経営面積がAの半分以下であり、しかも「5反百姓」以下の極零細規模の2戸反である。Dの自作地率はA,Bに比し相対的に低く、畑耕作地の面積



かノ平均3.5反と知つて、その生活程度の貧しさを思わせるのである

かゝる経営面積も山村としては決して小さいというわけではないが、兼業もしていないDなどにあつては果してこれだけで生活してゆけるのだろうか。戦後の農地改革はC、D型の農家を喜ばせたが、オ43表の如く現在も従来と同じく部落内には大きな畑地主はいないが、最近の地主、小作関係はオ44表の如くA、BはC、Dに小作させている。解放時に部落内の地主は部落内の小作に解放をし、耕

オ44表 部落内地主小作関係

| 地主 | 小作               | 面積  |
|----|------------------|-----|
| A  | B1, C3, その他1人    | 6.3 |
| B  | C1               | 2   |
| A  | C2               | 22  |
| B  | B1, C1, D1, その他1 | 4.1 |

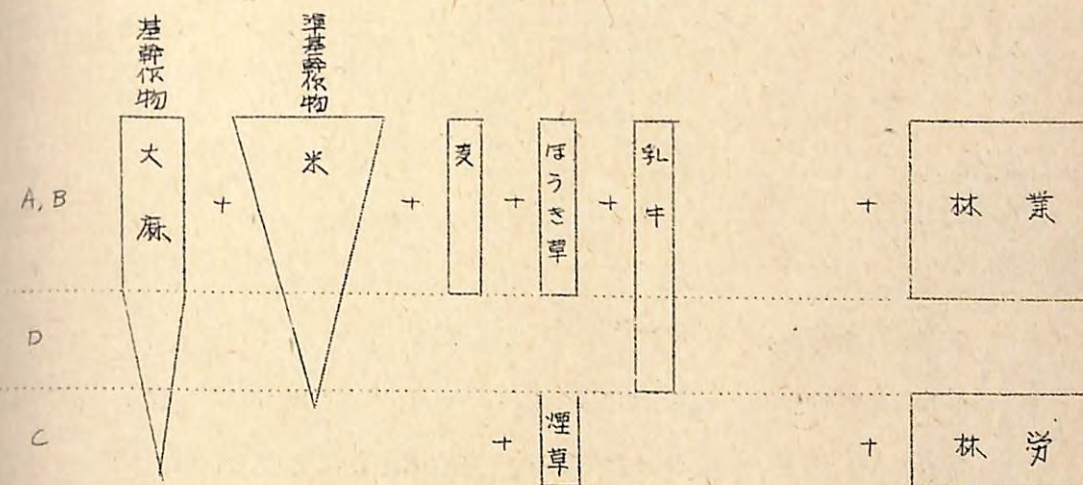
依地をその小作人に与えずして、理由を無理につけて地力の劣る畑を強制交換せられた農家もある。一般にもこの部落ではC、DはA、Bより劣等地が多い。耕地が部落にとって貴重なものであり、しか

もそれに依存してゆかねばならぬものとすれば作物は換金性の高い集約至営に適するものでなければならぬ。その為にはここでは大麻、米、麦、小豆、蚕糸草、煙草が主要農産物として生産されるが、商品作物としては大麻、米、が主たるものとなつてゐる。その他最近では乳牛をとり入れてきた。何れの型にも共通して栽培される唯一の商品作物は大麻であるが、しかしその生産量は地力差、経営規模、投下労働量等により量度共にC、DはA、Bに劣つてゐる。Dの生計維持は農業のみであり、しかもオ43表の通りに畑面積も小さいので大麻を1.5反〜2.5反作つて懸命をつなぐことは生活維持が困難な為、比較的水田面積が大きく、供出米代金依存をいつてゐる。A〜B型とD型には多角化至営が取入れられつゝあるが、林野の全くないD型農家では飼料採取に早くもゆきまづつてゐる。供米数量にし

ても、A、Bは、ノ3〜2.5反であるに比しオ43表の如く、Cでは供出農家は僅か3戸であり、しかも4〜ノ3反である。Cは飯米乃至受配農家が大きいことからみても、連年の固定した農業所得として供米収入をみるわけにはゆかないし、部落全体としては主食の自給すら満足に出来ない現状である

こういう生産物を量的に類型農家別に図式化したのがオ3四である。商品化作物を多く生産し、供米も多いA、Bは更に昔から先祖の

オ3四 類型農家別にみた主要産物



残していつた林野から更に収入をあげる道が開かれており、新しい農業経営方式、生産用具を導入し易い状態に在るに対し、Dは僅かの自作地をすら离れることは出来ず、現金収入の道も鎖されたまゝにある。今聞取調査による現金収入の割合はオ45表の通りであるが、CはA、Bの現金収入源である林業収入に対するものとして主として林業賃労収入をもつてゐるが、農業現金収入と林業賃労収入とは代替的である。つまり農業収入の少ないところは林業賃労収入が多く、



表45 類型別現金収入割合

|   | 農業     | 林業     | 林業    | 畜産  | 其他  |
|---|--------|--------|-------|-----|-----|
| A | 40~50% | 40~60% | 7%    | 10% | 20% |
| B | 50~70  | 10~50  | 10    |     | 30  |
| C | 10~80  |        | 20~90 |     |     |
| D | 80~100 |        |       |     | 20  |
| E |        |        | 100   |     |     |

表46 部落世帯員、労働力人口、排出労働力

|   | 世帯員<br>総数 | 1戸当り<br>世帯員 | 労働力人口 |    |     |      | 常雇 | 排出労働力 |   |   |  |
|---|-----------|-------------|-------|----|-----|------|----|-------|---|---|--|
|   |           |             | 男     | 女  | 計   | 1戸当  |    | 男     | 女 | 計 |  |
| A | 32人       | 8.0人        | 11人   | 9人 | 20人 | 5.6人 | 2人 | 0     | 0 | 0 |  |
| B | 37        | 2.4         | 19    | 10 | 29  | 5.8  | 0  | 0     | 0 | 0 |  |
| C | 58        | 2.3         | 21    | 13 | 34  | 4.3  | 0  | 4     | 2 | 6 |  |
| D | 15        | 2.5         | 2     | 2  | 4   | 2.0  | 0  | 0     | 0 | 0 |  |
| E | 13        | 4.3         | 3     | 3  | 11  | 2.0  | 0  | 1     | 0 | 1 |  |

口とは生産年全人口のことである。Aの1戸当り構成世帯員が平均5人で非常に大であり、又Eのそれは4.3人で非常に小さいのが目立つ。前者には常雇が含まれている。これに対して実際に働いている労働力はBが最も大きく5.8人であり、Dは実に2人しかいない。この型には子供が多くいるのがとくに目立っている。この労働力はDより2倍以上多いが、生活の窮乏化は如実に排出労働人口の多いことでも分る。Dの1戸は一応育てた子供を夫々嫁に出した世帯であり、他の1戸は先の乳呑み児を多くかゝえた若夫婦であつた。前者は今井マンカン鉱山に常勤していたが、体が悪くてやめている。しかし「農業では食べてゆけない。林業より照つても降つても毎日働ける鉱山で働きたい」といつている。後者は農地だけは貰えられず

従つて自家労働力の不足から林業すらおぼつかないと言つている。この排出労働力は凡て新制中学を卒えた年頃の23男である。彼らは林業、農家の子弟として、同じ23男でもA、Bのそれは鹿沼や宇都宮の高級学校に入学の爲流出してゆくのに對し、鹿沼、宇都宮、東京、横浜、川崎の商店々員、工員、女中となつて行つてゐる。

以上要するにこの両部落は林野のはげしい集中はなかつたが、農地移動については改革時、地力地位を無視した交換はあつたにしても、現在争いは表にまではでる程にはなつていなかつた。林野所有、農業経営、現金収入の方法などよりA、B層を部落の富裕な層、Cは農業と林業という構成であるかDの農業のみの依存の層よりか現金収入の道が開かれてゐるかEの完プロ層と共にこの3者は何れも非常に貧困な層とみることが出来る。とりわけ最低はE層である。その差は何によるかといへば連年必要時に家計にあてるだけ伐採する森林のあることによつて決められる。だから耕地をすらもつていないEは畑の小作でもしたいといい、少し小作や自作しているCは、いくらかでも田畑の自作地をふやしたいと述べ、更にC、Dの安定層は僅かでもよいから林野を求めたいと願う。最後に富裕なA、Bはもつともつと林野を手入し、蓄積の増加を図ると共に、その面積の増大を狙つてゐるのである。そしてその願望とはC、Dにあつては仲々かなえられず彼らの子弟は村外に店員、女中となり、又は村内にあつては林業、鉱山人夫その他の形をとつてゐるのである。

### 3. 部落と林野

部落の中において果す林野の役割は種々あるが、部落民が林野の



効用にいかに関係しており、林野所有者はその部落の農家をいかに扱うかをみたい。

この結びつきは農家の燃料、肥料、飼料による。農家のこの3料は生活・経営上欠くことのできないものであるが、部落ではもやとり、落葉かき、採草として部落のすぐ傍らにある林野から採取される。しかし自己所有の林野のあるA、Bには関係はない。彼らは林野の所有していないC、D、Eにそれらの採取を許す立場にある。上ス我畜票、馬返の林野所有者は現在でも林地を傷めない程度に自由に林内に立入を許しているが、この部落では以前より隣家のものですら自己の森林に入ることを許さず、厳重に取締っている。しかも農地改革後この取締は強化され、強制交換させた小作人には採草をも許さなくなつた。この為、燃料、推肥にことかく農家では、もやの代りに製材所より束薪を求めたり、部落外の本宅より推肥をもらつたり、他人の購入した肥料を小分けしてもらつてもいいものもある。Cは貧窮により多少の現金収入をそれらの購入にあてることは出来るが、Dは現金収入の道が鎖されているので、種々採取について不平はあつても表沙汰にすることを避けて落葉採取をしていることは、Eの山仕事の帰途ノ把つ、もやを背負つてきて、不足分の推肥を賄ひ賄うものより、地主に対する従属的關係が強いとみられる。

落葉は年ノ5〜20かご、ノかごノ0〜20円位であり、もやはノ把20円ほどであるが金納は稀で大体は労働地代をとり林野所有者は年2〜3日朝7時半から夕方時半まで田植とか自家用落葉掻きに使用させている。

要するにこの部落の大地主は、林地が荒されるという名にかりて、

余儀なく落葉、生草、もやの採取をせんとする旧小作人や貧農、林労兼営農家をおさえ、為に採取したい農家は労働地代を払い、不本意ながら林野所有者の従属下にある。しかし地主は他部落より払下げてもらつたり、購入薪を用いたり、仕事帰りにもつてきたりするので、完全にはこの採取権を通じて部落の貧しい農民層を自分の配下におさめえない現状にある。

#### 4. 林業労働者

この村には小車引き、馬車引きを含めて林業労働者が190名いる。この2部落の属する大字下ス我には47名いる。今回の調査にあつてはこの多くの林業労働者の実態にふれられなかつたが、両部落の林業労働者の労働条件、雇用状態、部落における地位などについてこの項で簡単にふれたい。

オウ表 部落林業労働者 既にみた通り、部落内で林業労働のみで生

|   | 林業労働者数 |
|---|--------|
| A | 0人     |
| B | 3      |
| C | 10     |
| D | 0      |
| E | 3      |

計を維持して、完全に生涯手段から離れてい  
る専業労働者は3名である。しかし林業労働  
に従事している最も多い型はオウ表の如く  
Cであり、零細耕地に自給化を図りつゝ、か  
たわら主として又は従として林業を兼業する

ものである。Cの類型層より、次才に土地を手に入れたBの類型層  
に転化したものや又労働力の豊富なものはBの層でも林業して、更  
に現金収入の道を講じているのも見逃せない。又ノ戸より2人も林  
業にでている世帯もある。同じ労働であつても鉾山の労働ならば常  
勤で年間200,000円の勤労所得が入るし、また支所(役場)勤務で



も年に100,000円の収入があるのに対し、林業労力は刈払いはノ日300~350円、伐木搬出250~300円、特殊技術の小事引きで450円、種子採取は500~700円である。しかし既にのべたように「降り照り」に関係があり、大体懸命に働いて月平均可働日数は20日前後である。だから林業賃労年所得をみると、60,000~80,000円である為、他の労働をしたい、都会に行つて働きたい、林業より畑の方がよいということになる。

村内にある停滞的過剰人口は林業という恰好の送り場流れ、若干は流動的過剰人口として村外に排出されるわけであるが、古く林業労働に従事していても、他に生計を得る途がないから情性的にそうしているのであり、村の定型化した生活維持方式である農業+林業=自給収物+若干の現金に甘んじているわけである。他に雇用の場といつても鉱山の労働は、丁史は古くあるが、雇用力は浅く、結局土地を耕して暮したいと皆願うが、この農民の土地執着と土地を切っているという農村における古くからのプライドとがかゝる形をとらしめる原因の一つでもある。

今労賃にふれたが、大体下久我、加園では上久我にある県行造林地の労賃より猶々手取は低い。県行造林は身元調査があり、ノ日当りはむしろ県行造林の方は安いのであるが、仕事は永続性のある為、月平均は高くなる。地主や素材業者は大体夫々の林業者の同じものを雇用する傾向にあるが、とくに特定の関係はなく、労働者は随時求めに応じて働いている。ノ年を通じての月別労働日数を表2の掲げたが、多数の調査票よりの集計はとれなかったが、一応の傾向となる。これによると矢張り林業のみの専業者の方が林業可働日数

多いことがわかる。

表2 月別林業労働可働日数

|   | 月    | 1     | 2   | 3    | 4  | 5      | 6  | 7  | 8  | 9    | 10       | 11   | 12     | 計   | 月平均  |
|---|------|-------|-----|------|----|--------|----|----|----|------|----------|------|--------|-----|------|
| B | 可働日数 | 15    | 15  | 15   | 8  | 15     | 15 | 15 | 8  | 8    | 10       | 15   | 15     | 134 | 11.1 |
|   |      | 5     | 5   | 5    | 5  |        |    | 5  | 5  | 5    | 5        | 5    | 5      | 5   | 5    |
| C | 可働日数 | 20    | 20  | 20   | 20 |        |    | 25 | 20 | 25   | 20       | 25   | 20     | 240 | 20.0 |
|   | 農業労働 | 正月新こり | 旧正月 | 麻播   | 大麻 | 田      | 田植 | 除草 | 盆  |      | 稲刈       | 麦植   | 大麻木の葉入 |     |      |
| E | 可働日数 | 17    | 24  | 25.5 | 19 | 27     | 14 | 27 | 25 | 24.5 | 26.5     | 24.5 | 18     | 262 | 21.8 |
|   | 林業労働 | 伐木造材  |     |      |    | 植付伐木造材 | 刈払 |    |    |      | 伐木造材より出し | 伐木造材 |        |     |      |

林業労働者層で林野を最近手に入れたものがBに属するが、これは果下でも優秀な木登りの名人で、種子採取の技術と勤儉により発展してきたのであるが、特殊な例であろう。大抵の形としては、C、Dの型の23男とE型の長男は林業として代々森林で働いている。

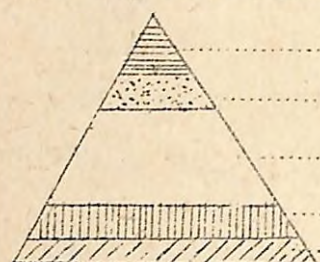
林業労働者は衣料、食物ともせいたくたという声はA、Bよりある。部落での最低の家構え—東京の戦後の急造小型バラックのような—からすれば成程多少不釣り合かも知れない。だが自分の筋肉と体力のみで危険な重労働を他産業より極めて低い労賃で続けるには、せめてカロリー一をけでも多く摂取しなければ再生産する力は製造できないであろう。7人家族のある林業の家では病人ノ人をおか、元月9,000



〜10000 円なければ暮せないということだが何ら世いたくではないだろう。部落の最下層にあつて業者や地主にとりつくろいはしなくても、平身低頭して黙々と過勞にたえてゆく林業労働者に対しては森林組合、大森林所有者は何らかの方策を打樹てなければならぬだろう。

## 5. 部落における育林家

カ4図 部落における類型農民層



既に4項目において老沢、小奈良の

- A 部落の構造を見てきたわけであるが、
- B 類型農民層の階級をモデル化してみると
- C カ4図の如く、最下層にEがあり、C、
- D Dは貧農、Bは中農層で部落の中間層
- E であり、上層としてのAが耕作地主と

育林家としてピラミッドの頂端にある。このAについての部落構造の中で占める位置について述べたい。

部落は野尻騒動のような事件は生じたことはなく、比較的小さくまとまってきたが、農地改革で山地主兼畑地主は一応小作地を解放し、従来の反3倍にも余る高額物納小作料を廃したとはいえ、そこには現在に至るまで未だに地主対小作人の感情的対立の感流を拭いきれないものがある。のみならずこれが貧農層を生草、落葉、もや採取を通じて圧迫している。しかも育林家の林野集中は除々にその度を強め、例えば同一部落にあつても或る大林野所有者は4町歩の小林野所有者に1町余も正当な理由なしに売渡しを余儀なくせしめた。即ち育林家は両部落中10戸を占めるが、その中の20〜40町歩の大森林所有者が改革前も現在も同じようにその位置をゆるが

していない。

育林家の安定している経営面は、更に生産手段の改良を図り、農耕機具を整備し、耕作を他層に比しえない程に強化しつつあるのみならず、立木売上収入は調理場の改造ばかりではなくオートバイやテレビの購入に廻し、その生活度を飛躍的に高めている。かゝる生活は一方の極の貧農や完プロに「財閥様」と言わしめているが、それらの層が地主層に対し強い対抗的力となるまでには至らず、保守的感情、至窮外の強制の下に従属されている。この部落にはとりわけ旧家或いは村の政治的実権者はいなかつた為、公転追放はなかつたので、敗戦を機に至窮的、社会的、政治的にみるべき変化はなく、古い力が貫徹され、むしろ最近強化されている。部落の政治的面をみると、むかしの部落会長である部落連絡員と農事組合連絡員並に農地委員がある。部落連絡員には両部落の青年山持30町歩のH氏(老沢)と7町歩の半農半林型のA氏(小奈良)、農事連絡員には林野の全くない半農半林型の者がなつている。前農業委員の地主側代表としては部落では共に大へ中林野所有者であり、改革時の土地問題に関して評判はよくない。村の農地委員会動きは余り活潑ではなく、地主に有利に導かれた。

東京の近在、商品作物の存在、鋸山、林業の適当な雇用の場が古くからあつた等の為、村民乃至部落の農民は近代的意識にめざめ土地所有権も早くより確立していた。農地改革は部落を一変せずして、既に見た通り地主権力は強化されつつあるが、下層の対抗的力は温存されたままに、部落は今「みせかけの平和」によつて秩序だてられている。結局この部落の中へ大森林所有者の位置が凡ての面



で改革以前の姿ではないにせよ、保たれているとみななければならない。その至済的背景をなすものは林野なのである。

## 第8章 森林所有者の実態

く、すでに加蘇地区における農林業の姿については主要なる検討をなした。この章においてはそのうち主なものをとり上げて柱としつつ次の章において分析される森林組合の構成員、即ち森林所有者の実態について検討を加えたい。ここで要請されているのは森林所有個々の静態であると共に、村内において、また村外に対して社会活動を行い乍ら、その活動の一環として林業活動を営む森林所有者の行為的な側面なのである。

静的な森林所有者の実態を示すものとしては戸票を配布して森林至営の実態をアンケート式に集録した。これによつて、山林所有者の至営構造を纏めることが出来る。この調査結果をモノグラフ調査によつて補い乍ら、森林所有者の姿を浮か上らせて行きたいと思う。特に、調査村の至済的環境が省られて、組合活動に関連する政治的環境を明らかにし、組合活動の理解を助けたい。

### 2. 村内森林所有者一般

第一章において、上都賀郡農家の耕地規模を全国のそれと比較するときノヘ3町において、遙かに高い比率をもつことを示しておいた。これを更に検討すると、5反ノ町層の多いことは全国の比率と共通であるが、5反以下の層については全国の45%に対して28%、ノ町以上はこれと全く逆の關係になつている。加蘇において、この実は更に甚しく、5反以下は全国の比率の1/2、ノ町以上は全国の2倍半の比率を示し、ピークが5反ノ町層より上のノ5町とい



うところにある。

森林所有についてもこれと同様の現象が見られる。ノ町以下の層よりノ～5町層に所有が集中していることは上都賀郡一般の傾向であると言えよう。特に、加蘇においてはこの層に約半数が集中している。

オ49表 森林所有者の規模別地域別戸数

|        | 総 計 | 村 外 | 村 内 |              |             |              |
|--------|-----|-----|-----|--------------|-------------|--------------|
|        |     |     | 総 数 | 山間準山間<br>上久我 | 準山間地<br>下久我 | 平坦地<br>加園・野尻 |
| 50町以上  | 9   | 2   | 7   | 6            | 0           | 1            |
| 30～50町 | 13  | 3   | 10  | 10           | 0           | 0            |
| 20～30  | 13  | 2   | 11  | 6            | 5           | 0            |
| 10～20  | 35  | 5   | 30  | 12           | 8           | 10           |
| 5～10   | 41  | 11  | 30  | 4            | 14          | 12           |
| 1～5    | 133 | 32  | 101 | 25           | 19          | 58           |
| 計      | 244 | 56  | 189 | 63           | 46          | 81           |

オ50表 林地の集中

| 規 模    | 区 分 | 集 積 |      |     |      |
|--------|-----|-----|------|-----|------|
|        |     | 戸 数 | 面 積  | 戸数% | 面積%  |
| 100町以上 |     | 2   | 326  | 0.6 | 1.4  |
| 50～100 |     | 9   | 786  | 2   | 3.5  |
| 20～50  |     | 35  | 1037 | 10  | 4.7  |
| 10～20  |     | 70  | 1517 | 21  | 6.9  |
| 5～10   |     | 111 | 1799 | 34  | 8.2  |
| 1～5    |     | 244 | 2139 | 76  | 9.7  |
| 0.5～1  |     | 319 | 2190 | 100 | 10.0 |

オ49表は森林所有者の規模別区分である。調査村の場合、戸数で見た各階層別の分布は極めて正常である。しかし、面積の集中を

見ると50町以上の森林所有戸数が全村の2%に対して、面積において35%を、更に、20町以上の中堅地主から上を見ると、戸数で10%の地主が面積の半数を支配していることになり、集中は少い方ではない。しかし、先進林業地、例えば青梅、西川において50町以上の所有者が70～80%の森林面積を支配するのはいかに較べると集積の度合は遙かに低い。その他、規模別の各階層別戸数は、ノ～5町が多いが、面積についてはそれほど特色が現はれていないことも注目してよい。

オ51表 不在地主規模別戸数面積（括弧内は森林所有総数）

| 規 模    | 区 分 | 戸 数     |     | 面 積      |     | 戸数% | 面積% |
|--------|-----|---------|-----|----------|-----|-----|-----|
|        |     | (総 数)   | 実 数 | (総 数)    | 実 数 |     |     |
| 100町以上 |     | ( 2 )   |     | ( 326 )  |     |     |     |
| 50～100 |     | ( 7 )   | 2   | ( 460 )  | 105 | 28  | 2.2 |
| 20～50  |     | ( 26 )  | 5   | ( 251 )  | 147 | 19  | 5.8 |
| 10～20  |     | ( 35 )  | 5   | ( 480 )  | 72  | 14  | 1.5 |
| 5～10   |     | ( 41 )  | 11  | ( 282 )  | 75  | 26  | 2.5 |
| 1～5    |     | ( 133 ) | 32  | ( 340 )  | 86  | 24  | 2.5 |
| 0.5～1  |     | ( 75 )  | 28  | ( 51 )   | 17  | 34  | 3.3 |
| 計      |     | ( 319 ) | 81  | ( 2193 ) | 504 | 25  | 2.3 |

不在地主であるが、オノ章に示したように、上都賀郡の不在地主数が全を占めるに対し、オ51表に示す加蘇の不在地主は戸数、面積共に全で、郡内では必しも多い方ではないが先進林業地に較べると流失は甚しい。

次に森林所有者を地域別に見る（オ52表）

平坦地（野尻・加園） 20町以下、特に5町以下森林地主が多い。  
準山間地（下久我） 30町以下が多い。



山間、準山間（上久我） 30町以上全部とそれ以下のクラス

表52 村内地域別在村森林所有者戸数

|     |       | 計   | 1~5町 | 5~20町 | 20町以上 |
|-----|-------|-----|------|-------|-------|
| 実数  | 野尻、加園 | 83人 | 58人  | 24    | 1     |
|     | 下久我   | 46  | 19   | 22    | 5     |
|     | 上久我   | 63  | 25   | 16    | 22    |
|     | 合計    | 192 | 102  | 62    | 28    |
| 百分率 | 野尻、加園 | 43% | 56%  | 38%   | 3     |
|     | 下久我   | 24  | 18   | 35    | 17    |
|     | 上久我   | 32  | 24   | 25    | 28    |
|     | 合計    | 100 | 100  | 100   | 100   |

これによると、平坦地純農村地帯と山間地、準山間地の区別がはっきりしており、その中でも山に近い方に大きい山林至管者が偏在していることも注目してよい（附図第3図参照）

なお、表51章表51表の分析に示されている通り、林地所有が5反以下の零細農との相関強く、農地を持たない森林所有者が相当にあることも、併せて想起するべきであろう。

表53 村内地域別概況

| 字     | 型態    | 人口     | 戸数   | 農家   | 一町以上在村山林地主 | 山林営業者 |
|-------|-------|--------|------|------|------------|-------|
| 野尻、加園 | 平坦地帯  | 2,080人 | 347戸 | 236戸 | 83人        | 10人   |
| 下久我   | 準山間地帯 | 704    | 123  | 81   | 46         | 43    |
| 上久我   | 山間地帯  | 1,498  | 282  | 101  | 63         | 133   |
| 計     |       | 4,282  | 752  | 418  | 192        | 186   |

表53表は一応、農家が戸数の割合に平坦地に多く、1町以上森林所有者が山間・準山間に多いことを示している。なかんづく、森林営業者が山間の方に偏在していることも、調査村における、上と下の部落の性格を分けて山村部落と平地村部落の特色を出している

ように思われる。

### 3. 調査票の検討(1) — 経営主体 —

さて、次に調査票の検討に移ろう。様式は附表表52表の通りであり、これを階層別に整理したものが、附表表53~表56表である。抽出比率は表54表に示した通りであり、回答はよく町率に

表54 調査票の抽出比率

|        | 村内総数 | 抽出戸数 | 抽出比率 |
|--------|------|------|------|
| 50町以上  | 9戸   | 6戸   | 66%  |
| 30~50町 | 9    | 5    | 55%  |
| 20~30  | 12   | 5    | 41%  |
| 10~20  | 30   | 8    | 26%  |
| 5~10   | 30   | 9    | 30%  |
| 1~5    | 101  | 4    | 3%   |
| 計      | 191  | 37   | 19%  |

記載されていた。この依頼は森林組合を通して間接に行はれたものであつて、組合の地位を窺う資料ともなった。それと、山林至管に關心のうすいと思はれる小面積所有者の

回答も意外に綿密であつた。

附表表51表を用いて頂きたい。ここでは至管主体の特色を出そうとしている。学庁、役取庁は人的性格を、現金所得の割合と取業はその人の至管的特色を示すに役立つ筈である。次に、土地とその移動は土地経営者としての構造を示すわけである。

林業収入が大きな比重を示すのは50町以上の山林所有者であり、30町以上の中にもこれと匹敵する者がある。30町以下になると、山林所得に頼らないものが現はれる。しかし、これと附表表53表立木取引の売却理由を見ると至常支出のためというものが20町以上の大半を占めていることがわかる。したがって、家計に対する意味は20町以上のクラスについて考えることが出来る。左を意外に



思つたのは5年同における伐採回数に余り変化がないということであつた。

農業収入は5~20町クラスに多く、それ以上では少い。農地面積は平均すると10~20町クラスが一番大きいし、新炭林の比率も大きい。農林以外の取業が少いことも注目されてよいことである。殺鼠丁、芋丁、共に上層ほどよいことが示されている。

農地改革の影響についてはすでにオ6章で分析したが、かつてこの村の大きい森林所有者はまた大農地マ主であり、30町以上において、その打虫も、戸で60町歩と深刻な様相を示している。農地の半数は水田であり、もし、山林がなかつたら、これらの地主は明らかに脱落したと考えられる。

次に、戦后における林地の流動を見ると、50町以上は売つてもいるが、買入額も大きく20町の増大となつている。30~50町のクラスが7町ほど減つているに対し、10~20町のクラスが25町増大していることが注目される。

加蘇に取引の多い鹿沼のり製材所主人の談話によると、戦后、大地主と小地主が伸びて中森林所有者の脱落が激しかつたということであつたが、ここにもその多少の事実が現はれているわけである。その他、森林組合の話によると、戦后、山の売り物は極めて少くなつたが、注目すべき傾向として平坦地農家が零細な山を買い始めた。単なる自家用だけでなく、新材の商品化をも計つているということも補つておこう。

オ6章において、この村で、落葉による多少の至消外的強制の影響が残されているということであつたが、新炭林の比率が階層別

に変わらないという事実はこのことを裏書きするものであるかも知れない。

#### 4. 調査票の検討(2) — 森林経営と産物処分 —

附表オ4、オ表を中心として森林経営の実態を眺めることにする。まず、経営林地までの距離であるが、遠い山で4里、隣村の程度、近い山は軒下から15町、平均で見ると近い山が1~5町、遠い山で15町から2里である。10~30町の森林所有者クラスの山が一番近いところにあることを注目出来る。全体として、林地を近傍に求めることが出来、経営条件に恵まれていると見ることも出来る。

苗木の植栽は反当250~400本で300本以下が多い。植栽はこの5年間、年々平均に來ている様である。50町以上クラスが最も大量で、年平均1万本内外、尻上りに増植している。20~50町が4本以上、2~34本、10町以下が4本以内である。

これに見合う投下労働量は50町以上が年間平均400人、20~50町が100人以上、10~20町75人、それ以下でも30~40人、投下している。自家労働の投下量の比率は階層を問わず約50%で10~20町クラスが24%で最も低い。金額で見ると、50町以上が年間一人平均11万円、10~50町が2万円という形となつて来る。外に苗木代、地ごしらえがかかるわけである。

さて、処分する方では50町以上が4石以内、30~50町が2300石、10~30町50~100石台、5町以上が30石内外である。今



飯配置の6年以上のものが上層クラスに集中していることによつて、如分量にも格段の開きが起る。将来の販売計画としては4石以上2戸、百石以上2戸、以下が1戸というのか毎年売却を考えて居り、不時の支出に備えるもの2戸、当分売らないと回答したものは2戸あつた。全部立木売りで、取引の相手方としては鹿沼業者が多い。

取引の形としては下の階戸ほど即金一回払が多く、前金もある。5町以上では相当回数に分割し、3月位かかるばあいもある。

相場知識としては上のクラスには自ら鹿沼の業者をつた人もあり、よく市場を握んでやつて居るか、下に行くに部落の評判などの相手まかせたのが出て来る。特に、取引の際に嚴重な材積がつかまされず、業者の云いなりになる巾がある様にモノグラフ調査の結果判明した。

## 5. 森林所有者の性格

オ6章で分析したように、この村の大森林地主は大農地地主であつた。従つて、農地改革の影響も純農村なみに受けている。その最高峰は3町農地地主である。その結果も、小作、小自収層が多少多いという事実、山林労働者の飯米農家が多い山村の特色を勘考すれば、ノ町〜ノ5町の至低規模を峯として両側に裾をひいている階層分布はこの解放の成功を物語っている。

それにも拘らずオ7章の検討を通じてわれわれは部落における山林地主の地位に鞏固な実力を見出した。これを封建的とか、ホスの支配と称するには余りにこの調査村は文化的都市的な洗練を受けてゐる。保守的ではあるが対立抗争の姿はない。たか、部分的には

そこにおいて示されたように、落葉採取権をめぐる利害の対立と至極的な支配が見られる(ゆいによる強制労働)さらに、これまで林業労務者の過剰に悩むということもなかつた恵まれた環境にありとはいへ、山の中の袋小路にある本村で一人の山持ちをしくじることには永久に他の山持ちに雇はれる機会を喪失することであり、と同時にこれに代るような就業条件は外にないのである。この村の森林所有者や素材業者が労務者を見つけるときにはどの部落の縁故者誰ということであつて、決して労働力だけを思ふわけではない。

いま一歩、進めて言うと、この部落構成とこれをつなぐ紐帯は古くから、持続されて来たものであつて、階層間の秩序は農地解放にも拘らず持続されていると観察される(オ7章)。

この資源に恵まれること少く、雇用機会に乏しい村内に留まる限り、労働市場は永久に買い手市場であり、受身の条件は変化しない。むしろ、戦後の新興林業地としての恩恵に浴し得るのは大森林地主であり、人口の膨張と共に戦後に平坦地域からも林業労務者が入つて来るような趨勢も既に表はれており、今後、雇用機会はずますます狭くなつて、階層間の乗客は更に進行すると解することが出来る。

調査村の山村としての特色は比較的農業条件に恵まれ、部落構成の形態も水田率の低い山間地方と、平坦地方の違いを見る位で、さしたる変化を見せていない。産業構成も農林業を除いては石灰採取業を数える位で幕藩時代から今日に至つて居る。この様な単調さかむしろ山村としては特色のある姿を呈していると考える。由来、山村社会が大きく解体する過程において、大きな役割を果たすのは林産物その他の高品化と加工業の出現、交通業その他商業的活動による。



そのことが封鎖的至清、自給的至清時代の単調さを打ち破り、部落毎に、異種的な産業活動と零細な流通機構をもつて、富の集積、森林資源の兼併が行はれ伝統的な部落構成をはかしく打ち破ることになる。このはあい、本村のように、炭小路に位置して商業活動の機会に乏しく、山村としては農業条件に恵まれた条件を備えているはあい、商業活動による新しい産業を導入する機会に恵まれないように見える。このことは明治以降の実業界への発展が、村内の大地主など上層階級のものに留まり、零細階級は土地から流失する機会に恵まれていたために、全体としての部落構成は依然として同質的純農村的に維持されて来ているように観察される。(その間、農家兼業が増大していることについては既に述べた通りである)。

この様に伝統的な環境の下におかれて来た調査村における森林所有者の性格とその政治的利害関係を探るために、至清的な環境の検討と、一方、特徴的な森林所有者の姿を描写し、併せて後章の理解に資したい。

## 6. 村の経済的環境

上述したように村の主たる産業が徳川時代からさしたる変化を見せていない。そして、そのうち、明治時代には大麻が、大正に入つて木材が市場価値を増大し、村の構造に変化を与えている。そして、村の流通系路は明治期において、栃木の向屋資本に支配され大正期に至つて次第に鹿沼の重要性が増大したと云われている。この近々二里の距離に二つの大きな市場をもつ本村において、商業活動が常に受身の立場におかれて来たことを注目するべきであろう。

後述する様に本村の大森林所有者に二つの典型的なタイプがある。一つは名主として徳川初期より村の実権を掌握し、この町の田畑をもち森林の外に石灰工場を至営したと家の場合である。国家が平坦地域の代表的な姿を示すものとすれば、準山間地域のこの家のはあいはこれと異なり、ノ町に満たない中農から出発し、大麻の栽培とこれを端緒とする商業活動を通じて、森林と田畑の兼併に成功し、最大の資産家となつている。

そうして、これらの人々は広く県下の諸産業に投資し、自らもこれを主宰している。中でも足利銀行に合併された鹿沼興業銀行の頭取、重役として活躍していた実を挙げておかなければならない。しかし、これらの事業は自村における生産活動とは異質的な性格をもち、あくまで商業資本の代表者としての性格に留まつていた実を挙げておく。

栃木大麻を中心とし、東京以北における東北向けの最も大きな雑貨の集散市場であり、鹿沼は大麻、除虫菊、木材の産地市場であつた。このことは加蘇に産地市場としての特色を与えないで、あたかも大阪に対する近郊農家との如き関係においたと理解出来る。

上野原郡の大麻生産は既に述べたように遠郊農業における特産品としての性格をもつ。加蘇について検討して見ても、農業は土壌条件に恵まれず、水田反収 $5\sim6$ 俵 $244$ 円という最低の生産力をもつに過ぎない。これに対して、大麻の反収 $14\sim15$ 俵 $25$ 万円、畑作物としては水田生産力に匹敵し、市場条件を備えている実の特色をもつ。この大麻栽培と村内仲買業を契機として当村第一の森林所有者の家の祖が当家の礎を用いたことを注目しなければならぬ。向屋



マローカーの暗躍に任せられた当時と較べ、今日では農協が大森集荷の基幹的役割を果たしている実を挙げておかねばならぬ。農協扱い大森は現在総生産額ノ万メのうち、〇・八五万メ、県連を通じて向屋に委託する（手数料県連ノ%, 単協二%）。農協は向屋相場を月三日植農民に通知して、大いに農民のサービスに努め成果を納めているが、栃木、鹿沼の仲買が直に来ることに、零細農民の窮迫販売で五%はつかめないし、相場の攪乱要素になっている。

## 7 林産物市場

大森作を中心とする農業は既に述べたように、耕地の限界と農業至望の倦さから停滞に陥入っていると解することが出来る。これに対して、林産物市場は戦后における材価の高騰と共に、新興市場として林業活動を刺激している。

例えば戦前明治43年における農産額と林産額の構成比率は、 $\frac{77}{100}$  % に対し  $\frac{23}{100}$  %, 大正ノ4年は  $\frac{66}{100}$  % に対して  $\frac{34}{100}$  %, 昭和5年は  $\frac{60}{100}$  % に対して  $\frac{40}{100}$  %, である（因みに、正産産物がそれぞれ略、 $\frac{10}{100}$  % の大きさを示した。）これに対し、昭和30年度における村民所得の形成に一次的な寄与をした農産物と林産物の村外からの所得を推計すると、農産物の現金収入 75 百万円に対し、林産物（素材 354 万、薪材 15 万、東造材費を含む）の現金収入は 80 百万円である。林産物の所得が如何に大きなウェイトを占めるに至ったかがわかる。この林産物収入は二次的には造林労銀として約 60 百万円、その他、森林所有者の支出となつて村の中で廻転して所得を生産するのであるからその大きさは農産物に匹敵するものと解することが出来る。

る。

この動向を反映しているのが水田と山林のノ反当り比価の推移であつて、村の元農業森林組合長をされた大森林所有者の K 氏の記憶を辿ると裸山を考慮において、

|                       |         |                                               |         |
|-----------------------|---------|-----------------------------------------------|---------|
| 大正末（反当）               | 山林 30 町 | 水田 300 町                                      | 畑 100 町 |
| 昭和初期（反当）              | 山林 40 町 | 水田 $\begin{cases} 200 町 \\ 300 町 \end{cases}$ | 畑 100 町 |
| 昭和中期（ $\frac{1}{2}$ ） | 60 町    | 300 町                                         | 120 町   |
| 現在（ $\frac{1}{3}$ ）   | 20 町    | 750 町                                         | 50 町    |

であつて、山林の水田比価は  $\frac{1}{3}$  であるという変遷を示している。現在山林の出物は殆どなく、希望者が多いと森林組合の人から説明を受けた。山林地価のこの様な高騰はこの地方の発展的な土地至望が林業にあることを見越しての骨董品的な価格であり、全国的にも珍しい現象ではあるまいか。

オノ章に述べたように鹿沼林業と鹿沼材の特色は東京市場に対する粗放材の提供にあつた。鹿沼林業と鹿沼材の発展が明治よりおかれてオ一次大戦と共に起つたこと、しかも長伐期を要する中目材の産地としてあること、オ二次大戦後、建具による原木消化市場となつて以来、全国的なスヤ中目材市場としての位置を占めるに至つたのである。この動きに対応する加藤の産地市場としての動きを見ることにする。

大正初年、水刀タービン丸鋸ノ台の製材所が出来、震災までに製材工場は3工場が出来た。電柱 30 %, スヤ四分板五分板、角材、スヤ、板割を産し、柱角を最も多量に産した。オ二次大戦前には、一応、製材十造材（山師と称した）があつて鹿沼に対する産地市場



を構成したのである。しかし、木材取引に参加する商人も何人か居て、その浮沈の激しかったことから見ても、その程度は大凡想像される。

戦後における変化はトラックで素材のまま鹿沼に出ることであり、製材所の運営の困難な点である。現在、製材工場2、製材工場下駄ノ工場あり、ノ馬力前後であるが、大きい工場でも年間34石内外、しかも素材比重が多い。産出商品のうち素材の割合が多くなったことだけが変化している。現在、上の工場のうち2工場が休業状態にある。木材商はフローカーを含めてノ6人このうちには鹿沼の仲買人も数えられる。

戦後、加蘇において特殊注文材を除いては製材が成立しない事情をここでは注目するべきであろう。加蘇は完全に鹿沼の産先であり、市場が形成される余地はなくなっている。理由として、鹿沼製材業の技術と支配力、トラック運搬の普及を挙げておくことが出来る。それだけ、立木価格は騰貴し、地主の市場における地位が高められていることを推察出来る。ただ、オ55表に見られる通り、鹿沼に

オ55表 加蘇立木価格推移表(スギ・ヒノキ、昭和44年)

| 年度   | (最低)(最高)円 | 年度   | (最低)(最高)      |
|------|-----------|------|---------------|
| 昭 20 | 7         | 昭 26 | 1,000         |
| 21   | 15 - 20   | 27   | 1,500         |
| 22   | 50 - 100  | 28   | 2,500 - 3,000 |
| 23   | 150 - 200 | 29   | 2,000 - 2,300 |
| 24   | 300 - 400 | 30   | 1,800 - 2,000 |
| 25   | 500 - 600 | 31   | 1,500         |

註 鹿沼中目材価格の推移(スギ・ヒノキ)

|         |       |      |       |
|---------|-------|------|-------|
| 28年(4月) | 1,650 | (9月) | 2,450 |
| 29年(4月) | 2,300 | (9月) | 2,000 |
| 30年(4月) | 1,950 | (9月) | 2,150 |
| 31年(1月) | 2,050 |      |       |

における素材価格の昭和28年から趨勢線をとると変化がないに抱らず、加蘇の立木価格は2,500円から1,500円という下落を示している。市場側が立木所有者に対してやはり強いと考えられる。

取引に際して、森林所有者の性格を物語るものとして材積測定の問題がある。平均本をとり、これを実測して本数で算出する。その平均本のとり方が如何にも杜撰であると評する人がある。多いときで30%位の崩きがあるのではないかという。だから、人によつては実測の10%増を要求するというが、これも根拠のないことである。

このことを二様に解釈出来る。この村が新興林業地であつて、山に対しては開放的な至営が行はれており、林業に熱心な人でも、人夫を入れるときと、取引に際して山に入る位で日常絶えず巡回して撫育に当ることはないということもノカラフ調査で確かめられた。いま一つは、これは市場と現地の両方で確かめた話であるが、徴税に関連して、業者との間に暗黙の諒解を得ることか、多少の相場や量目に換えられないということである。

この現象は森林組合活動に密着して連なつて来る。調査村において林業技術の啓蒙運動が盛であり、あらゆる階層の会員がこれについての組合の意義を認め、さらにその振興を願っていることはこの



新興林業地としてのおくれを恢復しようとする意欲に合致する。しかし、組合が至済活動を行い、市場に対抗して立木所有者側の利益を増進しようという動きに冷淡な態度も亦この事情と関連がある。加藤農協が大林に関連して行っている市場活動に較べて森林組合にこの種の活動が盛り上がっていないことはこの調査の一つのテーマであろう。市場活動に関連して、以上に述べたことからを総合すると、一応、後進地域としての林産物市場活動に充分目ざめていないこと、近々5~10 km のところに鹿沼という強大な市場を擁して産地市場としての組織の確立が困難であることが注目される。

新炭の生産は薪が約15万束で、木炭の生産は殆どない。従来も炭焼が10人程度でさしたる重要性をもたないということであつた。石灰の生産で昔から薪の需要が多かつたことが木炭の生産を淘汰しなかつたと見られる。

林業労働についての分布は表3に挙げた通りであるが、労働者の需給を調節する親方もなく、旦那さんと労ム者の縁故関係が主であることが本村の特徴であろうか。また、県行造林に雇はれる奥の山間地の労ム者は賃銀が高く、旦那さんに結ひつく人達が多いこと、近年、平坦地の農業部落からも労ム者が出てその賃金が最も安いことが聴取された。

## 8. 大森林所有者の姿

本村の森林所有者の性格については先きに述べた通りであるが、ここでは人としての性格を述べておきたい。

小学校長さんは、この村は平和な村であり、鹿沼の市街地からこ

つちに入ると、児童が実に純粋で戦後の悪風にそまらないことを挙げていた。私の幾つかの住地のうちで父兄の協力も積極的、上級校への進学も多く、一番良いところで出来れば私もこの村に住みつきたいと云う。また主従雇用の関係が強く、保守的であると評していた。人物としては湯沢三<sup>(註)</sup>4男氏をはじめ、大倉系パルプ会社社長某氏外多くの人物が輩出している。(註元内務大臣)

この村から人物が比較的出ており、保守系例えば防衛庁長官舟田氏の地盤であるというような事情は山村としては注目されてよい。

先きにこの村を代表する大森林所有者として、伝統的地盤に立つ名家K家と、明治大正期の新興地主のK家があることを述べておいた。ここでは多少両家についての聞き取りを整理しておくことによつて理解が助けられるであろう。

### (a) K家について

K家 所有林野135町(用材林100町) 農地10反(水田6反)、解放農地260反、現在郵便局長、  
初代 宝永ク年没 名主 → 11代まで  
12代 T.K氏(中兴の人)大13反  
戸長 初代村長(明ノ3ー23) 村議、郡会議員、郵便局長、植林至管に力め、村有林の造成に功績あり、村政功労者。

明治ノ7年加藤石灰株式会社を設立初代社長、加藤貯蓄銀行を設立 初代頭取。

13代 H.K氏 (現存)

父の業を継いで銀行頭取として鹿沼興業銀行に昭9年合



併まで在任、村長(大ノ3-昭6、昭10-昭15)初代森林組合長。

ノ4代 T.K.氏

明大卒、農業協同組合長、鹿沼木材会社社長、森林組合長を  
至て現在郵便局長、消防団長。

同家は古くより、大農地々主(27町)、石灰山至管者として、また村の古い植林家として注目出来る(110年生の造林木あり、古いもので250年前のものと推定、嘉永々年造林図残存)。

同家の林野は平坦地方の林地を多く掌握していることと今般の古いものが多いことを特色としており、建具材もこの方面に集中されることになる。

注目すべき動きとして、戦石、鹿沼に資本金100万円の相当大きい木材会社を設立した(この様な山林資本の木材市場への進出は鹿沼では外に例かない。)農地解放と財産税の関係で背水の陣を以て同家の維持をはかることが主な動機であり、重役には業者と銀行関係から人を入れた。年間約12,000石を扱い材価高騰と共に事業も推進したが、昭和26、27年に及んで至管困難となり、K氏は引退して業界出身の重役にあとを譲り、株主としての地位に留まつた。

この至管は失敗ではないが、約言は重役関係の立本を宛てたが、そのばあい、税務署の追及が最重で自家立本の処分を中心に至管が成立しないことを例証する結果に終っている。

(b) O家について

O家、所有林野150町(田山林ノ30町)、農地20反(水田5反)解放農地130反(小作20~30人)、現在森林組合長、

先先代 M.O.氏(嘉永6-昭9)オコオ

6~8反中小農から出発、精農であると共に麻の仲買いを端緒

として麻の販賣、薪炭販賣により問屋的金融を行つた。苗木の生産と木材業も行いノ30反の農地地主となつた。明治末期から下野電力、金山、運送業、製麻会社に出資し、また、先のT.K.氏と共に鹿沼興銀を起した。(各会社の取締役になる。明治時代村議、大正に入つて県議を至て農会長を尸任している。

しかし、投資した諸事業は必しも成功したわけではなく今日に残っているのはやはり山林が大きい。

先代、T.O.氏(慶応ノ年~大正6年)

K家より養子縁組、主として石灰会社の至管に従事。

現在 Y.O.氏(明治30~ )

慶大中退、足利銀行に勤務、村長を至て森林組合長として現在に至る。見るからに温和な紳士である。

O家における特色は先々代の異常な山林の集中と植林の至管にあると云つてよいだろう。明治十年から植林を始め、明治末期には山林至管に関する記帖を開始した。特に植林を盛に行つたのは大正初年であつたということである。植林はスギ60%ヒノキ40%苗木の生産を行い、木材業、薪炭販賣をも行つたことは既に述べた通りである。この人の植林事業に倣つて大正時代の村の植林熱が鼓吹されていったことがわれわれの調査中の座談会において強調されていた。

(c)(附) 鹿沼興業行

明治33年 資本金7万円で加蘇貯蓄銀行設立。

明治45年 資本金30万円に増資

大正8年 資本金100万円に増資

大正10年 加蘇銀行と名称変更



大正ノ二年 栗野銀行と合併、資本金 150 万円に増資して鹿沼興業銀行として村内加藤に支店を設く。

昭和 9 年 足利銀行と合併。

小村であつた加藤にこれだけの活動が見られたことは大地主層と石灰会社の存在、大麻生産、林産業が主因であると考えられる。

## 9. 政治的環境

加藤森林所有者のうち大地主は指導力に富み、村内における重要な位置を占めている。先にあげた二家の人々だけでも一加藤村の存在にひとまらす地方的な存在である。これらの人々がかつては鹿沼興業銀行を背景として反産運動と県内保守陣営に重きをなしていたこと、及び、その勢力を以て戦后鹿沼市街地に木材業を始めたことが特筆されるのである。個々の森林地主は比較的周辺都市に縁故關係をもっていることも挙げておかねばならぬ。

大森林地主に対する部落秩序の安定ということも、先に検討した通りであるが、農業村としての性格と、産業構成の固定ということ、さらに、比較的労働条件に恵まれて来たことが、村内の利害を対立に導かなかつた主な原因であろうと推察される。

その反面、村としての共通の利害も少く、鹿沼近郊地として、都會的な性格もある。農協が大麻を中心とする市場活動をもつて團結出来るに較べると、大森林所有者は鹿沼業者との結託による方が組合を通じて公開的に共通の利害を追究するより有利であることについて既に述べた。この事情を更に補足するものとして戦時中の森林組合が監督指導を強化し、全国最高の伐木成績を挙げたこと、財

産税の評価の高かつたことが関係方面の聞き取りで判明した。

多くの階層の人から村政の動きを聴取しても、戦前の小作料が 50% 60% という比較的高率であること、ゆいによる強制労働を除いては殆ど問題のない平和な村である。その外、森林組合の役員構成に最初から変化が見られないということは、この良否は別として多くの人からその運営に批判の目向けられていたが、これは村の政治的カルーピンの特色を示すものではあるまいか。

森林組合の利用から見て、相場の情報を得たということが附表オ、ケ表によつて知られるが、その程度が農協のほうよりは違つてゐるのであつて、間伐事業の受託と技術指導、苗木の購入、造林補助金の分配がその主要なる影響である。

苗木の購入については 50 町以上所有者が平均 5 千本、20 町以上 2 千本、5 町以上 1 千本となつてゐる。

造林補助金は 50 町以上が 5 年間一人平均 1 万 4 千円、30 町以上 3 千円、20 町以上 2 千円、10 町以上 1 千円、5 町以上 5 千円である。

組合利用についての関心を示すものとして世論調査の結果、技術について最も熱心であり、展示林の設置、研究会、講習会の推進、実地指導への一層の熱意、特に良い苗を斡旋せよという共通の要望がある。20 町以下の階層の中に、賦課金が高いとか、素材、製材業の設置についての要望があり、大森林所有者に役員が多すぎるという声があつた。

特殊意見として、元産業組合常務、元森林組合技術員をした 50 町森林所有者某氏のものに注目するべきものがあると思う。



(a) 役員構成が沈滞している 革新性を望む。

(b) 組合賦課金を増徴して、組合は政治活動に乗り出すべきである。

(c) 指導員を増加して技術指導活動の積極化を図れ。

というのかその主なものであるか、同氏は当地方の技術の段階が低く、間伐は更に一層とり入れられる害であることと、大森林所有者の組合活動の不熱心で、これを活用していないということを指摘していた。

調査に際して開催された座談会においても、指導員の某氏は若い人達の代になつたら知らないが、われわれの目の黒い限り組合に至る事業（主として、製材、素材事業）を本格的に引き上げることは出来ない」と言明しており、またK氏は、鹿沼業者との縁故関係、競争関係を考へても組合の経済事業の成立が困難であるとされた。

最後に、この村の森林所有者に特有の技術がなく、その日常の自家森林に対する関心は他の優良林業地の造林家達の努力に較べるとまだまだ放置されている様である。座談会に出席された県の林業部長はこの村の技術は現在過渡期にあり、視察、見聞、普及活動によつて水準に達しようとしていることを指摘しておられた。

県の組合指導方針はあくまで指導事業の線であり、零細所有者（五反以上）も包含して、単協を育成するということであつた。たとえば大森林所有者による上都賀地方一円の協同組合の形成が県によつて引き上げられなかったという事実の説明を受けた。

## 第9章 森林組合の実態

### 1. 沿革

昭和ノア年3月本組合が加蘇村を区域として直補償性森林組合として発足した。県の指導によつて5反歩以上の森林所有者34ノ名を組合員として出資口数5,629口ノ口当2円の払込みで設立された。当時すでに戦時体制下におかれていた。昭和ノ6年3月には木材統制法が公布されており、その構想としては全国的な需給調整には日本木材株式会社あたり、地方的な生産配給統制業務には地方木材株式会社が担当することになつていた。すなわち地本社はその県における森林所有者木材業者等を包括した木材生産の配給の統合体であつて、その業務とするところは木材統制法第34條に定められた立木の買入れ及び伐採、木材の生産、木材の買入れ、多売渡並に販売の受託であつた。すでに設立されていた森林組合も木材統制法のこのような発展において、森林法の本来の使命とされた施業の調整——施業策を編成してこれに基いた施業の実施ということは実行の運びに至ることなくして統制機構の中に巻きこまれ、立木手当の面において地本社の下請という役割を果たさざるを得なかつた。木材の生産及流通の業務は前にのべたように地本社本来の仕事として森林組合が行うことを許されず、組合はもつぱら県からの立木伐採割当を受けとり、これを組合員に割当て、地本社に売渡すことであつた。

立木伐採計画は所有者の申請にもとづいて町高直至5ノ寸以上の伐採可能量を対象とするものであつたが、現実の林分の間には大きな



開きが生じたために組合自らが30年生の林分について一斉調査を行わざるを得なかつた。このことは組合が組合員の意志に反して割当量の完遂をしなければならなかつた業務の一端を示すものである。立木の供出は組合員にかわつて材積、価額の算定を行い、これを地主に売渡すことであつた。組合は販売手数料として2.5%のマージンをうけることが出来た。次表に組合の取扱数量を示すと

表56 林産物取扱数量

| 昭和年度 | 用材立木数量<br>石 | 薪炭立木数量<br>石 | 立木材積 計 |       | 薪材数量<br>石 | 杉 皮 束  |
|------|-------------|-------------|--------|-------|-----------|--------|
|      |             |             | 石      | 指数    |           |        |
| 17   | 12,588      | 4,644       | 17,232 | 110.0 |           |        |
| 18   | 49,486      | 7,000       | 56,486 | 322.7 |           |        |
| 19   | 47,079      | 4,800       | 51,879 | 301.1 |           |        |
| 20   | 37,804      | 1,500       | 39,304 | 228.1 | 550       | 10,288 |
| 21   | 48,000      | 2,000       | 50,000 | 290.2 | 220       | 11,591 |
| 22   | 22,000      | 2,000       | 24,000 | 139.3 |           | 2,281  |
| 23   | 34,870      | 7,650       | 42,520 | 243.6 | 800       |        |
| 24   | 36,495      | 8,710       | 45,205 | 262.3 | 16,299    |        |
| 25   | 44,089      | 11,000      | 55,089 | 319.7 | 2,305     |        |
| 26   | 21,874      | 2,810       | 24,684 | 142.1 |           |        |

このような戦時統制下の組合は供出を中心とした業務が主体となり、また木材増産をめざつて政府助成林業の新設が組合事業として行なわれた。樫沢、小又、小菅の林道の新設がそれであつた。旧組合の業務収入の主要なものは次表の通りであつて立木販売手数料が圧倒的に大きい事が旧組合の性格を物語るものであつて、昭和20年、21年度の販売益は杉皮による買取販売による利益である。戦時中における組合の供出強制の態度は全国的に非難的となり

供出立木の返還や価格問題が抬頭した。当村では泉森連と地主社間

表57 諸 収 益

| 年度    | 昭和19年度 | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     | 23      | 24     | 25     | 26      |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 販売手数料 | 2,465  | 12,068 | 9,998  | 10,183 | 33,232 | 60,040 | 99,697  | 52,883 | 28,240 | 42,941  |
| 伐倒手数料 | 2      | 21     | -      | -      | -      | -      | -       | 8,245  | 554    | -       |
| 販売利益  | -      | -      | -      | 10,651 | 6,284  | -      | -       | -      | -      | -       |
| 補助金   | 36     | 300    | 352    | 192    | 340    | 1,530  | -       | 3,000  | -      | -       |
| 貸付金   | -      | -      | -      | -      | -      | -      | 8,954   | 5,000  | 24,682 | 60,000  |
| 計     | 2,503  | 12,389 | 10,350 | 21,025 | 39,852 | 61,570 | 108,651 | 66,637 | 33,846 | 103,941 |

の交渉に打ちぬられて、その決定に従い立木伐採の延期料の支払程度で解決したようである。

戦後においては木材統制法は最大最悪の戦時立法であるとして強く徹底が叫ばれ、組合系統のうごきとしては木材統合を目標とする自主的統制、森林保育を目的とする林政改革かとりあげられんとした。戦後本組合は素材の委託生産を僅かに行つていたが、このようなうごきに対応して昭和21年5月5日にひらかれた役員会の内容をみると決定事項として次のことがあげられている。

(1) 組合事業として製材所2ヶ所新設

(2) 一ヶ所は久我和田内地内に新設中の工場を買収、他の一ヶ所は加賀農業会前に田2反を購入して製材工場を設立し、大鋸一台、小鋸2台を新設することに決定

(3) 貨物トラック2台購入

かくて立木から素材の伐出運搬、製材、木材工業までを組合の手で一貫事業を行うことに決定したのであつた。それで8月5日には日光製材工場の視察及全森林組合連合の奥地調査研究を行つてい



ヌク月6日役員会では久我工場の買収不調の場合には別途に新設することを決定しており、トラックの購入を完了した。しかしその後の情勢がどう変ったのか9月7日の役員会で財界混乱のため当分見合せという決定がされてアツケなく流産している。以後このような木材加工事業への発展の構想は捨てられたが、伐出事業は小規模において組合員の依頼に応じて実行された。昭和25年現在の事業所が新設された。昭和26年森林法改正によつてノノ月定款収成委員会を廃し昭和27年ノ月組費変更総会をひらいた。更に5月30日オ一回臨時総会を招集し新役員を送任、8月ノ2日変更登記を完了した。

新定款によつてノ町以上の所有者273名を正組合員としノ町歩以下の所有者76名を準組合員として合計349名をもつて出資額1061,800円(ノ口200円)に増額した。

改組後においては造林事業、指導事業が組合の中心的な課題となり、種苗、育木の技術指導、間伐事業、販売関係への業務が主要な地位をしめつつある。新組合移行後の諸問題については組合事業の項で詳述する。

## 2 組織

### (1) 組合員

昭和ノ7年本組合が旧加蘇村を区域として設立された。その定款によると面積5反以上をもつ森林所有者の強制加入であつた。その当時の組合員は地区内266名、地区外76名から構成されていた。組合員は設立当時と異動なく23年に4名増加、26年249名となり改組当時はそのまゝ移行して現在に至っている。

村内外所有者の区分を示すと

別分表 村内外別森林所有者調

| 区 分      | 村 内 |            | 村 外 |           | 合 計 |            |
|----------|-----|------------|-----|-----------|-----|------------|
|          | 人数  | 面 積        | 人数  | 面 積       | 人数  | 面 積        |
| 5反～1町    | 49人 | 344,425    | 26人 | 175,405   | 75人 | 519,830    |
| 1町～5町    | 101 | 2,544,213  | 32  | 860,808   | 133 | 3,405,021  |
| 5町～10町   | 30  | 2,062,124  | 11  | 758,102   | 41  | 2,820,226  |
| 10町～20町  | 30  | 4,077,212  | 5   | 724,315   | 35  | 4,801,527  |
| 20町～50町  | 21  | 1,045,901  | 5   | 1,470,712 | 26  | 2,516,613  |
| 50町～100町 | 5   | 3,548,000  | 2   | 1,059,526 | 7   | 4,607,526  |
| 100町以上   | 2   | 3,265,210  | 0   | 0         | 2   | 3,265,210  |
| 計        | 238 | 16,887,225 | 81  | 5,049,008 | 319 | 21,936,233 |

(本表では一世帯中に森林所有者2名以上あるときはえを合算した)

すなわち組合員319名のうち地区内所有者は238名で74%面積では、2ノ93町のうちノ6ノ8町77%に相当する。まゝにふれたいように不在村所有者は旧鹿沼市や隣接町村への分布が多く宇都宮、日光、東京、埼玉方面にも散在している。そして所有面積が大きい階層程ことにノ町以上戸において全体として村内居住者の占める割合が多い。小さい所有者層に村外居住者が意外多いのは人口流出を物語るものであろう。又、組合員の構成をみると所有者層が5反～5町層に集中的であるために組合員の構成も当然そのような比例関係にある。組合員の多数がさきにのべたように、農業を専業としており、組合員の森林所有規模と農業経営規模が本村では相関的でない。

### (2) 役員及参与員



森林組合が協同組合として運営してゆくためには役員の構成が重要な要素となる。役員は組合員に対して全面的な信頼感をあたえるものでなければならぬ。信頼とは円満なる人格、能力、経験等にたいする総合的なものである。このような役員にたいする資格はその選出にともなう自覚が必要である。

設立当時にさかのぼってみると、旧組合当時の定款によれば、役員は理事7名監事3名であつた。第一次通常総会はその年の4月に開かれるはずであつたが総選挙のために延期されて結局翌ノ8年の1月に開催されて新役員が決定した。

役員会の記録によると組合員の幹部の間で予め人選が進められ、総会の席上議長一任によつて詮衡委員が指名されて形式的に決定された。それは地区代表的な性格をもつたものであつた。組合長と常務理事は理事の互選によつた。その後定款に示されたとおり3ヶ年毎に改選が行われて来たが、以後もこのような選出方法が踏襲された。改組になつて第一次の役員選挙で村会議員であつた某氏が立候補したがこれがはじめである。改組後の定款では3名の増員で新顔の役員がふえたがほかは前役員が再選されている。それで役員の性格は概然として変らない。これを表にして示すと次のようである。

役員の林野所有面積をみると、組合員ノ名当面積6町6反に比較すると役員のそれは遙かに大きい。要するに大ないし中規模所有者が大部分である。このうち最も小さい所有者であるC氏といえども地区代表的に選出される結果でその地区としては最も大きい階層に属するといわれる。このような人達は前に森林所有者の実態のところで分析されたように農地改革前は大半が大地主であり、村会議員

表59 役員一覧表

| 世帯区分 | 氏名  | 役職  | 山林面積<br>町反 | 林業<br>の割合<br>% | 職業           | 就任時期<br>昭和 | 任期<br>年 | 年令 | 学 歴  | 出資口数 | 備考 |
|------|-----|-----|------------|----------------|--------------|------------|---------|----|------|------|----|
| 中間地帯 | A   | 組合長 | 205        | 60%            | 林業           | 昭和18年3月    | 15年     | 59 | 慶応大  | 411  |    |
| 林業   | B   | 常務  | 28         | 80             | 林業(農業)       | 昭和18年3月    | 13      | 61 | 小 学  | 52   |    |
| 農業   | C   |     | 3          | 30             | 農業           | 昭和21年4月    | 10      | 54 | 鹿児島林 | 6    |    |
| 農業   | D   |     | 67         | 50             | 郵便局長<br>炭坑社長 | 昭和21年4月    | 10      | 45 | 明 大  | 136  |    |
| 中間   | E   |     | 12         | 50             | 農業           | 昭和22年6月    | 4       | 49 | 鹿児島林 | 22   |    |
| 中間   | F   |     | 11         | 50             | "            | 昭和22年6月    | 4       | 59 | 小 学  | 15   |    |
| 中間   | G   |     | 43         | 65             | 林業(農業)       | 昭和20年4月    | 31      | 68 | 鹿児島林 | 80   |    |
| 中間   | H   |     | 44         | 70             | "            | 昭和18年3月    | 13      | 59 | 京都官校 | 88   |    |
| 中間   | I   |     | 65         | 75             | "            | 昭和22年4月    | 4       | 52 | "    | 131  |    |
| 中間   | J   |     | 62         | 50             | "            | 昭和18年3月    | 13      | 55 | 小 学  | 125  |    |
| 農業   | K   | 監事  | 11         | 40             | 村 長<br>農 業   | 昭和18年3月    | 13      | 64 | "    | 22   |    |
| 中間   | L   |     | 21         | 65             | 農業(林業)       | 昭和22年4月    | 4       | 52 | "    | 43   |    |
| 林業   | M   |     | 41         | 80             | 林業(農業)       | 昭和22年6月    | 4       | 55 | "    | 81   |    |
| 統 計  | 13名 |     | 613        | 50-80          |              |            |         |    |      | 1212 |    |
| 一人平均 |     |     | 47         | 58             |              |            | 10      | 55 |      | 93   |    |

団体役員、会社重役を兼職し或は正任している。組合に対する出資口数はノ2ノ2口で総数の25%に当る。何れも就任年数が長期間で設立以来の役員が4名あつて平均ノ0年、年令的にも高年令の人が多く平均55才であることが組合運営の上で保守的になりがちになるのではなかろうか、しかし一面組合が安定感をもつてながめられる原因にもなっている。

現組合長は初代からの組合長であつて、その当時は村長をやつていた。この村の最大の森林所有者であつて、森林経営についての熱意と村民の人望によつて正任されている。元村長、元農業会長、教育委員長、日光地区森林組合連合会長等の肩書があり、対外的な連絡



折衝には最適性である所以である。これを補佐する常務も組合正に古く、林業技術面、経理面に明るく永い経験を生かして実直な活動をされることは組合員に絶対の信頼感をあたえている。役員間のチームワークは完全によくいついて此点については強調される点である。役員会の開催は隔月位に行われている。役員会の決定が運営の方向によく反映されている。しかし一面、役員の交替に乏しいこと、役員の構成が地区代表的な人選になつてゐることは組合員の期待がどこにあるにしても、今後の運営において更に積極性のあるものを望む声がないでもない。役員の報酬は組合長 10,000 円、平役員 3,000 円でこの外に参与員を 24 名おいて部落の連絡や、実地調査を依頼している。

### (3) 取 員

取員は常務以下 6 名で構成されている。元来組合業務は実地についての仕事が多くそのために村内事情に精通していなければならない。森林法規や行政事務についても一通りの知識が要求される。また指導事業については高度の造林技術や測量測樹のような専門的技術から木材、薪炭等の販売面まで非常に広汎である。勿論このような仕事が一人でできるものではなく夫々の分担でなされるにしても、才一線の組合というものの性格からいつて、また林業という有机的生産の同けつ性からいつても、一人一役主義の業務の執行が出来るわけのものではない。苗圃事業や森林計画、間伐事業というものはせまれば全取員がそれに集中的に仕事を進めてゆかなければならぬ。このことは同時に勤続期間がながく、各方面の仕事に熟練して

いることが能率をすゝめてゆく上にも必要なことになつてくる。この組合ではこの点非常にスムーズにいつているようである。一応この組合の取員の事務分担を表にしてみるとつぎのようである。

才 60 取 員 一 覧 表

|   | 年 令 | 業 務 | 月 俸                 | 備 考        |
|---|-----|-----|---------------------|------------|
| F | 63才 | 総 務 | 13,000 <sup>円</sup> | 常 務        |
| A | 32  | 技術員 | 12,200              | 会計、技術指導、庶務 |
| B | 27  | "   | 2,000               | 森林計画、間伐事業  |
| C | 21  | "   | 5,000               | " 造林、苗木関係  |
| D | 22  | 書 記 | 4,500               | 庶務、会計      |
| E | 38  | 小 使 |                     | 小 使        |

常務はさきにのべたように設立当初から組合業務に従事されておりあらゆる面についての練達の手である。組合長を補佐して外交面、諸方面の会議の出席、県との打合せ等の業務に専念されている。事務的な仕事、現地での指導については 3 名の技術員がそれぞれ当つてゐるが現在の仕事に対しては手一杯のようである。後で組合業務のところでふれるように森林計画、造林補助金業務のように実地調査と事務処理を伴う行政指導的な業務の比重が大きく、林道の新設工事の設計監督のような仕事もあり、本来の指導事業に対して組合員の要望に十分こたえることができないようである。ことに最近盛に行われるようになった間伐事業に対して技術や委託生産が組合員からよく要望されても、資金面やその他の障害が解決されずにせよ取員の増員がなければこれ以上手を振げられない点が強調された。組合の待遇は一般に悪いときくが、ここではやはり村吏員よりも待遇が悪く、比較すると大体 5,000 円程度のひらきがあるようである。



しかし農協職員よりもめづまれているのである。

#### (4) 設備

組合が事業を執行する上において必要な諸設備がある。先ずこの組合の建物は昭和25年に新築した。それまでは村役場の一部をかりていたのである。日本鋼管K.Kの委託をうけて、素材生産事業をおこない、その利益によつて村所有の土地を借りて建てた。建坪ノ2坪経費145,000円を要した。

組合事業の内容については、のちに述べるが、種苗、素材等の経銷事業について実際に組合が直営するというよりもむしろ労務供給事業幹旋事業という立場でおこなっているもので、苗圃貯木場運搬施設等の固定設備を所有していない。

#### (5) 出資金

設立当時の出資口数は5,629口、ノ口当り出資金額ノ口円出資総額56,290円であつた。大口出資者は組合長の氏々ノ口やY理事の24ノ口で所有面積5反をノ口の標準としたものである。払込は順調に行われたが、23年口数を倍額にして増資したがいんフレーションの亢進によつて当時の物価の高騰には追いつけなかつた。27年の改組においてはノ口200円とし、更に経銷事業の拡張によつて昭和30年総会において全員の賛成によつてノ口400円に増額し、31年度末までに全額払込を決定した。

表61 出資払込額

|       | 出資口数               | 出資総額    | 出資払込高   | 払込推移率 | 年度末払込高  | 備 考          |
|-------|--------------------|---------|---------|-------|---------|--------------|
| 昭17年度 | 5,629 <sup>口</sup> | 56,290  | 15,820  | 28%   | 15,820  |              |
| 18    | 5,629              | 56,290  | 26,314  | 47    | 10,494  |              |
| 19    | 5,629              | 56,290  | 38,666  | 69    | 12,252  | 剰余金払込 94,6円  |
| 20    | 5,629              | 56,290  | 43,967  | 78    | 5,401   |              |
| 21    | 5,129              | 56,290  | 45,356  | 81    | 1,389   | 剰余金払込 13,55円 |
| 22    | 5,629              | 56,290  | 52,299  | 93    | 6,943   | 剰余金払込 4,82   |
| 23    | 11,699             | 116,990 | 90,104  | 77    | 27,885  |              |
| 24    | 11,699             | 116,990 | 90,394  | 77    | 290     |              |
| 25    | 11,699             | 116,990 | 104,331 | 89    | 13,937  |              |
| 26    | 5,309              | 106,180 | 106,180 | 100   | 1,849   |              |
| 27    | 5,309              | 106,180 | 106,698 | 66    | 600,018 |              |
| 28    | 5,309              | 106,180 | 901,052 | 85    | 194,354 |              |
| 29    | 5,309              | 106,180 | 985,182 | 93    | 84,130  |              |

払込出資額の推移を戦後について物価指数で修正して

みると次のようである。

| 年度 | 払込出資額   | 日銀東京支店<br>物価指数<br>23年1月100 | 修正額   | 27年を100とし<br>修正額比率 |
|----|---------|----------------------------|-------|--------------------|
| 21 | 45,356円 | 218.5                      | 207.4 | 138                |
| 22 | 52,299  | 60.09                      | 87    | 58                 |
| 23 | 90,104  | 148.8                      | 60    | 40                 |
| 24 | 90,394  | 230.1                      | 39    | 26                 |
| 25 | 104,331 | 228.1                      | 35    | 23                 |
| 26 | 106,180 | 458.6                      | 23    | 15                 |
| 27 | 106,698 | 470.7                      | 150   | 100                |
| 28 | 901,052 | 470.4                      | 191   | 127                |

上の表でみると物価指数で修正して、これを27年度を基準にした各年度の比率をとつてみると払込出資額は敗戦直後の138に対して



インフレーションで実質的には減少してきたが、コク年改組によって増資したのでコク年度には戦争直後に回復したことになる。しかし出資による自己資本の充実はこの経過からみても、容易ではなく、経済事業の拡張のための設備投資というものと結びつけて考えることは現実にはむずかしい。

### (3) 事業

一般に組合事業は大別して指導事業と経済事業に分けられる。森林組合が協同組合でありながら、必須事業として指導事業を挙げ、経済事業はむしろ従属的に扱われている印象を森林法から受けとれるが、これには二つの見方があると思う。一つは協同組合の原理から、森林法における森林組合制度の規定のアイマイ性を指摘する見方であり、これと対蹠的な見方は、現段階における民有林の経営の実態から常識的な協同組合運営（組合事業＝経済事業とする）は確立があり、少なくとも過程的には必要ありかたとすることである。仮りに後者の見方を肯定するとしても未だ問題が残るのである。指導事業というのは森林法（コクタ係、組合事業の種類）でみると「組合員のための森林経営案の作成その他森林の経営の指導……」であり、更に「林業に関する組合員の技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」である。しかしながら民有林の指導監督若しくは助長のための政策から、森林計画の制度があり、更に造林その他の事業に対する補助金交付制度があつて、これらは直接森林所有者の森林経営に至大な関係をもっている。これは当然行政

事務といえるものであるが、いま述べたように森林所有者と直結した内容の事務であることと、行政庁の手不足、更に能率的であるために森林組合の施設の利用が非常に役立っているのが現状である。これを組合事業としてみるときは、当然指導事業の範ちゅうに入れられるであろうが、法律または定款で定めている本来の指導事業とは明かに別のものであり、そうかといって組合員の森林経営の指導と全く無関係であるとはいひ切れない面もあることはたしかである。このような前提において、ここでは特に行政事務関連事業としてこの組合の事業を最初にとりあげることにした。

#### (1) 行政事務関連事業

##### (a) 森林計画の調査

昭和26年の森林法改正によって、従来の組合施策案による営林の監督制度が、行政庁自からの編成、実行する森林計画制度に変わったのである。森林計画実行の中核をなす森林区施策計画は、組合施策案の基礎資料を最大限に援用することによつて急速に組みかえられた。明かにこの制度によつて、現在の森林組合は施策調整の直接の事務から解放された筈であるが、権力的な作用を除いて、組合はいまなおこの末端業務に関与しているのが実態である。経営指導員（現在は林業技術員という。）の定数不足にもかかわらず、森林計画が曲りなりにも動いているのは、森林組合の力があつてのこととは否定できないであろう。例えばこの組合地区は栃木県のオミ森林区に含まれているが、この森林区は加藤のほか東大芦、西大芦にまたがり森林面積12,728町歩であるにもかかわらず経営指導員はこの区森林区と2,454町歩のオミ森林区を1人で担当しており、



その担当面積はじつに 34,180 町歩に及んでいる。

このために政府は昭和 29 年度から「森林区実施計画実行費」として予算計上を行い、組合がこの事業に要する人件費を交付することになった。その事業の内容は、伐採の許可申請及び届出等に関連する業務で、伐採対象林分の面積、樹種及び材積を調査して書類にすることである。したがって実行費は、測量、測樹に必要な技術者補助者の人夫費によつて構成されている。この組合の昭和 28 年度 29 年度の作業量を示すに次表の通りである。

表 2 森林計画伐採許可及び届出件数

昭和 28 年度

| 適伐令級以上 (届出分)     |      |        |       |
|------------------|------|--------|-------|
|                  | 件数   | 面積     | 材積    |
| 針葉樹主伐            | 27 件 | 40.3 町 | 4060  |
| “ 間伐             | 11   | 8.07   | 1280  |
| 広葉樹主伐            | 19   | 4.04   | 1060  |
| 計                | 57   | 16.14  | 6400  |
| 適伐未満、制限林 (許可申請分) |      |        |       |
| 針葉樹主伐            | 30   | 7.67   | 6110  |
| “ 間伐             | 48   | 47.54  | 4760  |
| 制限林(針)主伐         | 2    | 1.60   | 800   |
| “ 間伐             | 8    | 24.55  | 2440  |
| 広葉樹主伐            | 11   | 6.26   | 900   |
| 制限林(広)主伐         | 1    | 0.50   | 60    |
| 計                | 100  | 88.12  | 15070 |

昭和 29 年度

| 適伐令級以上 (届出分)     |     |        |       |
|------------------|-----|--------|-------|
|                  | 件数  | 面積     | 材積    |
| 針葉樹主伐            | 22  | 4.76   | 5280  |
| “ 間伐             | 3   | 7.70   | 430   |
| 広葉樹主伐            | 7   | 3.75   | 918   |
| 計                | 32  | 16.21  | 6628  |
| 適伐未満、制限林 (許可申請分) |     |        |       |
| 針葉樹主伐            | 47  | 21.35  | 8504  |
| “ 間伐             | 83  | 83.31  | 6213  |
| 制限林(針)主伐         | 1   | 0.10   | 100   |
| “ 間伐             | 7   | 37.06  | 2835  |
| 広葉樹主伐            | 17  | 10.58  | 1612  |
| 制限林(広)主伐         | 2   | 2.90   | 455   |
| 計                | 157 | 155.30 | 19719 |

以上の事業は森林所有者の申告に基づいて、現地について調査し、所定の書類にとりまとめ経営指導員に提出するわけであるが、実際には全部の実測は不可能であろうから、予算の範囲内で能率的な処理を行うことになるであろう。この事業に対して林務部から交付された実行費は、次の通りである。

昭和 28 年度 58,950 円

“ 29 年度 72,980 円

この事業は、財政補助金が出ていることにもより純然たる行政事務ということはいえよう。特に森林計画の性格から、組合員からみ



ればあまりありがたくないともいえるかもしれない。しかしながら通正な森林計画は民有林施策としてのバック・ボーンであるとし、個々の森林経営を合理化する技能があるべきとする理論を根拠とすると、組合員の森林経営の指導となり得る枝縁をもち、更に組合はその年度における組合員毎の伐採事情を知ることによつてその経営の内容を把握し、組合本来の指導事業、あるいは販売事業等の有力な資料たらしめることもできるから、そのような積極的な利用が行われれば、単にそれが行政事務というだけで白眼視することにも問題があるとはすればあるであろう。いずれであれ、森林計画と森林組合の問題は、いまなお日本の林政においては組合制度の根本的問題として残されているということはいえよう。

#### (b) 造林補助金の取扱

民有林造林の原動力の一つは、造林事業に対する国庫補助金である。森林資源造成法（昭和 年廃止）によつて、国庫補助造林と森林組合との関係は一層強化されたともいえるが、それはまた森林組合の伝統的政策ともマッチして、いまでは森林組合の中心的技能であるという見方さえできるほどである。造林補助金の申請は個人あるいは個々の造林者が造林計画をつくつて行うべきものであるが、実際には森林組合、組合のないところでは行政庁の手によつて行われなければならないその事務の運営はむしろ難しいであろう。この組合でも勿論例外ではないばかりでなく、造林補助金の取扱は組合の育苗事業との関連をもつて、最も主要な事業であるということはいえる。したがつて造林補助金の取扱事務のみを切り離して紹介するには、多少の問題はあるが行政事務関連事業の観点から問題をしぼつてみよう。

翌春の造林に対する補助金申請の事務は大体ノ月に入つて行われる。森林組合は各地区別に任命されている参与に対して、個人別に、場所、面積（台帳）伐採年度、伐採された樹種その他に対して調査を依頼する。地区外の森林所有者については、その管理人に依頼する。これによつて申告による地区内の造林予定地がとりまとめられると、組合は、参与または所有者の案内によつて実地の測量を行い確定面積をおさえて造林計画並びに補助金申請書を作成しこれを県森連を通じて県へ提出する。（この過程において森林組合は、造林用苗木の需給資料を調製する。）そして翌春造林完了の際は、県の係員の完了審査に協力して補助金の一括交付を受けるわけであるが、この場合補助金は県森連を通じて行われ、それは組合が手当した苗木代の差引計算によつて各森林所有者に精算払をする。

森林組合はこの申請事務の手数料として補助額の5パーセントを徴収している。昭和29年度の実績をみると、造林者297人、造林面積23町歩に対し補助金総額は130万円、その手数料収入は65,000円である。

#### (2) 一般教育指導事業

森林組合の事業区分では、経済事業を除く仕事はすべて指導事業といった考え方があるが、この場合のように、行政関連事業をべつに分けてしまうと、自主的な組合事業は極めて明瞭を欠くことになる。既に述べた行政事務関連事業からも分るように、森林組合の存在は、地区内の林業に関する役場または相談所の技能を果していることはうかがわれるが、このような指導の量的測定は容易ではない。

#### α 指導事業



一般指導といえは、組合員に対する林業技術または智識の普及ということがすぐ導く問題である。一般的な情報や智識は、組合に寄りつく組合員にその都度キャッチされていることは想像されるが特にまとめた方法は、講習会、懇談会、映画会といった形式をとることになるであろうがこれを最近の3年間についてみると次のようになる。

#### 昭和27年度

間伐講習会 1回 種子採取、枝打 木登講習会1回

森林法に関する説明会 2回

組合員苗圃の審査会 1回

組合員苗圃の育成、病虫害の巡回指導

各種パンフレットの配布

#### 昭和28年度

組合員苗圃の管理、消毒に関する講習会及び巡回指導

県の指導による緑化懇談会

組合員の希望者に樹種改良、適地適木の判定、毎木調査による立木石数計算並びに価格の評価、

各種パンフレットの配布

#### 昭和29年度

林業懇談会

映画会

#### 林業技術研究会

昭和29年度に森林組合員の子弟により、林業技術に関する改善経営の合理化をはかるため林業技術研究会が結成されたが、その事

務局は森林組合内にあつて、組合長は顧問、常務理事は名誉会員、技術員は書記の関係にあり、財政的にも若干の援助を行っているので、これは事実上森林組合の指導研究の別働隊といつてよからう。それを裏書するごとく、前項の一般指導事項の年度別事業量でもわかる通り、30年度において組合事業としての技術指導は殆どその姿を消していることによつて、技術面についてはすべてこの研究会に譲っていることかうかかえる。したかつてこれは別個の名称をもっているが、森林組合の事業範囲に入れてみることにしてその業績を昭和30年度にみることにしよう。

年 月 日 事 業

27.5.13 展示林において枝打 間伐の実地演習

9.17 加園試験林においてスギ、ヒノキ 900 本の新植試験

11.22 展示林において枝打の実習、新炭林の施業改善講習会

11.10~11 東山農場において林地の牧草栽培、赤松造林等について視察

30.2.1 キリ、シイタケ栽培の講習会

2.15 石裂山神社において密植と間伐につき農林省林業試験場の坂口技官を招いて講習会

3.9 シイタケ栽培について原木持参のうえ講習会

その他現在とりあげられて実行されているテーマは、林地肥料試験、素材の自家生産及び販売、撫育コンクールがある。なお施設としての展示林、試験林を紹介すると



1. 展示林（個人有）ノ町ノ反ノ畝ノ4歩 スギ2,3年生林
2. 造林試験地（個人有）3反歩 スギ新植と品種の試験のため  
950本植栽
3. 造林試験地（財産区有）ノ町ノ反 密植試験 肥料試験の  
ためスギ2,3年生林 950本植栽

会員は現在36名で、林業技術普及員、林業経営指導員がそれぞれ名誉会員になつてゐる。

### (3) 経済事業

森林組合が協同組合として本格的な活動をするにすれば、当然組合員の林産物を販売する事業を活発に行ふことであろう。しかるに新興林業地として林産資源にめぐまれ、年間3万石の生産量が見られるこの地区の組合でありながら、殆どそれらしい事業量が見えないことに甚だ物足りなさを感じられるのである。この組合の重なる経済事業も、造林補助金の項で述べたように、補助金との関連をもつ造林種苗の購買事業であり、性格的には造林組合の感が深い。他に林道事業に重要な役割を果たしているが、この事業も行政指導と密接な関連事業であることを思えば、その善悪はしばらくおくとして、森林組合の事業がいかに行政指導と深く結ばれて運営されているかがうかがえる。

#### a 種苗購買事業

森林組合が種苗に関連する事業に種苗生産事業と購買事業が考えられる。この組合ではもっぱら購買事業としてそれがみられる。造林用苗木は組合が造林補助金を一括代理受領する事業を行うことにより、地区内の造林者は組合員、非組合員に限らず、すべて組合から

供給されている。これはまた栃木県が実行している樹苗供給調整計画の一環としてみることは必要である。それは県林務部が主体となり県森連及び種苗協同組合が協力して実行されているもので、苗木需要に先きたつて、県内の山出苗生産量をおさえるとともに、森林組合または市町村から上つてきた造林計画による需要量との比較により、県一円の苗木過不足量を調整する。この線に沿つて更に地区別最終的には町村別（組合別）の供給過不足量が定められるわけである。かくして確保された苗木は次の方針で需要に振りまけられる。

1. 県管苗木生産苗木は主として県行造林にあてる
2. 県森連及び森林組合生産苗木は森林組合にまわす
3. 種苗協同組合生産苗木は、森林組合及び一般需要者に供給する

このような操作が行われて、森林組合へは県森連から一括引き渡されるのである。苗木に関する限り系統利用の線が確立されているといつてよい。しかもこのようなルートに乗った苗木のみが公認の性格を帯び、造林補助金の対象にもなり得るものとされている。

昭和28年、29年度におけるこの組合の山行苗購買量は次の通りである。

| 年 度 | 本 数      | 売 上 高      |
|-----|----------|------------|
| 28年 | 250,090本 | 1,316,483円 |
| 29年 | 286,900  | 1,626,494  |

更に29年度の取扱数量について種類別にみると スギ177,100本  
ヒノキ99,000本 その他（クヌギ、ハンノキ、アカマツ、サワラ）  
10,000本となつてゐる。



苗木購買事業は山行苗のみに限らず、幼苗についても行われている。この対象となるものは、県からの補助（2割補助）を受けて、優良種苗木育成のために行っているもので、県営により生産された1年生幼苗を、県森連を経て松下を受けるのである。これは苗木養成をする組合員に対して組合が斡旋するのであるが、28年度、29年度の取扱量は次の通りである。

| 年 度 | 数 量        | 売 上 高    |
|-----|------------|----------|
| 28年 | 1,086,000本 | 261,430円 |
| 29年 | 232,800    | 415,450  |

上記のうち29年度についていえば、26名に対しての売上量で、樹種はヒノキ 79,550本、スギ 153,300本である。

この代金決算の方法は、もちろん人造林補助金とは別で、最初組合員から苗木契約の申込があつたとき（12月）約2割の前払を受け、残額は、5月に精算して支払を受けるのである。

### 6 林道事業

おか国の森林組合が、とにかくにも数量的に顕著な存在を認められたのは、森林組合のつくる林道工事に国が補助するという、明治40年の森林法による土佐森林組合の出現であつたといふことができるかもしれない。しちがつて林道は森林組合の伝統的事業といつてもよいが、たしかに共同利用施設は組合の目的にピッタリと合うものである。当然この組合も、その前身である追補責任組合が昭和17年に設立されてから、この地区の林道の新設、復旧並びに維持管理はすべて組合事業として行われてきた。既設林道及び組合新設林道を概説すれば次の通りである。

### オイ3表 林道施行状況

| 場 所      | 路線名   | 施行年度 | 種 類 | 巾 員              | 延 長                |
|----------|-------|------|-----|------------------|--------------------|
| 上久我      | 大佐部沢  | 昭和4年 | 車 道 | 2.7              | 1,582 <sup>m</sup> |
| "        | 寄 栗   | 7年   | "   | 3.0              | 2,000              |
| "        | "     | 8年   | "   | 3.0              | 1,410              |
| "        | "     | 9年   | "   | 3.0              | 200                |
| 加 園      | 平 沢   | 15年  | 牛馬道 | 2.0              | 1,170              |
| 下久我      | 老 沢   | 16年  | 車 道 | 2.5              | 940                |
| 上久我      | 大水沢   | 16年  | "   | 3.0              | 920                |
| (以下組合施行) |       |      |     |                  |                    |
| "        | "     | 18年  | "   | 2.5              | 94                 |
| 上久我      | "     | "    | "   | 2.5 <sup>m</sup> | 94                 |
| 加 園      | 櫃 沢   | "    | "   | 3.0              | 1,720              |
| "        | "     | "    | 牛馬道 | 2.0              | 280                |
| (県行造林地)  | 大 滝   | 19年  | 車 道 | 3.0              | 1,060              |
| "        | 二 俣   | "    | "   | 3.0              | 2,620              |
| "        | 小 菅 沢 | "    | "   | 3.2              | 840                |
| 寄 栗      | 小 川 沢 | 20年  | "   | 3.2              | 740                |
| 下久我      | 坂 丸   | 22年  | "   | 3.2              | 1,600              |
| 寄 栗      | 火 打 石 | 24年  | "   | 3.0              | 1,200              |
| 上久我      | 小佐部沢  | 30年  | "   | 3.6              | 1,500              |

林道工事には半額の財政補助があり、その残り半額の地元負担方法は、原則的には面積割であるが、森林の状況によつて次のような方法がとられている。



|             |    |
|-------------|----|
| 雑木及び林令ノ〇年以下 | ノ  |
| 林令ノ〇年〜20年   | ノノ |
| 〃 20年〜40年   | ノニ |
| 〃 40年以上     | ノ三 |

森林組合は、補助金の申請、受領、更に受益者からの分担金を徴収し、工事は入札によつて土建業者に請け買わす。なお森林組合は手数料として工事費の5パーセントを徴収している。

### Ｃ 受託林産事業

見方によつては、木材関連事業が現在の森林組合の中心事業といえるが、さきにも述べた通りこの組合の事業量は微々たるものである。一般的には組合事業として木材に関連する仕方は次のように分けられる。

販売事業 立木または組合員の生産した素材を販売する

林産事業 組合員の森林につき素材生産をしてそれを販売する

上記のいずれであつても、買取販売と受託販売の二つがあるが、協同組合の理想としては後者が指導されていることはいうまでもない。林産事業の受託事業は、施業受託事業とも呼ばれていることが多い。この組合の木材事業はこの施業受託事業であつて、その数量は次に示す組合改組後3ヶ年の生産販売石数によつてもわかる通り極めて僅少である。

|       |        |
|-------|--------|
| 昭和27年 | 900石   |
| 28年   | 2,000石 |
| 29年   | 1,700石 |

しかもこれらは、主として指導奨励を含めた間伐材について行わ

れたものが多い。試みに昭和29年度に実行した事業を具体的にみると次の通りである。

○間伐林 7人分 スキ 1380石 販売価格 2,189,860円(土場渡価格)

手数料(5%)109,493円

これは選木、材積調査等の指導事業を加味して行われたものである。

○村有林 スキ 116石 販売価格 272,000円(土場渡)

手数料 13,600円

|     |        |        |         |
|-----|--------|--------|---------|
| 生産費 | 13,050 |        |         |
| 売上高 | 雑費     | 960    | 立木代 石当り |
|     | 手数料    | 13,600 |         |

$$272,000 - 27,610 = 244,390円 \quad 2106円$$

○組合員 スキ 115石 販売価格 203,000円

手数料 10,000

|     |         |        |         |
|-----|---------|--------|---------|
| 生産費 | 25,580円 |        |         |
| 売上高 | 林産費     | 2,000  | 立木代 石当り |
|     | 手数料     | 10,000 |         |

$$203,000 - 47,580 = 155,420 \quad 1351$$

○組合員 スキ 122石 販売価格 243,000円(土場渡)

手数料 12,000円

|     |        |        |         |
|-----|--------|--------|---------|
| 生産費 | 32,300 |        |         |
| 売上高 | 手数料    | 12,000 | 立木代 石当り |

$$243,000 - 44,300 = 198,700円 \quad 1710円$$

以上でもわかる通り、森林組合の収入は売上高の5パーセントの



手数料のみで、これと生産費を控除した額が立木代として組合員に支払われる。現在この事業に対して組合がもっている専属労務者は3人で年間10ヶ月の実効が見込まれ、臨時に5人の労務者が動員される。

現在はこのような小規模ではあるが、堅実に実績を挙げていることは、この組合にとっては幸せである。この芽を漸次伸ばしていくことが、この組合を名実共に森林組合たらしめる事業であるということはいえよう。それには何よりも組合員の理解と、組合の市場に対する地位の確立、更に資金の確保が必要となることは当然である。

#### d. 貸付事業

新しい森林組合の重要な事業の一つは、農村金融公庫の政策金融を資金源とする貸付事業である。これには造林、林道、共同利用、伐採調整等の資金であるが、現在は伐採調整資金の資金需要が最も旺盛である。しかしこの組合では、昭和27年度に伐採調整資金1件、貸付金額120,000円のみを扱ったのみでその他は全然利用されていない。造林、林道等の融資に対する資金需要の高が、林業経営の進歩性にある程度裏付するものであるとする見方をすると、それは単に組合のみのゆきに資を貸わせる問題ではないかもしれない。

## 4 財 務

### (1) 収支の実態

既にみてきたように、この組合は本来の組合事業、特に経済事業の実行量に乏しく、行政事務に関連した指導的事業を中心にして動いていることかうかかえるが、このような経営を行う源泉となる収

入は何であるうかが先ず最大の関心事になってくる。それはいうまでもなく指導事業からは、経済事業のようにいわゆる取引関係による収益がないからである。昭和27年度以降29年にいたる3年間について、損益計算書をほぐしてそれを追求するとほぼコンスタントの収入源となっているものは次のようになるようである。

#### イ. 賦課金

組合員からその森林所有面積/町歩(台帳面積)あたり30円の割で徴収するものである。徴収は10月1日払い形で徴収されるが、その収入率は10パーセント内外とみられる。未収金は2ヶ年間資産計上される。

#### ロ. 補助金

役場(現在は鹿沼市加蘇出張所)から団体補助として受け入れるものである。役場では森林組合のみでなく農業協同組合にも同額を支出している。

#### ハ. 森林区実施計画実行費

昭和29年度から成立した国庫補助予算(県費半額負担)で森林計画調査事業の事業量に応じて県林務部から受け入れる。

#### ニ. 利用料

森林所有者に代つて伐採の許可申請や届出(森林計画)を行い、その代行手数料として組合員から1件いくらの割で徴収する。

#### ホ. 特別賦課金

造林補助金申請並みに受領に關する事務手数料として、補助額の5パーセントを徴収する。

#### ヘ. 伐採手数料



森林組合員の木材販売高の25パーセントを徴収する。改組前の組合における収穫賦課金というべきものである。

以上のように経済事業外の収入を整理して最近3年間の非経済事業、経済事業別の事業収益を計算すると次のようになる。

第64表 収 支 実 態 表 (昭和27年～29年度)

|                       |             | 27年度          | 28年度          | 29年度          |
|-----------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 非<br>経<br>済<br>事<br>業 | 賦課金         | 142,757       | 100,887       | 83,067        |
|                       | 補助金         | 10,400        | 50,000        | 50,000        |
|                       | 実用材料        | —             | 58,950        | 72,980        |
|                       | 特別賦課金       | 9,450         | 9,730         | 19,900        |
|                       | 分担金         | 51,688        | 73,731        | 69,450        |
|                       | (+) 伐採手数料   | —             | 8,050         | —             |
|                       | 計           | 371,845       | 387,758       | 403,115       |
| (-) 費                 | 計           | 596,140       | 637,106       | 698,511       |
|                       | 費用          | 56,941        | 161,175       | 169,652       |
|                       | 事業利益        | 539,199       | 475,931       | 528,859       |
| 経<br>済<br>事<br>業      | 貸付事業        | —             | 8,424         | 2432          |
|                       | 購買事業        | 1,575,829     | 1,577,913     | 2,041,944     |
|                       | 販売事業        | —             | 90,200        | —             |
|                       | 林道事業        | —             | 1,386,000     | —             |
|                       | (+) 受託生産手数料 | 73,325        | 153,427       | 109,493       |
|                       | 計           | 1,649,154     | 3,215,963     | 2,153,869     |
|                       | (-) 費用      | 1,484,793     | 3,003,010     | 1,878,826     |
|                       | 事業利益        | 164,361       | 212,954       | 275,043       |
| 非経済事業                 |             | 539,199 (35%) | 475,931 (39%) | 528,859 (30%) |
| (+) 経済事業              |             | 164,361 (25%) | 212,954 (31%) | 275,043 (32%) |
| 計                     |             | 723,560 (100) | 688,885 (100) | 803,902 (100) |
| (-) 一般管理費             |             | 709,305       | 723,752       | 818,223       |
| (+) 事業外損益             | 残高          | + 14,255      | - 34,867      | - 14,321      |
|                       | (+) 事業外損益   | - 4,917       | + 45,510      | + 48,876      |
| 純 利 益                 |             | 9,338         | 10,643        | 34,555        |

以上によつてもはや説明するまでもなく、この組合の経済的基礎は経済事業ではなく、したがって指導組合ということも経理内容からも立証されたことにもなる。すなわち事業総利益のうち経済事業外の事業利益は3ヶ年を通じて68～75パーセントを占めている。この事業利益が組合の一般管理費として使用されることになるが各年を通じて事業外収入によりバランスの上では剰余金を出しており、その限りにおいては安定した経営を続けている。しかしここで再び非経済事業の収入源の吟味が必要になつてくるのは、果してこのような収入源が真に安定した性質のものであるかどうかによつて、この組合の経営の真の安定性が診断されるからである。このような観点に立つてみると伐採手数料が非経済事業収入総額の半ば以上を占めていることが気にかかるのである。この収入は既に説明したように、組合員から半は税金に似た形で徴収されており、組合員の側に立てば、その納入理由が甚だあいまいであることである。組合が指導事業を行うとすればその事業を行うことによつて組合員に有形無形の利益を与えなければならぬことは、むしろ正しい組合理論を抜きにしても明かなことである。組合員はその利益を享受するためにその対価として賦課金や手数料を組合に納めるということが素朴な原理であろうから、組合は現在のめぐる環境に押れて将来を考えていることは甚だ危険といわざるを得ない。

## (2) 経営分析

この組合が指導事業を主としており、販売事業等の経済活動を活発に行つていないために、公式的な財務諸表の分析は余り意味はないかもしれないが、昭和27年以降3ヶ年間の貸借対照表について、



資産、負債項目間の比率いわゆる静体比率によつて経営体としての安全性をみることにしよう。更にこれに加えるに動体比率によつて組合の経営活動による収益性について分析することか考えられるが既に述べたように商品の売買活動が稀少であるから省略することにした。

表65 貸借対照表(要約) 分析 (昭和27~29年)

|           | 27年                    | 28年                    | 29年                    | 備 考       |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 当座 資産     | 1,573,811 <sup>円</sup> | 2,809,829 <sup>円</sup> | 1,847,800 <sup>円</sup> |           |
| 棚卸 資産     | —                      | 4409                   | —                      |           |
| 仮 払 金     | 77,409                 | —                      | 1,310                  |           |
| (流動 資産)   | 1,651,220              | 2,814,238              | 1,849,110              |           |
| 貸付金       | 120,000                | 120,000                | 120,000                |           |
| 建物及び設備    | 72,425                 | 75,872                 | 98,152                 |           |
| (固定 資産)   | 192,425                | 195,872                | 218,152                |           |
| (外 部 出 資) | 233,012                | 233,012                | 233,012                |           |
| 資産 合計     | 2,076,657              | 3,243,122              | 2,300,274              |           |
| (流動 負債)   | 1,221,737              | 2,192,540              | 1,134,716              |           |
| (固定 負債)   | 120,000                | 120,000                | 120,000                |           |
| 負債 合計     | 1,341,737              | 2,312,540              | 1,254,716              |           |
| 出 資 合計    | 734,921                | 930,582                | 1,045,558              |           |
| 負債出資合計    | 2,076,657              | 3,243,122              | 2,300,274              |           |
| 流動比率      | 135%                   | 128%                   | 163%                   | 流動資産/流動負債 |
| 酸性検定      | 129                    | 128                    | 163                    | 当座資産/流動負債 |
| 資本固定比率    | 382                    | 415                    | 419                    | 出資固定/固定資産 |
| 資本負債比率    | 55                     | 40                     | 83                     | 出資固定/負債合計 |

#### (1) 流動比率

流動資産の処分価格が、50パーセントに半減してもなお支払能力があるために200パーセントを理想とするものであるが、かな

りの接近がみられ安全性は高い。

#### (4) 酸性検定

流動比率の補助として、有効な比率で、当座資産をもつて短期負債が完済されるために100パーセント以上を理想とするが、この組合ではまさにその限りにあいては完全といえよう。

#### (5) 資本固定比率

自己資本でもつて固定資産の買入をすべきであるという建前での比率も100パーセント以上が理想とされているが、いずれも非常な高率を示している。更に固定資産のうち伐採調整資金のごとき政策資金の貸付金が半ば以上を占めているから、これを除外して考えればその安全度は極めて高いともいえるであろう。

#### (6) 資本負債比率

負債は自己資本を限度とすべきであるとするればこれまた100パーセントの数値が必要であるが、この比率は年度によつて変化があり29年度は理想にやや近いところまで行っている。

以上を総合していえることは、企業体として安全性があることはたしかであるが、むしろこの組合では経営活動において極めて消極的な活動をしていることを物語っているに過ぎないともいえるであろう。



# 附 表



## 附 表 目 次

- オ 1 表 鹿沼市場年表
- オ 2 表 森林経営実態調査票の様式
- オ 3 表 森林経営実態調査票の階層別取まとめ
- (1) 経営者の性格
- オ 4 表 (2) 森林経営の実態
- オ 5 表 (3) 立木処分の実態
- オ 6 表 { (4) 森林組合の利用
- (5) 森林組合に対する世論
- オ 7 表 林業技術研究会々則
- オ 8 表 昭和27~29年貸借対照表と損益計算書
- オ 9 表 加蘇森林組合定款



附表 才ノ表 鹿沼市場年表

| 年 代         | 推計年次      | 総<br>数 | 業 者 数  |         |         |        |         |     | 年 間 太 |      |           |    |     |
|-------------|-----------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|-----|-------|------|-----------|----|-----|
|             |           |        | 木<br>計 | 材<br>製材 | 材<br>材面 | 建<br>計 | 具<br>敷城 | 手加  | そ の 他 | 投入木材 | 産出量<br>木材 | 建具 |     |
| 明治以前        | 安政        | 10     |        |         | 10      |        |         |     |       |      |           |    |     |
| 明 治         | 前期        | 明20    | 62     | 30      |         | 6      |         |     | 26    | 26   | 1         | 1  | 43  |
|             | 後期        | 明35    | 85     | 35      | 1       | 34     | 13      |     | 37    | 37   | 10        |    |     |
| 大 正         | 前期        | 大12    | 180    | 50      | 5       | 45     | 80      |     | 50    |      | 45        | 40 | 20  |
|             | 後期        | 大13    | 350    | 70      | 10      | 65     | 230     |     | 50    |      | 80        | 70 | 100 |
|             |           | 210    |        |         |         |        |         |     |       |      |           |    |     |
| 昭 和         | 初期        |        |        |         |         |        |         |     |       |      | 65        | 50 | 100 |
|             | 統制<br>まで  | 昭17    | 321    | 120     | 60      | 60     | 120     | 12  | 108   | 81   | 49        | 32 | 75  |
| 敗<br>戦<br>後 | 統制解除<br>前 |        | 330    | 170     |         | 130    |         |     | 30    |      | 30        | 10 | 80  |
|             | 昭23       |        | 520    | 200     |         | 290    | 40      | 250 | 30    |      | 25        |    |     |
|             | 昭24       |        |        |         |         |        |         |     |       |      |           |    |     |
|             | 昭25       |        |        |         |         |        |         |     |       |      |           |    |     |
| 最<br>近      | 昭26       |        | 427    | 109     | 69      | 40     | 288     |     | 200   | 30   | 5         | 25 |     |
|             | 昭27       |        |        |         |         |        |         |     |       |      |           | 25 | 50  |
|             | 昭28       |        |        |         | 30      | 26     | 398     | 198 | 200   | 81   |           | 45 | 20  |
|             | 昭29       |        | 535    | 50      | 30      | 26     | 398     | 198 | 200   | 81   | 30        | 40 | 18  |

昭和28年度入荷先別入荷量

|     | 下 取 | 建 具 | 敷 材 | 敷 材 | 敷 材 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
|     | 電 柱 | 養 材 | 敷 材 | 敷 材 | 敷 材 |   |
| 山 元 | 86  | 75  |     |     | 95  |   |
| 周 辺 |     | 50  |     |     | 50  |   |
| 遠 隔 |     | 42  |     | 18  | 40  |   |
| 外 材 |     | 37  |     |     | 15  |   |
| 合 計 | 86  | 204 | 19  | 200 | 509 |   |

単位 敷材 4石 建具 万本

| 材 の 流 れ                                                                                                                                | 主 要 記 事                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 販 売 先                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                 |
| 黒川を流送一部江戸本所に出す外は封鎖の市場                                                                                                                  | 朽木商人が鹿沼の出荷材を独占していたと推測される                                                                                                                                                                                        |
| 木材東京向ノ2% 周辺向ノ2% 残り県内地元建具は地元                                                                                                            | 明治20年茨城商人が建具を売った記録あり。(一円で<br>雨戸6本障子8本という)<br>明治23年日光線開通、明22年町制施行、<br>明30年代水力敷材所設立、<br>明35下野電力会社創立、電柱需要の抬頭、                                                                                                      |
| 電柱材年産10万石東京に100%<br>木材県内10%東京50%周辺30%<br>建具県内30%東京50%周辺20%                                                                             | 大1電力15HP敷材所丸鋸設立、大ノ0迄に五工場設立<br>競争生産地(上総)八街(下総)笠間(武州)株主が<br>東京に対して覇を競った。<br>お一次大戦以後鹿沼材は東京に印象を与え、大震災後<br>には建具工員1000人100万本とも伝えらる。<br>大ノ3、夏、恐慌4割倒産。<br>トラック輸送始まる                                                     |
| 木材東京向64% 周辺13%<br>地元18% 建具東京60%<br>周辺26% 県内5%                                                                                          | 昭和12建具機械化(角のみ、昇降盤、持ち取り材)ノ2<br>工場<br>昭和13〜17敷材工場の急激な増大<br>全面的にトラック輸送となる(関東地方)                                                                                                                                    |
| 26木材東京向50% 周辺10% 県内10%<br>建具東京61% 周辺35%<br>27木材東京55% 県内32% 周辺11% 建具京<br>京64% 周辺73% 県内9%<br>本木材東京35% 周辺21% 県内42% 建具<br>京45% 周辺55% 県内15% | 昭和24埼玉銀行鹿沼支店開設、木材業に積極的貸付<br>を開始<br>昭和25集団本工場の指定を受け建具資材の優先割当権<br>を獲得<br>昭和26から秋田杉木曽桧を使用2万石内<br>昭和25、26建具ファーム、昭和27不況始まる→横ばい<br>昭和25〜28敷材から建具に転換、建具の機械化進む。<br>昭和27敷材品の市売開始、昭和28宇都宮市売を開く、<br>昭和26以降他県材入荷、昭和28以降外材入荷 |

註 東大林政教室編「鹿沼木材市場の実態」(林野庁報告書)











附表 才三表 森林経営調査票の階層別概況

| 階層     | 村内戸数 | 戸票の抽出 |      | 至正       |         |         |    | 現金所得        |                       |                  |       |
|--------|------|-------|------|----------|---------|---------|----|-------------|-----------------------|------------------|-------|
|        |      | 抽出戸数  | 抽出比率 | 学正       |         |         |    | 役取正         | 農林業以外の収入              | 林業収入             | 炭業収入  |
|        |      |       |      | 大学<br>程度 | 中学<br>卒 | 高小<br>卒 | 不明 |             |                       |                  |       |
| 単位     | 戸    | 戸     | %    | 名        | 名       | 名       | 名  | 名           | 名                     | %                | %     |
| 50町以上  | 9    | 6     | 66   | 2        | 4       |         |    | 6<br>(郵便局長) | 1<br>(御役所員)           | 60~85<br>(70%2名) | 10~30 |
| 30~50町 | 9    | 5     | 50   |          | 4       |         | 1  | 4           | 2                     | 20~85            | 20~70 |
| 20~30町 | 12   | 5     | 45   |          | 2       | 1       | 2  | 2           |                       | 0~80             | 30~60 |
| 10~20町 | 30   | 8     | 26   |          | 5       | 2       | 1  | 2           | 1<br>(農協組合長)          | 0~40             | 40~90 |
| 5~10町  | 30   | 9     | 30   |          |         | 4       | 5  | 1           | 3<br>(公務員<br>農山<br>商) | 0~20             | 40~90 |
| 1~5町   | 101  | 4     | 3    |          | 1       | 1       | 2  | 1           |                       |                  | 0~5   |

## 1. 経営者の性格

| 割合   | 回答率           | 所有土地の状況 |    |       |       | 戦后所有地の変動総数    |      |         |         |    |
|------|---------------|---------|----|-------|-------|---------------|------|---------|---------|----|
|      |               | 耕地      | 林地 | 新炭林   | 用炭林   | 農地解放地主        |      |         | 山林の異動総額 |    |
|      |               | 平均      | 平均 | の比率   | 2町以上  | 戸数            | 解放面積 | 一戸当り大小  | 売却      | 買入 |
| %    |               | 反       | 町  | %     | 町     | 戸             | 反    | 反       | 町       | 町  |
| 0~10 | $\frac{4}{8}$ | 13      | 97 | 3~27  | 8~59  | $\frac{5}{6}$ | 469反 | 18~350反 | 55      | 76 |
| 0~25 | $\frac{5}{6}$ | 11      | 38 | 6~25  | 4~12  | $\frac{3}{5}$ | 147  | 11~81   | 18      | 9  |
| 0~50 | $\frac{4}{3}$ | 13      | 23 | 0~50  | 15~9  | $\frac{2}{5}$ | 10   | 4~6     | 2       | 4  |
| 0~3  | $\frac{8}{8}$ | 18      | 18 | 3~100 | 0~4   | $\frac{6}{8}$ | 48   | 2~15    | 4       | 29 |
| 0~20 | $\frac{6}{9}$ | 13      | 6  | 12~71 | 0~3.5 | $\frac{5}{9}$ | 12   | 1~5     | 3       | 10 |
| 0~80 | $\frac{4}{4}$ | 4       | 3  | 19~30 | 0~1   | $\frac{0}{4}$ | 0    | 0       | 0       | 6  |



附表 才々表 森林至管調査票の階層別状況

| 階 層    | 抽<br>出<br>戸<br>数 | 造 林        |          |         |         |         | 伐       |          |         |         |         |         |
|--------|------------------|------------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
|        |                  | 反当造<br>林本数 | 平均造林本数   |         |         |         |         | 用 伐 (平均) |         |         |         |         |
|        |                  |            | 26年<br>本 | 27<br>4 | 28<br>本 | 29<br>本 | 30<br>本 | 26<br>石  | 27<br>石 | 28<br>石 | 29<br>石 | 30<br>石 |
| 50町以上  | 6                | 250<br>300 | 9.9      | 7.2     | 11.6    | 10.2    | 12.8    | 997      | 707     | 885     | 2374    | 715     |
| 30~50町 | 5                | 250<br>400 | 29       | 24      | 28      | 32      | 21      | 310      | 204     | 230     | 270     | 230     |
| 20~30町 | 5                | 250<br>300 | 25       | 75      | 23      | 21      | 35      | 160      | 16      | 70      | 54      | 138     |
| 10~20町 | 8                | 300<br>400 | 26       | 11      | 24      | 15      | 12      | 171      | 183     | 43      | 57      | 53      |
| 5~10町  | 9                | -          | 06       | 03      | 07      | 08      | 04      | 46       | 66      | 32      | 22      | 12      |
| 1~5町   | 4                | -          | 5        | 10      | 11      | 09      | 03      | 50       | -       | 42      | -       | 2       |

2. 森林至管の実態

| 採        |     |    |    |     | 授 下 労 力 (平均) |    |     |    |     |          |         | 至管林地までの距離 |                  |                    |
|----------|-----|----|----|-----|--------------|----|-----|----|-----|----------|---------|-----------|------------------|--------------------|
| 薪 炭 (平均) |     |    |    |     | 自家労力         |    | 雇 用 |    | 合 計 | 支払<br>賃金 | 近 ( ) 山 | 遠 ( ) 山   |                  |                    |
| 26       | 27  | 28 | 29 | 30  | 植栽           | 撫育 | 鋤伐  | 植栽 | 撫育  | 鋤伐       | 計       | 円         |                  |                    |
| 4 本      |     |    |    |     | 人            |    |     |    |     |          |         | 円         |                  |                    |
| 45       | 19  | 06 | 08 | 27  | 18           | 29 | 53  | 69 | 234 | -        | 403     | 116       | 3町~8町<br>(平均5町)  | 15里~4里<br>(平均2里)   |
| 01       | 008 | 06 | 03 | 11  | 10           | 23 | 14  | 12 | 42  | 8        | 110     | 23        | 0町~15町<br>(平均4町) | 12町~1里<br>(平均1里)   |
| 21       | 19  | 07 | 06 | 21  | 6            | 44 | 13  | 8  | 39  | 10       | 121     | 27        | 1町~2町<br>(平均1町)  | 7町~30町<br>(平均30町)  |
| 03       | 04  | 04 | 03 | 05  | 4            | 13 | 1   | 10 | 38  | 10       | 75      | 20        | 0.5~5町<br>(平均1町) | 10町~4里<br>(平均1里)   |
| 04       | 06  | 02 | 02 | 002 | 3            | 17 | 1   | 1  | 1   | 7        | 33      | 3         | 1~15町<br>(平均5町)  | 15町~25里<br>(平均15町) |
| -        | 03  | 02 | 02 | 01  | 5            | 6  | 3   | 8  | 13  | 7        | 45      | 10        | 1町~10町<br>(平均5町) | 11町~2里             |



附表オケ表 森林経営調査票の階層別状況

| 階 層     | 抽<br>出<br>戸<br>数 | 取 引 の 実 態                                                 |                                           |                                               |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|         |                  | 用材売却回数<br>過去 5 年間                                         | 売却理由                                      | 売却先                                           |
| 50 戸以上  | 6                | 全部毎年伐採<br>年間 1 回 ~ 6 回                                    | 至常支出のため 5<br>その他臨時支出 1<br>結婚葬祭 3<br>事業用 1 | 森林組合<br>鹿沼木材業者<br>鹿沼製材業者<br>鹿沼建築材業者<br>村内木材業者 |
| 30 ~ 50 | 5                | "<br>年間 1 回 ~ 4 回<br>(年間 5 ~ 25 担水/戸)                     | 至常支出のため 5<br>結婚葬祭 2<br>臨時支出 2             | 鹿沼木材商<br>" 製材業者<br>村内木材業者                     |
| 20 ~ 30 | 5                | 毎年伐採 1 戸<br>5 年間に 4 回伐採 3 戸<br>" 1 回 " 1 戸                | 至常支出のため 4<br>山林買入のため 1<br>臨時支出 1          | 鹿沼木材商<br>村内木材商                                |
| 10 ~ 20 | 8                | 毎年伐採 1 戸<br>5 年間に 4 回伐採 2 戸<br>" 3 回伐採 3 戸<br>" 1 回伐採 2 戸 | 山林買入 2<br>家計臨時支出 2<br>結婚葬祭 1<br>自家建築 1    | 村内業者<br>鹿沼製材業者<br>鹿沼木材業者                      |
| 5 ~ 10  | 9                | 毎年伐採 なし<br>5 年間に 4 回伐採 2<br>" 3 " 2<br>" 1 " 2            | 家計臨時支出 3<br>結婚葬祭 3<br>事業用 2               | 木材業者<br>鹿沼木材業者<br>宇都宮木材商                      |
| 1 ~ 5   | 4                | 毎年伐採 なし<br>5 年間に 4 回伐採 1<br>" 2 " 2<br>" 1 " 1            | 結婚葬祭 1<br>家計臨時支出 1<br>事業用 1               |                                               |

3 立木取引の実態

| 取 引 高 法 |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 将 来 の 販 売 計 画 |   |
|---------|-----------|------|------------|----|----|----|----|----|----|---------------|---|
| 相場の補償   | 代 金 の 受 取 |      |            |    |    |    |    |    |    |               |   |
|         | 回 数       |      | 伐採から最終入金まで |    |    |    |    |    |    |               |   |
|         | 1回        | 2-3回 | 4回         | 前金 | 即金 | 1月 | 2月 | 3月 | 半年 |               |   |
| 業界新聞 3  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 4石以上     | 2 |
| 市場の閉止 2 |           | 4    | 1          |    | 3  | 1  | 2  |    |    | 500石以上        | 2 |
| 価格調査 1  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 500石以下        | 1 |
| 業界新聞 3  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 500石     | 1 |
| 森林組合 2  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 250石          | 1 |
| 業者 2    | 3         | 2    | 1          | 2  |    | 1  | 1  | 1  |    | 100石          | 2 |
| 市場の閉止 1 |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 不時の支出に備える     | 1 |
| 業者 3    |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 100石     | 1 |
| 林業研究会 1 | 2         | 8    |            | 1  | 2  | 1  | 1  |    |    | 50石           | 1 |
| 市場の閉止 1 |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 不時の支出に備える     | 3 |
| 業界新聞 1  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 100石     | 1 |
| 研究の組合 1 |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 20石           | 1 |
| 林業組合 1  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 不時の支出に備える     | 3 |
| 地元の 1   | 5         | 3    |            | 1  | 5  | 1  |    |    |    | 当分売らない        | 3 |
| 業者 1    |           |      |            |    |    |    |    |    |    |               |   |
| 森林組合 1  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 50石      | 1 |
| 地元の評判 2 | 6         | 3    |            | 1  | 6  | 2  |    |    |    | 不時の支出に備える     | 5 |
| 業界新聞 1  |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 当分売らない        | 3 |
| 地元の評判 2 |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 毎年売却 20石      | 1 |
| 業者 1    | 8         |      |            |    | 3  |    |    |    |    | 不時の支出に備える     | 2 |
|         |           |      |            |    |    |    |    |    |    | 当分売らない        | 1 |



附表才6表 森林至営調査票の階層別概況

| 階 層    | 抽出<br>数 | 森 林 組 合 の 利 用 と の                                    |                    |                         |           |    |                  |    |
|--------|---------|------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------|----|------------------|----|
|        |         | 用材売却時<br>の組合<br>利用状況                                 | 技術指導<br>の回数<br>と程度 | 最近一年間<br>の組合より<br>の苗木購入 | 造林補助金受領   |    |                  |    |
| 単 位    | 戸       |                                                      | 回                  | 4本                      | 26        | 27 | 28               | 29 |
|        |         |                                                      |                    |                         | 1人当平均 (4) |    |                  |    |
| 50町以上  | 6       | 除伐とその<br>後の掃除ノ<br>価格の知識<br>を得たノ                      | 2~15               | 8                       | 4         | 11 | 22<br>平均<br>14   | 29 |
| 30~50町 | 5       | 価格の知識を<br>得た<br>2<br>用材の売却販<br>路ノ<br>時期的使用系<br>が分かるノ | 3~15               | 2                       | 3         | 1  | 3<br>平均<br>3     | 7  |
| 20~30町 | 5       | 用材の見立て<br>指導ノ                                        | 3~数回               | 2                       | 12        | 10 | 13<br>平均<br>9    | 11 |
| 10~20町 | 8       | 価格の知識を<br>得た<br>2                                    | 2~40               | 1                       | 3         | 8  | 4<br>平均<br>4     | 3  |
| 5~10町  | 9       | 価格の知識を<br>得た<br>1                                    | -                  | 1                       | 1         | 9  | 2<br>平均<br>2     | 1  |
| 1~5町   | 4       | -                                                    | -                  | 2                       | -         | 22 | 0.8<br>平均<br>0.6 | 1  |

4 森林組合の利用 5 森林組合に対する与論

| 他   | 森 林 組 合 に 対 す る 意 見            |                              |                                         |                                        |                            |
|-----|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------|
| 金額  | 指導事業について                       | 苗木の供給について                    | 関係機関について                                | 組合の運営について                              | 賦課金について                    |
| 30  |                                |                              |                                         |                                        |                            |
| 7)  |                                |                              |                                         |                                        |                            |
| 7   | 展示林の設置ノ<br>指導員の増員ノ             | もつと良苗を望む<br>2 実地指導<br>奥地に欠くノ | 回数増加を望むノ<br>農肉期の利用ノ<br>2 実地指導<br>奥地に欠くノ | 組合の運営について                              | 増徴して政治資金<br>ノ              |
| 3   | 統計表の作成ノ<br>林道の開発 2<br>講習会を多開催ノ | 良苗と品種の一定<br>ノ                | 実地指導<br>ノ                               |                                        |                            |
| 1   | 技術指導ノ                          |                              |                                         | 指導員の増員を望<br>むノ                         |                            |
| 4   | 一般組合員に<br>も平等な指導ノ              | もつと良苗を望む<br>3 新知識の導入を望<br>むノ | 回数増加を望む<br>ノ                            | 材木の集荷売買は<br>面積割以外の取引ノ<br>少いものまで集め<br>ノ | 面積割以外の取引ノ<br>事業成果より増徴<br>ノ |
| 0.4 | 技術の指導 3                        | もつと良苗を望む<br>ノ                | 回数増加を望む<br>2 大山林所有者に役富<br>ノ             | もつと積極的に<br>ノ                           | 高 11<br>ノ                  |
| 1   | 指導表の閲覧ノ                        |                              | 回数増加を望む<br>ノ                            | 製材工場の設置<br>ノ                           | 高 11<br>ノ                  |



# 附表オク表

## 加蘇林業技術研究会々則

### オ一 総 則

- 1 本会は加蘇林業技術研究会と称する
- 2 本会の事務所は鹿沼市加蘇森林組合内に置く。
- 3 本会は森林所有者の子弟の親睦をはかり林業技術に関する改良、経営の合理化に努め会員の経済発展に貢献することを目的とする。
- 4 本会は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ。
  - 1 林業技術に関する相談と指導
  - 2 林業技術に関する改良並に指導
  - 3 弘報其の他印刷物の頒布並に講義
  - 4 林業技術に関する講習会並に討論会、実績発表会の開催
  - 5 其の他本会の目的達成に必要な事業

### オ二 会 員

- 5 本会の会員は左の2種とする。
  - 1 通常会員
  - 2 名誉会員
- 6 通常会員は森林所有者の子弟で本会の趣旨に賛同し総会で決定の会費を納入するものとする。
- 7 名誉会員は本会に特別の功勞のあつたもの又は林業技術改良に関し学識経験者にして会長か総会に諮り推薦したるものとする。

### オ三 役 員

- 8 本会に左の役員を置く
  - 1 会 長 1名
  - 2 副会長 1名

### 3 評議員 若干名

- 9 役員の任期は2ヶ年とし総会に於て選任する。
- 10 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 11 副会長は会長を補佐し会長事故ありたるときはこれを代理する。
- 12 評議員は会長の指示に依り会務を処理する。
- 13 本会に顧問を置くことが出来る。
- 14 本会に左の職員を置く。
  - 1 書記(会計を兼務する) 1名

### オ四 会 議

- 15 総会は毎年1回 月これを開き予算決算事業の方針を決定する。なお必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。
- 16 役員会は必要に応じこれを開く。
- 17 議事は出席者の過半数を以て決する。
- 18 総会及び役員会は会長これを招集する。
- 19 名誉会員は総会及び役員会に出席して意見を述べる ことが出来る。

### オ五 会 計

- 20 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 21 本会の経費は会費寄附金及び其の他の収入を以て充てる。
- 22 会費は総会に於て決定する。

### 附 則

- 1 本会則は昭和28年7月1日より実施する。



## 昭和 27 年度 貸借対照表

昭和 27 年 3 月 31 日

| 科 目         | 小 計        | 合 計          | 科 目          | 小 計          | 合 計          |
|-------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 資産之部        |            |              | 負債之部         |              |              |
| 1 流動資産      |            |              | 1 流動負債       |              |              |
| (1) 現金      | 224,463.32 |              | (1) 借入金      | 200,000.00   |              |
| (2) 預け金     | 380,578.32 |              | (2) 未払金      | 14,180.00    |              |
| (3) 売掛金     | 300,769.30 |              | (3) 未払費用     | 143,700.00   |              |
| (4) 未収金     | 205,061.00 |              | (4) 仮受金      | 52,929.00    |              |
| (5) 立替金     | 200,000.00 |              | (5) 諸預り金     | 81,092.82    |              |
| (6) 仮払金     | 77,408.62  |              |              |              |              |
| (7) 前渡金     | 160,000.00 |              |              |              |              |
| 流動資産合計      |            | 1,651,220.22 | 流動負債合計       |              | 1,221,136.82 |
| 2 固定資産      |            |              | 2 固定負債       |              |              |
| (1) 貸倒貸付金   | 120,000.00 |              | (1) 貸倒借入金    | 120,000.00   |              |
| (2) 建物      | 65,590.22  |              | 固定負債合計       |              | 120,000.00   |
| (3) 工具備品    | 16,830.92  |              | 負債合計         |              | 1,341,136.82 |
| 固定資産合計      |            | 192,421.12   | 出資之部         |              |              |
| 3 外部出資      |            |              | (1) 出資金      | 1,061,860.00 |              |
| (1) 関係機関出資金 | 233,012.00 |              | (2) 未払出資金    | 355,102.00   |              |
| 外部出資計       |            | 233,012.00   | 剰余金          |              |              |
|             |            |              | (1) 利益剰余金    |              |              |
|             |            |              | (1) 準備金      | 18,870.00    |              |
|             |            |              | (2) 前年度繰越剰余金 | 14.31        |              |
|             |            |              | (3) 当期未処分剰余金 | 9,338.22     |              |
|             |            |              | 剰余金合計        |              | 28,222.32    |
|             |            |              | 出資金合計        |              | 1,416,962.00 |
| 資産合計        |            | 2,016,657.82 | 負債出資合計       |              | 2,016,657.82 |

## 昭和 27 年度 損益計算書

昭和 27 年 3 月 31 日

| 科 目        | 内 訳          | 小 計           | 合 計        |
|------------|--------------|---------------|------------|
| 1 事業損益     |              |               |            |
| (1) 教育指導事業 |              |               |            |
| (收益)       |              |               |            |
| 1 賦課金      | 142,757.00   |               |            |
| 2 補助金      | + 10,400.00  | 153,157.00    |            |
| (費用)       |              |               |            |
| 1 教育情報費    | 39,416.00    |               |            |
| 2 施策実施費    | + 17,525.00  | 56,941.00     | 96,216.00  |
| (2) 信用事業   |              |               |            |
| (費用)       |              |               |            |
| 1 借入金利息    | 16,200.00    |               | 16,200.00  |
| (3) 販売事業   |              |               |            |
| (売上高)      |              |               |            |
| 1 総売上高     | 1,595,829.82 | 1,595,829.82  |            |
| (売上原価)     |              |               |            |
| 1 総仕入高     | 1,468,593.92 | -1,468,593.92 | 127,235.90 |
| (4) 利用事業   |              |               |            |
| (收益)       |              |               |            |
| 1 利用料      | 9,450.00     |               |            |
| 2 賦課金      | + 61,688.00  | 71,138.00     | 71,138.00  |
| (5) 施策受託事業 |              |               |            |
| (收益)       |              |               |            |
| 1 伐採手数料    | 371,845.00   | 371,845.00    | 371,845.00 |
| (6) 森林信託事業 |              |               |            |
| (收益)       |              |               |            |



| 科 目                | 内 訳                     | 小 計         | 合 計          |
|--------------------|-------------------------|-------------|--------------|
| 1 受託販売手数料<br>事業総利益 | 73,325.00               | 73,325.00   | + 73,325.00  |
| 2 一般管理費            |                         |             | 723,559.00   |
| 1 役員報酬             | 役員給与要員報酬<br>組合費、人件費、人件費 | 67,000.00   |              |
| 2 給料手当             | 平買給与管理<br>技術員2、普人、便丁1   | 38,650.00   |              |
| 3 賞与               | 販買賞与                    | 37,200.00   |              |
| 4 旅費交通費            | 役員旅費及他諸費<br>交通費         | 78,900.00   |              |
| 5 動力光熱費            | 電気料、水代、外                | 4,215.00    |              |
| 6 消耗品費             | 消耗品費                    | 14,108.50   |              |
| 7 通信費              | 電話料、其他                  | 10,830.00   |              |
| 8 広告料              | 新聞広告等                   | 3,000.00    |              |
| 9 租税公課             | 法人税、外                   | 18,510.00   |              |
| 10 会合費             | 接待費、外諸会合                | 38,005.00   |              |
| 11 負担金             | 森屋支払、負担金<br>外諸附金等       | 20,233.00   |              |
| 12 雑費              | 諸雑費                     | + 32,792.30 | - 709,304.20 |
| 事業総利益              |                         |             | 14,255.55    |
| 3 事業外収入            |                         |             |              |
| 1 受取利息             | 2,661.50                |             |              |
| 2 雑収入              | + 9,967.00              | 12,628.50   | + 62,628.50  |
| 4 事業外費用            |                         |             |              |
| 1 貸倒償却費            | - 17,545.00             | - 17,545.00 | - 17,545.00  |
| 当期純利益              |                         |             | 9,338.55     |
| (本年度末処分剰余金)        |                         |             |              |

昭和28年度

## 貸借対照表

昭和29年3月31日(28年度末)

| 科 目         | 小 計          | 合 計          | 科 目              | 小 計          | 合 計          |
|-------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|
| 資産の部        |              |              | 負債の部             |              |              |
| 1 流動資産      |              |              | 1 流動負債           |              |              |
| (1) 現金      | 168,179.00   |              | (1) 買掛金          | 88,200.00    |              |
| (2) 預け金     | 280,475.44   |              | (2) 借入金          | 100,000.00   |              |
| (3) 売掛金     | 475,129.30   |              | (3) 未払金          | 191,520.00   |              |
| (4) 前渡金     | 160,000.00   |              | (4) 未払費用         | 1,154,345.00 |              |
| (5) 販売品棚卸   | 4,408.50     |              | (5) 仮受金          | 200,000.00   |              |
| (6) 未收金     | 1,542,617.00 |              | (6) 諸預け金         | 32,709.00    |              |
| (7) 未收収益    | 135,838.00   |              | (7) 受託販売代金       | 239,986.00   |              |
| (8) 立替金     | 47,590.00    |              | (8) 前受金          | 185,280.00   |              |
| 流動資産合計      |              | 2,844,238.00 | 流動負債合計           |              | 2,192,540.00 |
| 2 固定資産      |              |              | 2 固定負債           |              |              |
| (1) 貸倒貸付金   | 129,000.00   |              | (1) 貸倒借入金        | 120,000.00   |              |
| (2) 建物      | 65,590.00    |              |                  |              |              |
| (3) 工器具備品   | + 10,282.00  |              | 固定負債合計           |              | + 120,000.00 |
| 固定資産合計      |              | 195,872.00   | 負債合計             |              | 2,312,540.00 |
| 3 外部出資      |              |              | 出資の部             |              |              |
| (1) 系統株式出資金 | 233,012.00   |              | 1 出資金            | 106,800.00   |              |
| 外部出資金合計     |              | 233,012.00   | 2 未払出資金          | - 160,748.00 | 291,051.92   |
| 資産合計        |              | 3,243,128.00 | 剰余金              |              |              |
|             |              |              | (1) 準備金          | 18,870.00    |              |
|             |              |              | (2) 前年度繰越<br>剰余金 | 14.31        |              |
|             |              |              | (3) 当期純利益        | 10,645.20    |              |
|             |              |              | 剰余金合計            |              | + 295,302.11 |
|             |              |              | 出資金合計            |              | 930,582.13   |
|             |              |              | 負債出資合計           |              | 3,243,128.00 |



昭和28年度

## 損益計算書

昭和29年3月31日(28年度末)

| 科 目             | 内 訳          | 小 計           | 合 計         |
|-----------------|--------------|---------------|-------------|
| 1 事業損益          |              |               |             |
| 1 教育指導事業        |              |               |             |
| (収益)            |              |               |             |
| (1) 延 課 金       | 100,887.00   |               |             |
| (2) 補 助 金       | 50,000.00    |               |             |
| (3) 森林区実施計画実行費  | + 58,950.00  | 209,837.00    |             |
| (費用)            |              |               |             |
| (1) 教育情報費       | 69,305.00    |               |             |
| (2) 経 費         | 32,920.00    |               |             |
| (3) 森林区実施計画実行費  | + 58,950.00  | -161,175.00   | 48,662.00   |
| 2 信用事業          |              |               |             |
| (収益)            |              |               |             |
| (1) 貸調貸付金利息     | 7,224.00     |               |             |
| (2) 貸調用貸付金取扱手数料 | + 1,200.00   | 8,424.00      |             |
| (費用)            |              |               |             |
| (1) 貸調借入金利息     | 7,224.00     |               |             |
| (2) 借入金利息       | + 18,100.00  | -25,324.00    | -18,100.00  |
| 3 購買事業          |              |               |             |
| (売上高)           |              |               |             |
| (1) 純売上高        | 1,577,913.00 | 1,577,913.00  |             |
| (売上原価)          |              |               |             |
| (2) 純仕入高        | 1,503,486.00 | -1,503,486.00 | + 74,427.00 |
| 4 販売事業          |              |               |             |
| (売上高)           |              |               |             |
| (1) 純売上高        | 90,200.00    | 90,200.00     |             |
| (売上原価)          |              |               |             |
| (2) 純仕入高        | 88,200.00    | -88,200.00    | 2,000.00    |
| 5 林道事業          |              |               |             |
| (収入)            |              |               |             |
| (1) 厚 補 助 金     | 924,000.00   |               |             |
| (2) 受益差分担金      | 462,000.00   | 1,386,000.00  |             |
| (支出)            |              |               |             |
| (3) 林道工事費       | 1,386,000.00 | -1,386,000.00 | 0-          |

| 科 目          | 内 訳          | 小 計         | 合 計          |
|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 6 利用事業       |              |             |              |
| (収益)         |              |             |              |
| (1) 利 用 料    | 9,730.00     |             |              |
| (2) 特別賦課金    | 73,731.00    |             |              |
| (3) 分 担 金    | + 6,050.00   | 89,511.00   | 89,511.00    |
| 7 施設受託事業     |              |             |              |
| (収益)         |              |             |              |
| (1) 受託生産 手数料 | 153,427.00   |             |              |
| (2) 伐採 手数料   | + 337,758.00 | 491,185.00  | + 491,185.00 |
| 事業純利益        |              |             | 688,887.00   |
| 2 一般管理費      |              |             |              |
| (支出)         |              |             |              |
| 1 役員報酬       | 組合員1役員11分額24 | 67,000.00   |              |
| 2 給料手当       | 常務理事外5人      | 409,150.00  |              |
| 3 賞 与        | 職員5人         | 57,700.00   |              |
| 4 退職給与金      | 大橋桂子退職金      | 10,000.00   |              |
| 5 旅費交通費      | 職員5人交通費      | 43,000.00   |              |
| 6 保険料        | 火災保険料 貸調用地林分 | 818.00      |              |
| 7 動力光熱費      | 電気料 木炭代 5ヶ月分 | 8,481.00    |              |
| 8 消耗品費       | 帳簿其の他用紙      | 15,100.00   |              |
| 9 通信費        | 電話料他         | 24,109.00   |              |
| 10 調査研究費     | 諸調査研究費       | 20,000.00   |              |
| 11 広告料       | 下野新聞外        | 4,000.00    |              |
| 12 会 費       | 諸会費          | 23,655.00   |              |
| 13 負担金       | 林道及林道協会      | 13,500.00   |              |
| 14 雑 費       | 諸雑費          | + 29,188.00 | -723,752.00  |
| 事業純利益        |              |             | -34,864.94   |
| 3 事業外収入      |              |             |              |
| 1 受取利息       |              | 7,988.00    |              |
| 2 雑 収 入      |              | 42,522.00   | 45,510.00    |
| 当期純利益        |              |             | 10,645.00    |
| (本年度末の利益)    |              |             |              |



## 損益計算書

昭和30年3月31日(29年度末)

| 科 目                | 内 訳         | 小 計           | 合 計       |
|--------------------|-------------|---------------|-----------|
| 1 事業損益             |             |               |           |
| 1 教育指導事業<br>(収益)   |             |               |           |
| 1 聴 課 金            | 83,067 -    |               |           |
| 2 補 助 金            | 50,000 -    |               |           |
| 3 森林区実施計画費<br>(費用) | + 22,980 -  | 206,047 -     |           |
| 1 教育情報費            | 82,187 -    |               |           |
| 2 経営策定費            | 14,485 -    |               |           |
| 3 森林区実行費           | + 22,980 -  | - 169,652 -   | 36,395 -  |
| 2 信用事業<br>(収益)     |             |               |           |
| 1 貸付金利息            | 2,432 -     | 2,432 -       |           |
| (費用)               |             |               |           |
| 1 貸借入金利息           | 2,432 -     |               |           |
| 2 借入金利息            | + 930 -     | - 3,362 -     | - 930 -   |
| 3 購買事業<br>(売上高)    |             |               |           |
| 1 購買品総売上高          | 2,041,944 - | 2,041,944 -   |           |
| (売上原価)             |             |               |           |
| 1 購買品総仕入高          | 1,875,464 - | - 1,875,464 - | 166,480 - |
| 4 利用事業<br>(収益)     |             |               |           |
| 1 利 用 料            | 12,900 -    |               |           |
| 2 特別聴課金            | + 69,450 -  | 82,350 -      | 82,350 -  |
| 5 施設受託事業<br>(収益)   |             |               |           |

| 科 目                  | 内 訳         | 小 計       | 合 計         |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 受託生産手数料            | 109,493 -   |           |             |
| 2 伐採手数料              | + 403,115 - | 512,608 - | + 512,608 - |
| 事業総利益                |             |           | 803,903 -   |
| 2 一般管理費              |             |           |             |
| 1 役員報酬               | 組合員報酬等      | 67,000 -  |             |
| 2 給料給与               | 常務理事/専任役員/  | 430,620 - |             |
| 3 順 与                | 取戻金         | 63,300 -  |             |
| 4 旅費交通費              | 取戻金交通費      | 58,250 -  |             |
| 5 動力光熱費              | 電燈料外        | 2,863 -   |             |
| 6 消耗品費               | 用敵その他       | 29,561 -  |             |
| 7 通信費                | 電話料切手外      | 24,200 -  |             |
| 8 調査研究費              | 諸調査研究費      | 35,289 -  |             |
| 9 広告料                | 新聞広告料       | 2,000 -   |             |
| 10 会 合 費             | 諸会合会議費      | 26,915 -  |             |
| 11 負 担 金             | 森区聴課金その他    | 28,620 -  |             |
| 12 返取給与金             | 取戻返取給与金積立   | 10,000 -  |             |
| 13 厚生費               | 取戻厚生費       | 5,000 -   |             |
| 14 雑 費               | 諸雑費         | 34,427 -  |             |
| 15 公 課               | 預け金利息税      | + 178 -   | - 818,223 - |
| 3 事業外収入              |             |           |             |
| 1 受取利息               | 5,692 -     |           |             |
| 2 雑 収 入              | + 43,184    | 48,876 -  | + 48,876 -  |
| 当期純利益<br>(本年度末処分剰余金) |             |           | 34,556 -    |



附表第2表 二  
昭和29年度

貸借対照表

昭和30年3月31日(29年度末)

| 科 目         | 小 計      | 合 計        | 科 目         | 小 計        | 合 計        |
|-------------|----------|------------|-------------|------------|------------|
| 資産部         |          |            | 負債部         |            |            |
| 1 流動資産      |          |            | 1 流動負債      |            |            |
| 1 現 金       | 260,361- |            | 1 買 掛 金     | 325,863-   |            |
| 2 預 け 金     | 358,401- |            | 2 未払費用      | 32,170-    |            |
| 3 應 得 金     | 581,393- |            | 3 諸 預 り 金   | 104,865-   |            |
| 4 前 渡 金     | 100,000- |            | 4 貸 倒 代 金   | 120,588-   |            |
| 5 未 収 金     | 373,182- |            | 5 前 受 金     | 245,000-   |            |
| 6 未 収 々 益   | 86,068-  |            | 6 返 給 手 引 金 | 10,000-    |            |
| 7 立 替 金     | 88,395-  |            | 流動負債合計      |            | 1,134,916- |
| 8 仮 払 金     | 1,310    |            |             |            |            |
| 流動資産合計      |          | 1,849,110- | 2 固定負債      |            |            |
| 2 固定資産      |          |            | 1 借 入 金     | 120,000-   |            |
| 1 代 理 金 付 金 | 120,000- |            | 固定負債合計      |            | 120,000-   |
| 2 運 物       | 65,590-  |            |             |            |            |
| 3 工 具 具 備 品 | 32,562-  |            | 負債合計        |            | 1,254,916- |
| 固定資産合計      |          | 218,152-   | 出 資 部       |            |            |
| 3 外部出資      |          |            | 1 出 資 金     | 1,061,800- |            |
| 1 系統出資金     | 233,012- |            | 2 未払出資金     | 76,618-    |            |
| 外部出資合計      |          | 233,012    | 剰 余 金       |            |            |
|             |          |            | 1 準 備 金     | 21,170-    |            |
|             |          |            | 2 作業積立金     | 1,000-     |            |
|             |          |            | 3 前期繰越剰余金   | 2,950-     |            |
|             |          |            | 4 当期剰余金     | 3,258-     |            |
|             |          |            | 出資金合計       |            | 1,065,558- |
| 資産合計        |          | 2,067,262- | 負債合計        |            | 1,254,916- |

加蘇村森林組合定款 (昭和27年改正)

附 加蘇村森林組合役員選挙規程

第1章 総 則

第1条 (目的) この組合は、組合員が協同してその森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、経済状態を改善し、社会的地位を高めることを目的とする。

第2条 (事業) この組合は、組合員のため次に掲げる事業を行う。

1. 組合員のための森林経営案の作成その他森林の経営に関する指導。
2. 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営。
3. 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受。
4. 組合員の行う林業に必要な資金の貸付。
5. 農林中央金庫及び足利銀行に対する組合員の負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立。
6. 組合員の行う林業に必要な物資の供給。
7. 組合員の生産する林産物の運搬、加工、保管及販売。
8. 組合員の行う林業に必要な種苗の採取及び育成に関する施設。
9. 組合員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に関する施設。
10. 防火線の設置、荒廃林野の復旧、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設。
11. 組合員の福利厚生に関する施設。
12. 林業に関する組合員の技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並に組合員に対する一般的情報の提供に関する施設。
13. 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結。
14. 前各号の事業に附帯する事業。

第3条 (名称) この組合は、加蘇村森林組合という。

第4条 (地区) この組合の地区は、栃木県上野原郡加蘇村とする。



オ5条（事務所の所在地） この組合の事務所は、栃木県上野原郡加藤村大字加藤ノオクス番地に置く。

オ6条（承継承継への加入脱退） この組合が森林組合連合会の設立の発起人となり若しくは設立準備会の競争に同意し、森林組合連合会の合併について同意し、農林中央金庫若しくは森林組合連合会に加入し又はこれから脱退しようとするときは総会の決議を経なければならぬ。

オ7条（承継企業参加） この組合がオ2条各号に掲げる事業を行うためには要がある場合において、会社の株式を取得し、又は会社若しくは前条以外の団体に對し出資をしようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。

オ8条（公告の方法） この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをし、且つ必要があるときは下野新聞に掲載してこれをする。

## 第 2 章 組 合 員

オ9条（組合員たる資格） 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。この組合の地区内にある森林一町歩以上を所有するもの。

2. 前項に掲げるものの外、この組合の地区内に住所を有し、地区内において林業を行う者又はこれに従事するもので組合の施設を利用することが適当であると認められるものはこの組合の準組合員として加入することが出来る。

オ10条（加入） 組合員にならうとする者は氏名又は名称及び住所並に引き受けようとする出資口数又は譲り受けようとする持分を記載した加入申込書を組合に對し提出しなければならない。但し、生産組合其他の法人の場合にあつては加入申込書に定款最近作成された財産目録及び貸借対照表並に加入についての総会の決議のあつた事を証する書面及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

1. 成立の年月日

2. 事業の概要

3. 役員の名及び住所

4. 出資の総口数

2. 組合は前項の加入申込書の提出があつた時は理事会の決議によつてその加入承諾を決定しその旨申込者に通知する。

3. 組合は前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者には出資オ1回の払込をさせ又はその者が持分を譲り受けた時は遅滞なく組合員名簿に記載する。

オ11条（相続加入） 組合員の相続人であつて、組合員たる資格を有する者（相続人であつて組合員たる資格を有するものが数人あるときは相続人の同意を以て選定された1人の相続人）が相続開始後90日以内に組合に加入の申込をした時は、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

オ12条（届出義務） 組合員がその資格を失ひ又は氏名若しくは名称住所組合員たる法人の定款若しくは役員に変更があつた時は直にその旨を組合に届け出なければならない。

オ13条（脱退） 組合員は、事業年度の終りの60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をしてその事業年度の終りに脱退することができる。

オ14条（除名） 組合員が次の各号の一に該当するときは総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合においてはその組合員に對し総会の日の7日前までにその旨を通知し、総会に於て弁明する機会を与えなければならない。

1. 引続さず一年以上組合の施設を全く利用しなかつたとき。

2. 出資の払込、賦課金の払込その他組合に對する義務の履行を怠つたとき。

3. 組合の事業を妨げる行爲をしたとき。

4. 法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるやうな行爲をしたとき。



2. 除名を決したときは、その理由を明らかにした書面を以てその旨をその組合員に通知しなければならない。

### 第 3 章 出資経費分担及び積立金

オ15条（出資義務）組合員は出資一口以上を持たなければならない。

2. この組合に現物出資をする組合員の代名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数に別表の通りとする。

オ16条（出資一口の金額及び払込の方法） 出資一口の金額は、金200円とする。

2. 出資オ17回の払込金額は1口につき金200円以上としオ27回の出資の払込み口その残額をオ17回払込事業年度中に払込むものとする。

オ17条（出資払込の通知） この組合は出資払込期日の2週間前までに書面により払込の金額、期日及び方法を各組合員に通知するものとする。

オ18条（出資口数の増加） 出資口数を増加しようとする組合員についてはオ10条オ17項本文又オ27項及オ37項の規定を準用する。

オ19条（出資口数の減少） 組合員はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、総会の議決を経て事業年度の終りにおいてその出資口数を減少することができる。

オ20条（賦課金） この組合は、オ27条オ17号及びオ27号からオ13号までの事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2. 前項の賦課金の額徴収時期及び徴収方法は総会がこれを定める。

3. 前2項の規定により既に徴収した賦課金は、これを返還しない。

オ21条（使用料又は手数料） この組合はその行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2. 前項の使用料又は手数料の額は規約で定める。

オ22条（分担金） この組合は森林法（以下法という）オ85条分担金の規定に依り買外者に分担金を課するため同条オ17項の認可を受けようとするときは、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

オ23条（過急金） 組合員が出資又は賦課金の払込を怠つたときは組合は、払込予定金額に対し払込期限の翌日から払込完了の日まで日歩々銭の割合で組合員から過急金を徴収する。

オ24条（準備金） この組合は損失のてん補に充てるため出資総額と同額に達するまで、毎年事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

オ25条（準備金の繰入） 次に掲げる金額は準備金に繰入る。

1. 徴収した過急金の額

2. オ27条の規定により算定した持分で払戻しをしないもの及び法オ100条（時効）の規定によりその請求権が所効によつて消滅したもの、額。

オ26条（任意積立金） この組合は剰余金から積立金を積立ることが出来る。

2. 積立金は、損失のてん補に充てる外、とりくずしてはならない。但し総会の議決による場合この限りでない。

オ27条（取戻金） この組合は、取戻金取給規定に定めるところにより毎事業年度取戻金取給と積立金を積立てる。

2. 取戻金取給規定は、理事会の議決により定める。

オ28条（法定繰越金） この組合はオ27条オ17号及びオ13号の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を指導教育及情報の事業資金として翌事業年度に繰越さなければならない。

オ29条（持分） この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度の終りに於て、次の標準により定める。

1. 払込済出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払込済出資金額に於いて算定する。但し、その財産が払込済出資金の総額に減少したときは、各組合員の払込済出資金額に於いて減額して算



定する。

2. その他の財産については、この組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は総会が定める。

2. 持分を算定するにあたり、計算の基礎となる金額でノ円未満のものは切り捨てる。

オ30条（持分の払戻）組合員が脱退した場合には、前条ノ項オノ号の規定により算定した持分の払戻しをする。但し除名により脱退した場合には、同号の規定により算定した持分額の2分の1とする。

2. 組合員が出資口数を減少した場合には、前条オノ項オノ号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に底する持分額の払戻をする。

#### 第4章 役員

オ31条（役員の定数）この組合に、役員として理事ノ人、監事3人を置く。

オ32条（役員の選挙）役員の選挙は附属書、役員選挙規定の定めるところにより行う。

オ33条（組合の選任）理事は、組合長ノ人常務理事ノ人を互選するものとする。但し、正組合員（法人を除く）以外の者から選出された理事は組合長、常務理事となることができない。

オ34条（理事の職務）理事は、法令及び定款の規定並に総会の決裁を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

オ35条（理事会）この組合の事業の運営は、理事会に於て決しこの定款で別に定めるものの外、次に掲げる事項は、理事会に附託しなければならない。

1. 事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項
2. 総会の招集及び総会に附託すべき事項
3. 役員の選挙に関する事項
4. 固定資産の取得又は処分に関する事項
5. 職員の任免及び給与に関する事項

6. 前各号の外理事において必要と認めた事項

2. 理事会の決裁は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決する

3. 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し出席した理事は、これに署名しなければならない。

オ36条（理事の責任）次の場合においてはその行爲をした理事は組合に対し連帯してオノ号の場合にあつては直ちに配当せられた額オス号の場合にあつては組合が蒙つた損害額につき弁済又は賠償をしなければならない。

1. オ55条又はオ56条の規定に違反する剰余金の配当に関する議案を総会に提出したとき。

2. 法令又は定款に違反する行爲をしたとき。

2. 前項の行爲が理事会の決裁に基いてなされたときは、その決裁に賛成した理事は、その行爲をしたものとみなす。

3. 前項の決裁に参加した理事であつて議事録に異議を止めなかったものは、その決裁に賛成したものと推定する。

4. 理事がその職務を行うにつき連帯又は重大な過失があつた場合には、その理事はオ三者に対して組合と連帯して損害賠償をしなければならない。

5. 組合の事業の範囲内にない行爲によつて他人に損害を加えたときは、その事項の決裁に賛成した理事及びこれを履行した理事は、連帯してその賠償をしなければならない。

オ37条（組合長の職務）組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2. 常務理事は組合長を補佐し、組合の業務を掌理する。

3. 理事はあらかじめ互選により定めた順位に従い、組合長及び常務理事事故あるときは、その職務を代理し、組合長及び常務理事欠員のときはその職務を行う。

オ38条（監事の職務）監事は、少くとも毎年事業年度一回組合



の財産又は業務執行の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、前項の監査の結果につき理事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

3. 監事が、その任務を終った時は、その監事は組合に対して連帯して損害賠償をしなければならない。

4. 監事がその任務を行うにつき悪意又は重大な過失があつた場合には、その監事はオ3号に対してもまた連帯して損害賠償をしなければならない。

5. 前2項の場合に於て理事も又その責に任すべき時はその監事及び理事を連帯債務者とする。

6. 監査についての細則は、監事が定める。

7. 前項の細則は、総会の議決を経なければならない。

オ39条 (役員任期) 役員任期は3年とする。

2. 役員の一部が欠けた爲に選挙により就任した役員任期及び附屬書、役員送付規程オノ9條の規定による再選挙により就任した役員任期は現任者の任期の残りの期間とする。

3. 茲オノ9條(役員改選の請求)の規定による改選の場合を除き、理事又は監事の全員が欠けた場合に於て選任した理事又は監事は、後任者のうち少くともノ人が就任するまでなおその任務を行う。

オ40条 (役員報酬) 役員報酬その他の給与は総会の議決によつて定める。

## 第5章 総会

オ41条 (総会の招集) 理事は毎事業年度終了後60日以内に通常総会を招集する。

2. 理事は左に掲げる場合に臨時総会を招集する。

(1) 理事が必要と認めたとき

(2) 正組合員がその五分の一以上の同意を得て会試の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

(3) 正組合員がその五分の一以上の連署を以て役員改選を請求したとき。

3. 前項オ2号又はオ3号の場合には理事は請求があつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 監事は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

(1) 理事の任務を行う者がいないとき及び理事がオ2項オ2号又はオ3号の請求があつても正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき。

(2) 監事が財産の状況又は業務の執行について不整の疑があることを発見した場合に於て、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

オ42条 (総会の招集手続) 総会の招集は、その会日の10日前迄に、書面を以て会試の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を組合員に通知するものとする。

オ43条 (総会の定数) 総会は、正組合員の、二分の一以上が出席しなければならない。試事を開いて議決することが出来る。

2. 前項に規定する正組合員の出席がないときは、理事は20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には前項の規定にかゝらず試事を開き議決することが出来る。但し茲オノ2ノ條各号(特別議決事項)に掲げる事項についてはこの限りではない。

オ44条 (総会の議決事項) 茲又はこの定款で別に定めるもの外次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 一組合員に対する貸付金額(特別の法律による貸付金額を除く)の最高限度

(2) 分担金の徴収及びその方法

(3) 一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度及び毎年事業年度内における債務保証の最高限度

(4) その他理事会に於て必要と認める事項

オ45条 (緊急試案) 総会に於ては、出席した正組合員(書面又は



代理人による者を除く)の三分の二以上の同意を得たときに限りオ43条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても議決することができる。但し、茲オノ2ノ条各号(特別議決事項)に掲げる事項はこの限りでない。

オ46条 (議長の選任) 総会の議長は、総会に出席した正組合員のうちから正組合員が選任する。

オ47条 (代理人) 正組合員は、総会に出席出来ない場合には、代理人を以て議決権を行使することが出来る。

2. 前項の代理人は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 正組合員

(2) その組合員と同じ世帯に居する成年者

(3) その組合員の森林を管理する成年者

3. 代理人は、4人以下の正組合員を代理することが出来る。

4. 代理人は代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

オ48条 (書面による議決権の行使) 正組合員が、前条の規定による代理人を以て議決権を行使できない場合には、書面をもつて議決権を行うことが出来る。

2. 前項の書面による議決権の行使は、その書面が総会の開会の時までにこの組合に到達しないときは無効とする。

オ49条 (準組合員の発言権) 準組合員は、総会に於て議長の許可を得て、意見を述べる事が出来る。

### 第 6 章 事業の執行及び会計

オ50条 (事業年度) この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

オ51条 (専用契約) この組合は、1年以内の期間において、組合員が組合の施設の一部を専ら利用する旨の契約を組合員と締結することができる。

2. 前項の契約は、書面で行なければならない。

オ52条 (員外利用) この組合は、組合員の利用に支障のない限り組合員以外の者にオ2ノ条オ3号オ5号及びオノ3号事業並にこれらの事業に附帯する事業以外の事業を利用させることが出来る。

オ53条 (余裕金運用の制限) この組合の余裕金は、農林中央金庫、加藤村農業協同組合、郵便局若しくは銀行に預け入れ、又は、国債証券、地方債証券、農林債券其の他金融機関の発行する債券を取得する外、これを他の目的に運用することが出来ない。

2. 前項規定により余裕金を預け入れる銀行及び余裕金を以て取得する農林債券以外の金融債券の積額は総会の議決を経なければならない。

オ54条 (規約) この定款の定めるもの、外業務の執行、会計その他に準じ必要な事項は総会の議決を経て規約で定める。

### オ 7 章 剰余金の処分及損失の処理

オ55条 (剰余金の処分) 剰余金から準備金に積立てる金額及びオ28条の規定により繰り越す金額及び積立金を積み立てる場合にあってはその金額を差引き、なほ残余があるときは出資に対する配当金事業分量に対する配当金又は繰越金とする。

オ56条 (配当) 出資に対する配当は、事業年度の終りに於ける組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年5分以内とする。

2. 事業分量に対する配当は、その事業年度内に於て取り扱った物の数量、価格その他事業の分量を考慮して組合員の事業の利用分量に応じてこれをする。

3. オ29条オ2項の規定は配当金の計算に準用する。

オ57条 (損失の処理) 損失は積立金準備金の順序によりてん補する。

### 附 則

1. 組織変更当時の役員は、その任期の如何にか、何れも組織変更



後1年以内に改定する。

2. 組ね変更前の組合員であつて組ね変更後なお組合員であるものが組ね変更の日から2週間以内に脱退する旨を組合に対し書面により通知したときは、オノ3条の規定にかゝらずその組合員はその通知をした時にこの組合を脱退する。
3. 組ね変更によつて脱退した組合員の持分の計算はオス9条の規定による。
4. この組合はオス2条の規定にかゝらず組ね変更前に行つていた事業については、その残務を処理する範囲内に於てこれを行う。  
(別表)

現物出資をする組合員

| 氏名 | 出資の目的たる財産 | 価額 | 出資口数 | 備考 |
|----|-----------|----|------|----|
|    |           |    |      |    |
|    |           |    |      |    |

(附属書)

## 加蘇村森林組合役員選挙規程

オ1条 次に掲げる者は被選挙権を有しない。

1. 未成年者
2. 禁治産者又は準禁治産者
3. 破産者で復権のできないもの

オ2条 役員の任期の満了による選挙は役員の任期が終る日の7日前までに行う。但し、役員の任期の終る日の60日以上前であつてはならない。

オ3条 組合長は役員の選挙を行う旨の総会召集通知書に投票開始の時刻及び選挙する理事又は監事の数を記載しこれを組合員に送付

すると共にこれの争議を選挙期日10日前までに公告しなければならない。

オ4条 組合員(その者が法人である場合はその業務を執行する役員、以下同じ)が役員の候補者になろうとするときは、選挙期日の通知のあつた日から選挙期日の3日前までの間に組合に対して文書でその旨を届け出なければならない。但し届出書には理事又は監事の別を明記する。

2. 組合員が他人を役員の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、組合に対し本人の承諾を証する書面を添へて文書で推薦の届出をしなければならない。但し届出書には役員種別を明記する。

3. 前2項の届出

4. 組合は前2項の届出があつた場合には選挙期日の前日までに候補者の氏名を公告しなければならない。

オ5条 選挙管理者は、選挙ごとに現に在任する理事の総数の三分の二以上の多数の同意を得て、組合長が正組合員(その者が法人である場合は、その業務を執行する役員、以下同じ)のうちからこれを指名する。この場合には本人の承諾を受けなければならない。

2. 前条オノ1項又はオス2項の規定による役員の候補者は選挙管理者になることが出来ない。

オ6条 選挙立会人は、選挙ごとに現に在任する理事の過半数の同意を得て、組合長が正組合員のうちから3人の選挙立会人を選任する。この場合には、本人の承諾を得なければならない。

2. 前項の選任をしたときは、その選挙期日の3日前までに本人に通知しなければならない。

3. 選挙立会人が3人に達しないとき又は達しなくなった時は、選挙管理者は、正組合員の中から選挙立会人を3人に達するまで選任し、直ちにこれを本人に通知し、選挙投票又は開票に立ち合わせなければならない。



4. オ4条オ1項又はオ2項の規定による役員の候補者は送等立合人になることができない。

オ7条 送等管理者は送等に関する事務を担当し、送等立合人立合の上投票箱を開き、投票を受理し、送等立合人の意見を聞いてその投票の効力を決定し、各人の得票総数を計算し、送等録を作つて送等に関する次オを記載し、送等立合人とともに、これに署名しなければならない。

オ8条 送等録は、その送等に係る役員の任期間、組合において保存しなければならない。

オ9条 投票総数が総送等権者数の五分の一に満たないときは、その送等は、無効とする。この場合にはすみやかに再送等を行わなければならない。

オ10条 正組合員は、送等の当日、自ら投票所に行き、所定の投票用紙に送等する役員の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

2. 投票用紙に記載する送等すべき理事又は監事の数は、1人とする。

3. オ3条により公告した投票開始の時に総会に出席していない者は、投票することができない。

オ11条 組合員名簿に登録されている正組合員でない者は、投票をすることができない。

オ12条 投票の拒否は、送等立合人の意見を聞き、送等管理者が決定する。

オ13条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 送等される役員の氏名の外他事を記載したもの（官位、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したものを除く。）

(3) 送等される人の何者であるか確認しがたい氏名を記載したもの

(4) 被送等権のない者の氏名を記載したもの

(5) 送等される者の氏名を自書しないもの

(6) 立候補しない者の氏名を記載したもの

(7) オ19条又はオ20条の規定による送等の場合にあっては現に役員の氏にある者の氏名を記載したもの

オ14条 得票総数多数の者をもつて当選者とする。但し、送等すべき役員の定数で送等される者の得票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票がなければならない。

2. 当選者を定めるにあたり、得票総数同一のものについては、送等管理者が、送等立合人立合の上、くじで定める。

3. 理事と監事の送等が同時に行われた場合において、オ1項により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者を得票数の多い方の役員の当選者と定める。

オ15条 当選者が定つたときは、送等管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の氏名を公告しなければならない。

2. 前項の公告の日から5日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選者は、その当選を承諾したものとみなす。

オ16条 当選者が前条オ2項の期間満了の日までに、当選を辞したとき、被送等権がなくなつたとき、又は死亡したときは、送等管理者は直ちにオ14条の例によつて当選者を定めなければならない。

3. 前項の規定により当選者が定つた場合には、前条の規定を準用する。

オ17条 送等管理者は、オ15条オ2項（前条オ2項及びオ18条オ2項で準用する場合を含む）の期間満了の日の翌日当選者の住所及び氏名を公告しなければならない。

2. 当選者は、前項の公告があつた時に、役員に就任するものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、当選者は、次條の当選、オ20条の送等又はオ19条（役員の改選の請求）の改選の場合を



除き、公告の時が現任役員の仕事満了前であるときは、その仕事満了の時に就任するものとする。

オ18条 法オ183条（試決、送付及び当送の取消）の規定により当送の取消があつたときは、組合長は、直ちにオ14条の例により当送者を定めなければならない。

る 前項の規定により当送者が定まつた場合にはオ15条の規定を準用する。

オ19条 役員の数に足る当送者を得ることができないとき又は法オ183条（試決、送付及び当送の取消）の規定による送付若しくは当送の取消の請求の結果当送者がなくなり、若しくは当送者が役員の数に達しなくなつたときは、前条の規定により当送者を定めることができるときを除き、組合はできる限りすみやかに、その不足の員数につき再送付を行わなければならない。

オ20条 役員の一部又は全部が欠けたときは、補欠送付を行わなければならない。但し、欠員数が理事又は監事のそれぞれの数数の二分の一以下であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の仕事満了前4箇月以内であるときは、この限りでない。

2. 前項の送付は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。